

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時  
令和元年7月1日(月曜日)  
午前10時0分開会、午後6時3分散会  
(うち休憩 午後0時3分～午後1時1分、午後2時56分～午後3時6分、  
午後4時54分～午後5時8分)
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、  
ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員、高橋孝眞委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、須川担当書記、鈴木併任書記、松本併任書記、森田併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 文化スポーツ部  
菊池文化スポーツ部長、岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長、  
藤田参事兼スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進室長、  
中村文化スポーツ企画室企画課長、高橋文化振興課総括課長、  
佐藤文化振興課世界遺産課長、  
高松ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長
  - (2) 商工労働観光部  
戸館商工労働観光部長、小畑副部長兼商工企画室長、  
高橋参事兼産業経済交流課総括課長、浅沼参事兼観光課総括課長、  
菊池定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、  
似内商工企画室企画課長、関口経営支援課総括課長、  
竹花産業経済交流課地域産業課長、西野定住推進・雇用労働室雇用推進課長、  
金野定住推進・雇用労働室労働課長、  
十良澤ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長、  
小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、  
熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長

(3) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長、  
大畑教育企画室教育企画推進監、山本教育企画室予算財務課長、  
新田教育企画室学校施設課長、山村教職員課総括課長、  
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、  
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、  
軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、  
藤澤学校調整課特命参事兼高校改革課長、  
橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、  
小久保学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、  
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、  
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、  
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、  
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

7 一般傍聴者

6名

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(請願陳情)

受理番号第98号 Jリーグスタジアム基準を満たすスタジアムを岩手県内に整備することを求める請願

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第4号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

イ 議案第9号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中

別表第5の改正関係

ウ 議案第11号 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第19号 岩手県立福岡工業高等学校校舎改築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

イ 議案第20号 岩手県立野外活動センター災害復旧(造成)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第23号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め

ることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第99号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2020年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願

## 9 議事の内容

**○城内よしひこ委員長** ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りします。今回委員の所属会派の異動に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○城内よしひこ委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。今期定例会での請願の審査の取り扱いについて御説明いたします。

6月10日の議会運営委員会でも説明がありましたが、通常、委員会の請願の審査に当たっては採択、不採択、または継続審査のいずれとするかを決定しているところでありますが、本日の委員会は、任期最後の委員会であり、継続審査はできないことから、採決に当たっては、採択、不採択、または、結論を出さないのいずれかを諮り、決定することとなります。

なお、委員会において、結論を出さないと決定した請願については、本会議では採決が行われず、閉会と同時に審議未了となりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、文化スポーツ部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第98号Jリーグスタジアム基準を満たすスタジアムを岩手県内に整備することを求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

**○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 受理番号第98号Jリーグスタジアム基準を満たすスタジアムを岩手県内に整備することを求める請願について参考説明を申し上げます。左上に参考資料と書いた資料をごらんください。

請願に関するJリーグスタジアム基準等につきまして、順次御説明申し上げます。

1のJリーグスタジアムの施設基準についてですが、スタジアムの入場可能数は、J3は5,000人以上、J2は1万人以上、J1は1万5,000人以上とされております。また、照明につきましては、従前はJ3リーグスタジアムについて1,500ルクス以上の照度を持つ照明装置を設置することが望ましいとされておりましたが、平成28年のJリーグスタジアム基準の改正によりまして、ピッチ内のいずれの箇所においても照度1,500ルクス以上の明るさを保持し、均一であることという基準となり、令和4年までに必ず具備するという整備期限が設定されております。このほかに、J1、J2のスタジアムには観客席が屋

根で覆われていること、また大型映像装置によるスコアボードの設置などの基準が設けられております。

次に、2の岩手県内のサッカー競技場の状況についてでございます。J3の入場可能数5,000人以上を満たし、ピッチが天然芝であり、サッカー競技の実施が可能な施設は県内に6施設ございますが、照度1,500ルクス以上の照明設備を有する競技施設は、現時点で県内にはございません。参考として、盛岡南公園球技場の施設概要を記載しております。以上で説明を終わります。

**○城内よしひこ委員長** それでは、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

**○郷右近浩委員** 何点か質問させていただきます。

今回、Jリーグスタジアム基準を満たすスタジアムを岩手県内に整備することを求める請願が出されております。先立って、一般質問でも同僚議員からさまざまな質疑があったわけでありまして。そういった中で、文化スポーツ部としては、県内の運動施設の整備についてどのようなお考えであるのか。今回のJリーグスタジアム整備の請願のみならず、岩手のスポーツ施設はどちらかというと貧弱であるといった認識をそれぞれの議員がもっているため、先日の一般質問など、いろいろな場面でそうした話が出てきております。県は、今後どのように県内のスポーツ施設を充実させていくのかお伺いします。

**○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 今御質問がございました県営スポーツ施設の関係につきましては、平成29年12月に岩手県で設置した県営スポーツ施設のあり方に関する懇談会で、全国的な競技会が開催できる水準のスポーツ施設が県内に1カ所以上あることが望ましいという意見がございました。先般の2016希望郷いわて国体では、夏、冬合わせまして40競技が実施されましたが、施設の老朽化等もございます。将来においても、全国的な大会ができる水準のスポーツ施設が県内に1カ所以上あることが望ましいという意見からすると、随時、ある程度の整備、改修を進めていかなければならないと考えており、県といたしましては、この考え方に基つきまして、今後、整備等を進めていきたいと考えております。

**○郷右近浩委員** 2016希望郷いわて国体のときが、盛岡市の岩手県営運動公園の整備をする最初で最後のチャンスだったのではなかったのかという気もしています。復興と背中合わせで進め、2016希望郷いわて国体を分散開催したという判断については、私自身、何も言うものではないと思っております。ただ、第25回国民体育大会で整備した岩手県営運動公園の老朽化が著しい。今回、Jリーグスタジアム基準を満たすスタジアムを岩手県内に整備する請願が出ておりますが、県内において、それぞれのトップレベルの試合を見る機会が少ないのが現状であります。日本のサッカーが伸びてきたのは、プロリーグができ、海外の選手といったトップレベルの方々のプレーを間近で見ることができる環境となったこと。また、岩手においても、小笠原満男選手といったトップレベルの方々が成長していったことが、今の日本のサッカーの基礎をつくってきたと思っております。

そういったことで、次の世代や、県民全てにすばらしいものを見せるチャンスは、さま

ざまなスポーツの世界、文化的な公演会などにおいて、私はあるべきだと思うわけであり  
ます。

そこで、今回、県都である盛岡市に係る請願が出されており、盛岡市にも同様の趣旨の  
請願が出され、採択されたと聞いておりますが、盛岡市から何かお話はあるのかお聞かせ  
いただきたいと思ひます。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 施設の所有者である盛岡市との関係と、調整の状  
況についてでございます。Jリーグのスタジアム基準が平成28年に改正されました。その  
後、平成29年度にいわてグルージャ盛岡と盛岡市との間で情報交換等を実施したと聞いて  
おります。また、平成30年度には、岩手県サッカー協会、盛岡市、いわてグルージャ盛岡、  
県の4者で打ち合わせを行い、情報共有、意見交換をしております。そうした流れの中で  
の、今回の請願と考えておまして、盛岡市とは随時連絡をとり、調整を進めております。

菊池文化スポーツ部長が一般質問でも御答弁申し上げたとおり、具体的な改修計画につ  
いては、盛岡市の考えを聞いておりませんし、まだ、はっきりと考えが出されていないよ  
うに見受けられており、そこを見きわめてからということだと思います。ただし、事務的  
な調整は、当然進めなければならないと思ひまして、今定例会終了後に意見交換、情報交  
換のすり合わせをする段取りをつけております。

○郷右近浩委員 今回の請願では、請願事項1にあるように盛岡南公園球技場にJリーグ  
基準を満たす照明設備を整備することという内容であります。例えばそれが整備された際  
には、今後、整備が予定されている盛岡南公園野球場とあわせて考えると、駐車場等の共  
有性や、電源等については、それぞれの会場でナイター照明設備を同時に使うという形で  
なければ、中心にコンデンサーを置き、配電盤のやりとりといったこともできるのではな  
いか。だとすると、盛岡南公園野球場の計画を立てている間に、将来的にどのようにして  
いくか盛岡市と計画を詰めながら進めていくべきだと3月の委員会でもお話ししておりま  
した。現在、盛岡南公園野球場の建設計画を、盛岡市と一緒に進めているという中で、多  
岐にわたるそうしたことも踏まえ、それぞれの打ち合わせを行っていると思ひております。  
盛岡南公園野球場は、盛岡市と岩手県と一緒に整備するという方針ですが、盛岡市の所有  
である盛岡南公園球技場については、岩手県と一緒に整備するというところで考えてよろし  
いのでしょうか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 今回の都市公園としての盛岡南公園の中での県と市  
の共有と申しますか、一緒に整備することは可能かという質問と捉えさせていただきました。  
盛岡南公園野球場につきましては、市と連携し、共同で整備することにしております。

ほかの設備につきましては、個々に対応を協議していかねばならないと考えており  
ます。一般論的に可能かということになると、可能だと思いますが、具体的な利用状況、  
今後の施設の改修計画、県民の声等々を考えながら、個別に対応していかねばならな  
いと考えております。

○郷右近浩委員 盛岡南公園球技場のグラウンドは、サッカーのみならずさまざまな形で

利用されている施設であると認識しております。その中で、今回ラグビーワールドカップ2019 があり、これからのラグビーの県内での盛り上がりを期待するところであります。岩手県内のスポーツ施設の充実というスタートラインに戻りますが、県内の運動施設をしっかりと整備していくと考えたときに、県営運動公園の再整備ができれば一番と考えますが、今回、盛岡南公園野球場を新設し、そして、今ある施設をさらに改修し、盛岡市と一緒に使っていくことも一つの道ではないかと思うところであります。ぜひその点について、菊池文化スポーツ部長のお考え等をお伺いしたいと思っております。

○菊池文化スポーツ部長 郷右近浩委員からいろいろな方法論についての御提案をいただきました。そういった方法論もこれからいろいろ考えられると思っております。

いずれにしろ、盛岡南公園球技場をどのようにしていくかというのは、盛岡市の活用計画も含めて、かくあるべしという議論はいっぱいあるのですけれども、どういうビジョンを持って対応していくかという根っこが最初ないと、議論が進まないというのもしかりでございます。

また、そうしたビジョン、展望を共有しながら、それぞれ厳しい財政の中でいろいろ対応しております。そういった中で、国の支援策を入れるに当たってもいろいろな諸条件があると思っております。盛岡市としては、財政的な視野をどこに置いた上で整備計画を練っていくかということが第一にあり、先ほど事務的な対応についてお話をさせていただきましたが、いろいろな事務的な議論を重ねていくことはもちろんでして、そういった上で、盛岡市の方針が示され、それに対して、県はどう対応するかという段取りになっていくと思っております。

いずれにしろ大事な問題だと思っております。県もしっかりと盛岡市と共同、協力して、一緒になって考えていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 第一義的には、盛岡南公園球技場は盛岡市の施設であります。ですから、盛岡市が中心になって、どのような形にしていくのかをしっかりと示し、その結果を受けて県が応援していくということは理解しております。

ただ、大きい考え方の中で、岩手県内のスポーツ施設をどうしていくかといったときに、例えば、これから岩手県が、全ての施設をどこかに新しく整備していくということは、正直言って難しいと思っております。これまで、さまざまな機会に質問を行い、答弁を聞いた中で、野球場はどこ、陸上競技場はどこといったように、県内各地の運動施設を改修して使っていき、そこでトップレベルのスポーツの試合ができるような施設をつくっていくという考え方は理解します。だとすると、先ほど示していただきました参考資料で、サッカーや、ラグビー等も含めて、まずはこうしたスタジアムといった機能をつくって、県民の方々にすばらしいものを見せるチャンスがある場所ということで考えれば、盛岡南公園球技場をどのようにしていくかが重要だと考えます。野球場関係でもいろいろな形の今やりとりがあるわけですから、今回の請願が採択された場合に盛岡市がどのような話をしてくるかという話ではなくて、盛岡南公園球技場をどのようにしていくかを、受け身では

なくしっかりと盛岡市と一緒に考えていくと。そうした形をしっかりとっていただきたいと思うわけでありますが、事務的な立場での所感をお伺いしたいと思います。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 先ほど、菊池文化スポーツ部長が御説明申し上げました大きい考え方に沿って、事務的には個々の施設の改修、もしくは新しい整備につきまして、どれだけニーズがあるのか、県民の声があるのか、その競技場が全国の大会にふさわしいように整備されているのか、老朽化によって不備がないのかといった基本的な考え方を、市町村から意見を聞き取ってまいります。また、郷右近浩委員御指摘のとおり、県で競技スポーツ施設を全て整備するのは、現実的に難しいという気はしております。例えば、陸上競技の国体の主会場をレベルアップするということにつきまして、北上市でありますと北上総合運動公園など、県全体のスポーツ振興と、また競技力の向上とを合わせながら、個々にニーズを調査しながら市町村の持っているすぐれた施設を整備していくというのが事務的な考えでございます。

○郷右近浩委員 先日、奥州市でカヌーの大会があり、さらに7月にも予定しております。また、トップの方々が集まる大会があったりと、それぞれの地域でいろいろな特色を持っていいものが見られるという環境をつくっていくことは、私は絶対的に必要だと思います。それを見に行く方々が移動をすること、競技に興味を持ってもらうことなどが、県内の内需的な部分を含めての活性化になると思います。

サッカーでいうと、試合がある土曜日や日曜日の昼間は、子供たちがサッカーを行っていたり、観客となるべき人たちがプレーヤーになっていてなかなか見に行くことができない。例えば、ナイター照明がある施設ができることで、夕方から夜にかけて見に行けるようなチャンスがふえることも想像できます。これまで、宮城県で行われるサッカーの試合の観客動員数、その中に占める岩手県から行っている人たちの状況等を考えると、多くの方々がトップレベルのサッカーの試合を見るために移動をしております。ぜひとも岩手で素晴らしいトップレベルのサッカーの試合を見せて、サッカーでいえば第2、第3の小笠原満男選手であったり、スキージャンプでいえば小林陵侷選手といった、それぞれの種目のトップ選手のような方々を、次々に輩出できる環境をつくっていただきたいと思います。意見としておきます。

○斉藤信委員 私は、この請願の紹介議員になっておりますが、請願項目が二つあります。一つは、いわてグルージャ盛岡のホームスタジアムの照明設備をJリーグ基準を満たすように整備してほしいということ。これは、まさに喫緊の課題だと思います。

二つ目は、J2、J1の基準を満たすスタジアムが岩手県内に存在しない。そのため、そうしたJ2、J1の基準を満たすスタジアムの整備であります。

まず1点目からお聞きします。郷右近浩委員も質問しましたが、4者協議をやってきたということですから、盛岡市がいわてグルージャ盛岡のホームスタジアムとして、Jリーグ基準を満たすよう盛岡南公園球技場を整備したいということだと思います。そうした場合に、現状でどういう補助事業があるのか。照度1,500ルクス以上の照明設備を整備する

場合には、どの程度の経費が必要なのかを示してください。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 まず施設の整備費、照明関係についてでございます。盛岡市からは、新たに照明施設を整備する場合は、おおよそ7億円から8億円の費用がかかるのではないかと伺っております。

また、財源、補助についてのお話がありました。これにつきましては、可能性ということでお話しさせていただきますが、日本スポーツ振興センターのt o t oのスポーツ振興くじ助成で整備費用のメニューがございます。これは、助成率が3分の2で、上限が1億円でございます。これは、こういうメニューがあるということで、今回の場合に適応するかにつきましては、あくまでも可能性ということで御理解いただければと思います。

○斉藤信委員 そうすると、七、八億円の費用がかかり、今の段階でいけば、国等の補助事業はないと。日本スポーツ振興センターのt o t oのスポーツ振興くじ助成で、3分の2の補助で上限が1億円ということですから、六、七億円ぐらいはかかってしまうということですね。現存するプロリーグですから、J 3仕様への対応というのは喫緊の課題で、しっかり協議をして、盛岡市のいわぎんスタジアムに整備することになろうかと思えます。4者協議では、県がどういう支援が可能か協議しつつあるということですか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 まだ、財源の話までは行っていないのが実情でございます。まず、枠組みを決めてから、それについて協議するということだと思います。また、財源につきましては、支援制度の活用と並行して可能性は追求するという形と考えております。

○斉藤信委員 当面の課題とすれば、いわぎんスタジアムにJ 3対応の照明設備を整備するということでしょうから、そんなに複雑な話ではないと思うので、その際、活用できる支援、補助をしっかりと活用する。あと、県がどの程度支援できるかの可能性については、早く検討していく必要があるのではないかと思います。

二つ目の項目は、J 2、J 1基準を満たすスタジアムの整備ということです。先ほど説明された資料では、収容人員で見ると、県営運動公園陸上競技場は3万人、北上総合運動公園北上陸上競技場は2万 3,656人で、J 2、J 1基準の入場可能数はクリアできるということです。盛岡市のいわぎんスタジアムをJ 2、J 1の基準にするというのは、仮設スタンドならともかく、常設ということになると、全て作りかえなければならないことになると思いますので、施設の現状を考えると、私は無理だと思います。また北上市にお願いするというのではなく、この際、県営運動公園陸上競技場をしっかり整備して、J 2、J 1に対応することを検討する必要があるのではないかと思います。この請願項目2のJ 2、J 1基準への対応についてはどう考えていますか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 今御指摘のございましたJ 2、J 1基準を満たすスタジアムの整備への対応についてでございます。大きく分けて二つの要素がございます。一つ目は入場可能数。二つ目は照度 1,500 ルクス以上の照明設備でございます。それ以外にも、屋根で覆われていること、スコアボード設置等がございます。そのため、県営



運動公園陸上競技場に、3万人収容可能、かつJリーグスタジアム基準を満たした照明設備ということになりますと、技術的にはまだはっきりしておりませんが、新築時は、陸上競技場の基準で建設しており、そのエリアの中で照明の柱を建てるのが難しく、競技場の後方から照明の柱を建てなければならず、費用もかなり増すのではないかという想定をしております。それが幾らかということは、現時点では調査していない状況です。

齊藤信委員御指摘のとおり、選択肢の一つではありますが、その他の条件を考えると、難しい要素もはらんでいると考えております。

○齊藤信委員 盛岡南公園球技場は、施設的にJ2、J1基準にすることは不可能ですか。どうですか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 私どもが頂戴しているJリーグの施設基準ですと、現状の入場可能数5,000人からプラス5,000人、もしくはプラス1万人の収容設備が必要になり、仮設も含めていいのかどうかという議論はありますが、齊藤信委員の御指摘のとおり難しいということが一義的に言えると思います。仮設的、臨時的な収容設備を含めて可能かどうかについては、まだ確認をとっておりません。現状においては、いいか、悪いかというのは、はっきりとは言えない状況でございます。

○齊藤信委員 J2、J1基準を満たす整備と考えたときに、とりあえず、盛岡市のいわぎんスタジアムに照明設備を整備すると。そして、第2段階でJ2、J1基準を満たす整備という二重投資をすることが果たしていいのか。最初からJ2、J1も含めてやるのか。盛岡南公園野球場は、県と盛岡市で協力したと。よって、そういうJリーグスタジアム基準に対応した施設を、県と盛岡市で協力して、二重投資しないで整備するということも考える必要があるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 盛岡南公園野球場の共同整備の話をされましたが、私どもが、盛岡市と共同で盛岡南公園野球場の整備するのは、現在の県営野球場の代替施設としての位置づけでございまして、今回の請願にある、盛岡南公園球技場の照明設備の整備、充実を図っていくということと、一概に同じレベルで論じるのは難しいと考えております。

○齊藤信委員 これで最後にします。J3の施設基準を満たす対応は喫緊の課題ですけれども、J2、J1基準への対応ということを考えてやれば、二重投資については真剣に考える必要があるのではないかと。J2、J1に対応できる仕様であれば、J1の試合も誘致できるわけです。その点については、4者協議されているようですが、結局、いわぎんスタジアムに照明設備だけ整備したとしても、それではいつまでもJ3基準を満たすのみで、J2、J1仕様を満たさない施設でいいのか。私はJ2、J1を目指していわてグルージャ盛岡も頑張るほうが、施設整備を考えると合理的ではないかと思います。喫緊の課題にどう対応するか、請願項目はJ2、J1の施設の整備をとということもあるので、そのこともよく協議、整理をして、集中的に方向性を早く示して、どういう方向で対応していくか検討する必要があるのではないかと。最後に菊池文化スポーツ部長に聞いて終わ

ります。

○**菊池文化スポーツ部長** 郷右近浩委員に引き続き、斉藤信委員にもどうやって岩手県のサッカーを盛り上げていくかという前向きな御議論、御提言をいただきました。考え方としては、私も同様の思いを持っております。

このJ2、J1基準も視野に入れての展開というのは非常に戦略的でございまして、そういうことには我々も果敢に取り組んでいきたいと思っております。一方で、先ほども申し上げましたが、財政的に非常に厳しい状況にある中で、どういう方法論がとれるのかというのは、慎重に考えなければならない。盛岡南公園野球場の場合は、先ほど事務方で説明したとおり、老朽化した施設の云々ということと、公共施設の有効活用適正化という論理で、リニューアルし、古い施設は廃止するということで、いろいろな制度を活用しての実現といえますか、実施に向かって今進んでおりますが、そういったいろいろな整理も必要であります。

また、私もJ2、J1基準を満たす施設整備という視野を持っておりまして、そういった隆盛が岩手のスポーツ界にも大きな力を持つと思えます。これは、行政だけの仕事ではないだろうと思っております。何といたしまして、昨今のスポーツの盛り上がり、そしてスポーツの力が示す力というのは、地域経済に多大なる効果を生み出し、地域経済の活力に潤いを生み出す大きな力でもあります。あるいは、世界のトップが岩手をステージとしていろいろなことをやっていただき、世界とつながる可能性も出てきます。スポーツビジネスの展望もあわせて、民間の活力をどのように活用していくか。大きく県として、県民総参加で、スポーツ施設の中のサッカースタジアムにどうやって投資し、そしてその効果をみんなで享受し、さらに次の発展につなげていくかという戦略的な論理も必要かと思えます。

そういった意味では、今は県と盛岡市の行政の中で、非常に制約のある中での事務的な議論でございますが、今後は、県内の民間事業者を初め、広く全国、あるいは世界の民間事業者ともつながる、そういった民間のダイナミズムを活用した展望も必要になってくるのではないかと考えておりますので、その辺は考えていきたいと思っております。

○**小西和子委員** 私どもの会派も本請願に署名をさせていただきました。私も、いわてグルージャ盛岡のオープニングの試合に観戦に行きました。そのときの観客は3,000人ぐらいだったでしょうか。盛岡南公園球技場がオープンしてからの、いわてグルージャ盛岡の試合における観客の人数、推移等をお聞きしたいと思います。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 申しわけございません。推移の資料は持ち合わせておりませんが、私どもが調査した結果、2018年のいわてグルージャ盛岡のホーム試合での平均入場者数は、約1,200人と捉えております。

○**小西和子委員** 私もいわてグルージャ盛岡の試合に、何度か足を運んだのですが、オープニングの試合は観客が多かったのですが、今はそんなに観客が行っていないのです。監督の菊池利三が菊池文化スポーツ部長と同じ出身地で、私の家族ともつながりがあるもの

ですから、応援をしており、試合を見に行くのですけれども、もっと盛り上がりをつくらなければというのが正直な私の感想です。ただ、J3のスタジアム基準に合わなくなるとするのは困ったものだ。今年度は上位で頑張っていますので、まずはJ3のスタジアム基準をクリアすることだと思いますが、盛り上がりをもっとつけて、そして先ほどお話しした行政だけでなく、民間の力などさまざまな力をいただきながら整備をしていくという、そのあたりの見通しをお持ちなのか、先ほども菊池文化スポーツ部長がお話ししたのですけれどもお聞きしたいと思います。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** まず、J3の基準の照度1,500ルクス以上という照明設備は令和4年の6月までという期限が定められており、最優先課題につきましてはここであると補足させていただきます。

そういう考え方のもとに、プロスポーツチームに関する施策ということで、議論の中にもございましたとおり、子供たちが高いレベルの競技を身近に見るということにつきましては、岩手の子供たちにとって大きな将来への憧れ、夢、希望ということに現実的な目標を与えてくれることとなり、プロスポーツチームの存在は大きいと考えております。

県では、平成29年度からいわてグルージャ盛岡、岩手ビッグブルズ、釜石シーウェイブスの3チームと、学校や地域におきまして、スポーツの教室や健康づくり教室等々を行っており、県民の皆さんのスポーツ機運の醸成、運動する機会の創出を図っております。三つのトッププロスポーツチームの存在というのは県民の皆さんにとって大きいものがございしますので、県から日本チームに委託して行っている事業もございしますが、スポーツ教室、高齢者の運動教室などさまざまな事業を通じて、今後とも県民スポーツの活動の推進を図っていく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 私もそういうことがすごく重要だと思います。いわてグルージャ盛岡のホームの試合は、どうしても日中ですので、中学校、高校は部活動の時間です。なので、補助員とかさせられている高校生や、サッカー少年団の子供たちが、親子で見ているのが一般的です。先ほど、郷右近浩委員からもありましたとおり、照明をつけることによって、Jリーグのサッカー選手を目指すような中学校や高校の生徒たちも見に来られるようになるでしょうし、観客動員数もふえると思うのです。ですから、財政が厳しいのはよくわかりますので、民間にも働きかけて、小笠原満男選手に続くJリーグの選手を育てるのだという気概を持って、何かそういうシステムをつくっていただきたいと思うのですけれども、菊池文化スポーツ部長に聞いて終わります。

○**菊池文化スポーツ部長** 御提言をいただきありがとうございます。今回約14万人の署名を集めて、このような要望をされている経緯があります。これは、いわてグルージャ盛岡だけが汗をかいて集めたということではなく、5万人の県民、そして県外からも9万人の方々が署名していただいたということです。もちろん、いわてグルージャ盛岡も汗をかいているいろいろ頑張ったと思いますが、そもそも県民が求めている一つの形がしっかりと示されていると受けとめておりました。

先ほど、行政のみならず民間活力も活用してというお話をさせていただきましたが、そういう県民の理解のもとに、県民総参加でスタジアム整備に向けて取り組んでいこうという一つの大きなうねりといいますか、動きがこれから生まれてくることを期待しております。

いわてグルージャ盛岡では、募金も始められるということがございます。まさにいわてグルージャ盛岡の取り組みは、一つの理想形の動きをされていると思っております。民間の力は、県内はもちろんだと思いますが、県外も含めて、5万人に対して9万人の力、県外の大規模な資本、スポーツビジネスを展開されている民間事業者たちともいろいろな共同ができれば、より実現性が高まってくると思えますし、そういった力を結集して考えていくことが必要かと思っております。そういう意味でも盛岡市がどういう見解か、今後の考え方をしっかり聞いて、そのためには何をすべきかといった議論を重ねていきたいと思っております。先生方もみんな署名されているということでございますので、今後とも皆さんのお力も得ながら、いい方向に進めばいいと思っております。頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○ハクセル美穂子委員 これまでの議論を聞いた上で、一つ質問があります。全国的な競技会を開催できる水準のスポーツ施設が、県に1カ所あるべきというお考えということですが、国体の水準か、プロの水準かでかなり違ってくるということを、明確に分けて考えていかなければならないと思っております。プロの水準だとすると、例えばJリーグであればJリーグスタジアム基準がありますし、岩手ビッグブルズも同じ問題を抱えられています。岩手ビッグブルズは、今は何とかなっていますが、B3リーグでは、盛岡市と岩手県だけでなく、他の広域的な大きな広がりや、いろいろな施設でホームゲームを行っています。そういったことも踏まえて、全県的な盛り上がりをつくっていく主導は、県の考え方が大きいのではないかと思います。

先ほど、いわてグルージャ盛岡、岩手ビッグブルズ、釜石シーウェイブスと挙げられましたけれども、そういったプロスポーツチームとのスポーツツーリズムとの関連した取り組みについては、菊池文化スポーツ部長が答弁していただきましたが、今の議論だと行政——といっても盛岡市と県ですが、大きな目線で考えていったときに、まずはどういう形でやっていくべきか、仕組みとかビジョンをつくっていくことが必要ではないかと思っておりますが、そのことについて先ほど御説明されましたが、なかなか見えてこないなというところがあります。

私は余りJリーグに詳しくないので、Bリーグについて話しますが、他県では千葉県の千葉ジェッツなどの市民クラブがありまして、市民の皆さんの募金や、民間の力、市民の皆さんで1部リーグのチームを支えています。プロスポーツということで、株式会社であり、施設、株式会社の運営をしっかりと支えていく全体的な仕組みをみんなで考えていく必要があると思うのですが、そういったところの見解をお聞かせいただけたらと思います。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 2点御指摘いただきました。プロとアマの水準と

は違うということと、広域スポーツ施設の話でございます。御指摘のとおりでございます。先ほど郷右近浩委員の質疑の中でお話ししました、全国の競技大会が開催できる箇所は県内に1カ所以上あることが望ましいという懇談会の意見は、基本的にアマの水準を想定しているものでございまして、御案内のとおり、プロとなると施設水準のレベルは上がります。こういった中で広域的な利活用、整備のお話がありましたし、盛岡市と県が話している議論ではございますが、ほかの競技によりましては、ほかの市、県との調整ということも当然出てくる問題と考えております。

もう一つは、民間の力と申しますと、菊池文化スポーツ部長も申し上げたとおりで、行政だけで云々というよりは民間、また県民の皆さんの力、もしくはビジネスの力ということも相まってのトップチームの活躍による地域振興、スポーツツーリズム、スポーツビジネスの展開、スポーツ振興ということに結びついていくこととなります。直接的な答弁ではなく、恐縮でございますが、以上でございます。

○ハクセル美穂子委員 そのとおりだと思います。アマとプロの施設水準は違いますので、この三つのプロスポーツチームについては、また違った枠組みで、しっかりと県もコミットするけれども、県全体で支えていくという流れをぜひつくっていただきたいと。

Jリーグだけではなくて、Bリーグの皆さんも、子供たちにスポーツを教えてください。Bリーグの岩手ビッグブルズの皆さんも子供たちへのスポーツの指導を行ってくださっています。子供たちもプロの選手、外国人の選手に教えてもらおうと、目の輝きが違うのです。そういったプロの選手のプレーを、地元で見られるのは非常に重要なことですが、そういった試合に1,000人ぐらしか観戦に来ていないという状況についても、ある意味努力していかなくてははいけません。全体で努力するために、学校の部活動の時間を操作するというのもありなのかもしれませんし、夜にみんなで来ようというムーブメントをつくるということも非常に重要だと思いますので、ぜひその点について、照明施設の整備も含めてですけれども、考えていっていただきたいと思います。これは提言ですので、終わりたいと思います。

○田村勝則委員 先輩委員の方々から質問があり、答弁もあったわけですが、もう一度確認です。請願項目が2項目あるわけですが、請願項目1の照明設備の整備は、費用的には七、八億円ということですが、それは照明設備だけの費用でしょうか。

もう一つの請願項目2については、J2、J1ライセンスを取得した翌年度から5年内という一つの期間があるわけですが、観客席が屋根で覆われていることと、大型映像の設置という基準があります。例えば、盛岡南公園球技場は、現在収容人員5,000人ですが、照明をつけた場合の次の段階として、今度は入場人員も上げていかなければいけないわけですが、その観客席やスコアボード等の設備をした場合に、どのぐらいの費用がかかる試算をされているのかお聞きしたいと思います。

請願の場合には、請願の妥当性あるいは実現性ということがありますので、将来的に一つの施設に絞った場合に、先に想定されることを考え、そこまでが実現されるかというの

も我々の審査の一つの基準になろうかと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。

我が会派も、この請願には賛成という立場からお聞きしますが、他チームあるいは他県の状況について、こういったときどのような整備手法で対応してきたのかも、これから協議していく際に、検討、調査するというところもあると思っておりますが、もし聞き取りをされているのであれば、あわせてお聞きします。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 2点質問がありまして、1点目でございますが、7億円から8億円というのは、盛岡市からは、盛岡南公園球技場で照明設備を設置した場合のおおよその額と聞いております。いろいろな議論がございますが、盛岡南公園球技場の収容人数をプラス5,000人、プラス1万人ということが現実的、物理的にできるのかということとあわせて、恐縮でございますが、費用につきましては、把握してございません。施設によってどれぐらいかかるか、仮設的なものでいいのかという議論もありまして、今のところはJ2、J1の基準を満たす収容人数のシートを整備する費用については、把握してございません。

2点目でございますが、こういった施設整備の際の他県の状況でございます。Jリーグの東北のスタジアムの状況でございますが、私ども岩手県と同じような状況でございますのが青森県と福島県と把握しております。青森県では、ヴァンラーレ八戸、福島県では福島ユナイテッドFCでございまして、どちらも照明設備が不備と聞いております。今後、青森県、福島県ではどのような形で進むかにつきまして、方針は未定と伺っております。

また、参考ではございますが、ほかの県の試算でございますが、J2基準で1万人の競技場を新たに作るとすると100億円から145億円。そして、1万5,000人規模であるJ1基準で新しく競技場を作ると125億円から170億円が必要ではないかという数字を御紹介させていただきます。

○田村勝則委員 この請願にもあるように、岩手のスポーツを盛り上げるために、施設がきちっと整備されていくことを心から願っております。

もう一つお聞きしますが、照度1,500ルクス以上の照明設備を整備すると、野球場などでも使用基本料金が上がるわけですが、実際、その費用というのはどのぐらいになるのか、参考までにお聞きしたいと思っております。

それと、先ほど菊池文化スポーツ部長からもお話がありましたが、照明設備等を整備するために、いわてグルージャ盛岡も整備資金の確保等を目指した募金活動を行うということでもあります。サッカー協会も含めてですけれども、totoの助成金を活用できるのは当然しなければいけないわけですが、菊池文化スポーツ部長からも広く民間にという話がありましたけれども、さらにサッカー協会などに財政支援をしていただけるような制度はないのでしょうか。後発しているところをさらに盛り上げるためにということで、totoの助成金も使われていると思っておりますが、そういうラインもこれから検討するべき要素ではないかと思うのです。お答えできなければよろしいですけれども、お聞きします。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 まず、1点目の照明基準の照度1,500ルクス以上

の照明設備についてでございます。どのぐらいの明るさかという、イメージでございますが、県営野球場の内野が約 2,200 ルクス、外野が 1,200 ルクスでございます。県営野球場で照明を全部つけてナイターを行う場合、内野と外野の境目あたりの照度が約 1,500 ルクスと考えております。

また、利用料金への反映につきましては、大変申しわけありませんが、どのような設備を整備するかを事務的に試算している段階で、利用料をどのぐらい上げるかについては未検討でございます。もし設定するとなると、後で県民の方が使う施設という観点で設定していくということだと思います。

2点目でございますが、民間との分けというか役割分担、その線引きということでございます。それはプロスポーツチームの状況でありますとか、県民の皆さんの期待度等がございますので、一概に云々ということではないと思いますが、スポーツを通じたいろいろな地域振興、競技力向上、子供たちの育成ということも踏まえて、民間の活力を得ながら、行政も一緒になって進めていくというのが基本的な考え方ではないかと考えております。中途半端な答弁で申しわけありませんが、以上でございます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしましょう。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）の整備について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤世界遺産課長 手元にお配りしております、平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）の整備についてに基づきまして御説明申し上げます。

まず、1の平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）の概要です。設置場所は、平泉町の県立柳之御所史跡公園内でございます。施設の規模ですが、世界遺産平泉の価値の発信及び柳之御所遺跡の発掘調査や、柳之御所遺跡から出土した重要文化財等の展示収蔵を担う施設として必要な構造等を設定してありまして、鉄筋コンクリート造、地上1階建ての耐火構造施設で、延床面積約2,300平米としております。

次に、2のこれまでの検討経緯でございますが、平成28年度に平泉の文化遺産ガイダンス施設のあり方調査を実施しまして、その後、考古学や文化遺産の有識者から成る平泉遺跡群調査整備指導委員会及び地元関係機関から成る岩手県世界遺産保存活用推進協議会などと協議を重ねまして、平成29年度に基本構想を策定し、平成30年6月には基本計画の

策定を行い、平成30年度末には建築に係る工事の設計と展示の基本設計を取りまとめました。

次に、3の整備のスケジュールでございますが、建物附帯工事につきましては、今年度秋ごろの工事発注を予定しております。また、展示につきましては、年度末までに実施設計を完了し、次年度に展示工事に入りたいと考えておりまして、令和3年度のオープンに向けて準備を進めております。

次に、4の令和元年度当初予算の措置状況でございますが、平泉の文化遺産ガイダンス施設整備事業としまして、展示実施設計3,672万円を計上し、既に3,456万円が契約し、進めております。また、建築、電気、機械の建設工事につきましては、今年度の歳出予算は1億345万5,000円で、債務負担の限度額は令和2年度からの2カ年で13億3,500万円としております。

資料を1枚おめくりいただき、外観をごらんいただきたいと思います。建物の高さは10メートルを少し下回ります。外観の色合いなどは世界遺産平泉の景観に配慮したものとしております。また、柳之御所史跡公園との調和はもちろん、この右下の地図でごらんいただきますと、緑の部分が柳之御所史跡公園、横長のオレンジの部分がガイダンス施設の敷地、そして三角形にちょっと出ているところが道の駅平泉となり、これらのデザインが調和するよう配慮しております。駐車場には普通車45台、大型車2台の駐車を可能としております。

続きまして、展示の基本的な考え方でございます。展示につきましては、整備基本計画の展示基本方針などを受けまして、誰もが世界遺産平泉の歴史・文化とその魅力に触れ、平泉への導入として訪れた人の心に残る（響く）展示を全体のコンセプトとしております。下に四つの丸がございますけれども、その四つの視点に配慮しながら展示の演出を進めていく予定としております。

次に、展示室のイメージ図でございますが、資料の左下にメッシュのところがございますが、ここが全体の入り口になります。ここから入りまして、受付カウンターで受け付けていただき、最初に平泉インフォメーションで、1のフィールドガイド、2の未来へつなぐ世界遺産で世界遺産の場所や意義などをごらんいただいた後、INと書いてあるところから展示室に入って、それぞれの動線につながっていきます。

その後、Aプロローグシアター、B平泉の世界、C政庁・柳之御所遺跡と奥州藤原氏を順にごらんいただくこととなります。企画展示室は世界遺産平泉に関するテーマに基づきまして、期間限定の展示を行うスペースとしております。OUTと書かれているところから出ますと、そこからは柳之御所遺跡の全体や、仏国土（浄土）の説明に不可欠な金鶏山をガラス越しに望んでいただけるようになっております。また、休日に親子で一緒に来訪される方に楽しんでいただけるよう、発掘など参加体験的なコーナーも準備しております。また、平泉町をさらに知りたいという方は、3のミニライブラリーにおいて、自身で平泉の学術情報などを調べることができるなど、平泉に関する情報センターとしての機能も準



備しております。

一通り施設内をごらんいただいた後は、遺跡公園の散策に出かける、または道の駅で飲食や休憩するなどしながら、中尊寺ほか世界遺産を見学していただくことを想定しております。以上で説明を終わります。

○**城内よしひこ委員長** ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○**田村勝則委員** 1点だけお聞きしたいと思いますが、展示のコンセプトが四つあるわけですが、私が最近視察をしてすばらしいと思った施設では、展示だけではなくて、いろいろな景観などにも配慮されておりました。そうすれば、四季折々にいろいろと楽しめるということだと思のですが、そのときの滞在時間というのが大事なのです。

例えば、展示演出の4つの視点の中の4には、多様な来館者の視点に立ち選択性をもたせると書いてありますけれども、何回も来ていただくためには、滞在時間を想定しながら展示等を考えるべきで、一度だけでは見切れないという展示内容が私はいいと思ったのです。どのくらいの滞在時間を想定しているかお聞きしたいと思います。

○**佐藤世界遺産課長** 田村勝則委員から御質問いただきました滞在時間についてでございます。これは個人によって多少差があるということを前提に申し上げますが、現在、平泉町で運営しております平泉文化遺産センターは、大体20分から30分程度の滞在実績でございます。また、近隣の施設としましては、一関市巖美町でございます一関市博物館は、大体1時間前後が滞在実績として報告されております。平泉の文化遺産ガイダンス施設につきましては、詳細に展示設計を検討し、滞在時間の想定も必要になってくるわけですが、現時点では1時間を下回るぐらいの時間を想定しております。

○**田村勝則委員** 御承知かと思いますが、今お年寄りの観光が多くなっているのもあると思いますが、観光会社等は、トイレがここにあるとか、余り長い時間歩かせないとか、ある程度、滞在時間を想定しております。そういうところをしっかりと検証していただきながら、交流人口に寄与する施設になるよう、さらに検討を加えて頑張りたいと思います。

○**斉藤信委員** 平泉の文化遺産ガイダンス施設についてお聞きいたします。

岩手県立博物館との連携についてですが、重要文化財等の文化財は岩手県立博物館に保管、一部展示していると思いますが、そういった文化財の展示はどう位置づけられているのか。

もう一つは、私も今お話がありました、平泉の文化遺産センターを見てきましたけれども、今回、県が整備する文化遺産ガイダンス施設は、こういった既存の施設とどう連携し、どういった新たな役割を果たすのか示してください。

○**佐藤世界遺産課長** 平泉の文化遺産ガイダンス施設における文化財と岩手県立博物館等の既存の施設との連携でございます。岩手県立博物館は、岩手県の歴史を説明する上で欠かすことのできない資料を展示している施設であると理解しております。また、平泉町文化遺産センターは、平泉町の歴史を説明する資料を主として展示しております、現在、

平泉町が所有している資料の展示を行っております。新たに建設する平泉の文化遺産ガイダンス施設におきましては、世界遺産平泉に関する展示で欠くべからざるものを展示し、説明したいと考えております。

○**斉藤信委員** 岩手県立博物館に重要文化財等の重要な資料は全部あるわけです。私が聞いたのは、それがどのように平泉の文化遺産ガイダンス施設で活用されるのかということです。そういった点で、岩手県立博物館との連携はどうなるのか。

あわせて、東日本大震災津波伝承館は、説明員も教育して配置するとなっておりますが、平泉の文化遺産ガイダンス施設は同じく県立の施設ですが、管理運営体制はどうなるのか。

○**佐藤世界遺産課長** 岩手県立博物館との連携についてでございます。平泉の文化遺産ガイダンス施設におきましては、柳之御所遺跡から出土した重要文化財等を中心に展示する予定でございます。その中には、当然、岩手県の歴史を説明する上で欠くべからざるものもございます。したがって、現段階では、どうしても二つ必要なものにつきましては、レプリカ等を作成しながら、岩手県立博物館、平泉の文化遺産ガイダンス施設の両方でごらんいただけるような仕組みを検討したいと考えております。

それから、もう一点の管理運営体制につきましては、世界遺産に関するガイダンス施設等は全国にもございまして、その事情に応じてさまざまな形態があるようでございます。指定管理の場合や直営の場合、あるいは指定管理と直営を組み合わせる場合などいろいろな場合があります。今後、平泉の文化遺産ガイダンス施設を管理運営していく上で、どのような運営が適切なのか詳細に検討を進めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** そうすると、柳之御所遺跡にかかわる重要文化財を含めた文化財については、基本的には平泉の文化遺産ガイダンス施設に展示すると。管理運営体制については、これから検討するということですね。しっかり整備していただきたい。

次に、本会議でも議論になりました、いわてスーパーキッズの問題についてお聞きしたい。これまでのいわてスーパーキッズの修了生、実績、育成プログラム、運営体制はどうなっているのか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** いわてスーパーキッズ関連事業についてでございます。

まず、修了生でございますが、平成19年度からスタートし、301名を数えております。実績でございますが、まず、世界大会等への出場は延べ27人、入賞が延べ56人でございます。また、希望郷いわて国体で9名の入賞を果たしております。

次に、育成プログラムでございますが、今年度は、小学生と中学生のプログラムがございまして、小学生につきましては、体力測定、スポーツ心理、スポーツ栄養、傷害予防、けがになりにくいことについてを含めたスペシャルスクールと称した研修を行っております。また、競技体験のトレーニング、例えばカーリングでありますとか、レスリング等の体験をしていただくメニューや、合宿形式のトレーニングキャンプということで、集団生活を通じた積極性、自主性の養成でありますとか、先ほど申し上げた、実際に御飯を食べ

ながら体験してもらおうといったスポーツ栄養などのプログラムを組んでおります。

最後に運営体制でございますが、いわてスーパーキッズの育成事業につきましては、県の直轄で運営しております。スポーツ振興課の職員が、盛岡市青山の県営運動公園の近くの県体育協会において、保健体育関係の競技を中心に、12名で運営をしております。

**○斉藤信委員** いわてスーパーキッズの発掘育成は、かなりの成果を上げてきたのではないかと考えています。特に、育成プログラムのスペシャルスクールでは、スポーツ心理、スポーツ栄養、傷害予防というものをしっかり教育、研修されていると。いわゆるスポーツ医・科学の到達点を、小学生の段階からしっかり学んで、合理的、科学的なトレーニングを進めるという点で、大事な意義を持っていると思います。

きょう聞きたいのは、いわてスーパーキッズの6期生に、県内の陸上競技大会の短距離で1位、2位に入賞するようすばらしい選手が在籍していました。ところが、中学校の陸上部の顧問から激しいパワハラを受け、陸上部をやめざるを得なくなったという深刻な事態の相談がありました。6月21日に盛岡市教育委員会が不適切な指導に関する概要をまとめた資料には、事件の概要は、当時陸上部顧問であった当該教諭が、陸上競技の短距離走者として将来有望な当該生徒に対し、生徒の心身の状況や思いに寄り添うことなく、自分の思いどおりの練習をさせようと一方的で威圧的な指導をし、その結果、被害生徒は競技継続に対する意欲を失い、退部に追い込まれてしまったとあります。当事者に対する盛岡市教育委員会の回答では、子供への期待や夢を踏みにじるような言動もあり、保護者の不信感を招いた。不適切な指導、対応を続け退部まで追い詰めてしまったことは絶対にあってはならないことであるとありますとのこと。

いわてスーパーキッズでスポーツ医・科学を含め、トレーニングの方法を学んでいたが、中学校では夜7時まで練習するのが当たり前で、休みはなしと。陸上部顧問の言うことを聞かなかつたら、パワハラを受けるというパターンでした。この選手は、日本体育協会にもこの問題を告発して、日本陸上競技連盟、岩手陸上競技協会を経由して、当該中学校に本件に対する調査依頼が来ているということです。

少し前の事件になるわけですが、県立不来方高校の部活動に係る事件もあり、いわて県民計画（2019～2028）に、いかなる暴力行為も許されないと明記したわけです。体育協会や、陸上競技協会などを所管するのは県ですから、いわてスーパーキッズで養成されて、将来有望な選手が潰されるということがあっていいのかと。このことについて、どう把握して、陸上競技協会はどう対応しているのか、これからどうしようとしているのかをお聞きしたい。

**○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 3点御質問がございました。

1点目でございますが、斉藤信委員御指摘の案件につきまして、教育委員会を通じて把握しております。

2点目でございますが、具体的な競技団体となると、岩手陸上競技協会ということになりますが、確認したところ、御指摘のような事案についての情報は聞いております。

3点目の競技団体も含めた対応ということでございますが、昨今の判定の疑義でありますとか、指導者のパワハラということで、英語で恐縮でございますが、誠実性、健全性、高潔性を遵守するという行動をスポーツインテグリティと申しまして、これについて文部科学省スポーツ庁から、きちんと確保するようという通知がございます。これを受けまして、県は、岩手県体育協会を指導監督する立場でございますので、例えば先ほど申し上げました陸上競技協会であるとか各競技科目は、直接的な監督権限は当然ございませんが、岩手県体育協会を通じまして、加盟団体へスポーツインテグリティ等の指導を行っております。また、体育協会はこうした国の動き等々も含めまして、相談窓口を平成25年から設置しておりまして、年間数件の相談があると伺っております。

今後につきましても、岩手県体育協会への指導監督を通じまして、今お話がありましたような事案も含めてスポーツインテグリティという誠実性、健全性、高潔性をきちんと重視するという指針を遵守するよう、岩手県体育協会を通じて競技団体への指導を進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** いわてスーパーキッズが大きな成果を上げており、役割を果たしている。一方で、育てられた選手が、学校の現場で潰されているというのも1人ではないのです。そういう意味で、特に体育協会、各競技連盟、スポーツ指導者、顧問というのは、きちんとフォローしてほしい。子供たちを対象にしたスポーツ医・科学の到達点が、その倫理性も含めて、現場で全然生かされていない。そういった改革をぜひともしていただきたい。最後にもう一度、今後こういうことが絶対ないようにやっていただきたいけれども、いかがですか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 私どもは、いわてスーパーキッズを所管している部署でもございまして、そのいわてスーパーキッズのプログラムの中でも、先ほど申し上げましたスポーツインテグリティに関する直接的な指導者への指導などはしないですが、基本的に周りとのコミュニケーションをとりながら、いじめ等はしないでくださいという、間接的なメッセージも込めて、オリンピックの代表コーチを招聘いたしまして、ハラスメントはよくないということを、暗に子供たちもわかるような形で、工夫してカリキュラムの中に入れております。

こういったいわてスーパーキッズの取り組み、スポーツ医・科学の先端的な取り組みも含めて、競技力の向上を進める一方、そういった残念な事件が起きているということは現実的なものだと考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、体育協会を通じて、縦のルートで指導がいくと思います。私どもは、体育協会という機関を通じ、横串で競技団体への間接的なスポーツインテグリティの遵守、ガバナンスの強化を強めていきたいと考えております。

○**千葉進委員** 平泉の文化遺産ガイダンス施設に関してです。

確認ですけれども、地図を見ると平泉の文化遺産ガイダンス施設が建設されるのは、柳之御所遺跡のいろいろなものが無料で見られる、柳之御所資料館の場所と捉えてよろしい

ですか。

○佐藤世界遺産課長 イメージ図にお示ししております柳之御所遺跡のコーナーでございますが、この部分が柳之御所遺跡に関する説明、それから収蔵品等を展示するコーナーとなります。なお、有料、無料につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○千葉進委員 その部分は、これから質問したいと思うのですけれども、現時点では無料で見られている柳之御所資料館の場所と捉えていいのですか。

○佐藤世界遺産課長 新施設の平泉の文化遺産ガイダンス施設が建つ予定の場所につきましては、現在、柳之御所資料館が建っておりますが、平成 30 年 12 月をもちまして閉館となっております。そこでは、400 点ぐらいの資料を展示していたわけでございますが、平泉の文化遺産ガイダンス施設では柳之御所遺跡から出土した重要文化財が全体で約 900 点ございます。したがって、現状よりも少し詳しい説明及び資料をごらんいただけるのではないかと考えております。

○千葉進委員 まず、柳之御所資料館の場所だということが必要不可欠です。

先ほどの齊藤信委員の質問にもあったとおり、町立の平泉文化遺産センターがあるのですが、出土品を見るという形なので、時間は余りとられない部分はあると思うのですが、私は大体月に 1 回ぐらい訪問し、2 時間以上は見ております。私は、展示物の説明を一言一句読みます。そういった面で、今回の平泉の文化遺産ガイダンス施設は、平泉文化遺産センターとどういう違いをあらわそうとしているのか、理解できていないので、教えてください。

○佐藤世界遺産課長 今回の平泉の文化遺産ガイダンス施設は、世界遺産平泉の案内、ガイダンスがコンセプトの一つでございます。平泉の世界遺産というのは、仏国土（浄土）をコンセプトとして世界遺産に登録されておりますけれども、その価値についてできるだけわかりやすく伝える必要があるとイコモス等から指摘されております。その点を、図面で言うところの B の平泉の世界で説明したいと考えております。平泉町の平泉文化遺産センターとは、今後、連携の仕方等につきましても具体的に調整を進めていきたいと考えております。

○千葉進委員 県で独自にこれをやりますではなく、平泉町といろいろやりとりをしようと思うのですが、平泉町とはどういった打ち合わせをされているのか。例えば、平泉町では、図書館をつくろうとか、あるいはシアター的なものをつくろうという検討もしながら、そういった文化施設の計画をつくろうと思うが、県で文化遺産ガイダンス施設をつくる時に、どういった兼ね合いで進めているのか。あるいは、平泉町がつくろうという図書館も、平泉の文化遺産ガイダンス施設の近隣につくろうとしているのか。どこまで言えるかわからないが、平泉町とのやりとりの過程を教えてください。

○佐藤世界遺産課長 平泉町と平泉の文化遺産ガイダンス施設にかかわるやりとりについてでございますが、手元の資料 2 のこれまでの検討経緯をごらん願います。平成 29 年度に岩手県世界遺産保存活用推進協議会を設立しまして、この協議会には平泉町のみならず、

一関市、奥州市など地元の関係機関が含まれており、平成 29 年度で 4 回ほど打ち合わせ、協議等を進めまして、平泉の文化遺産ガイダンス施設のあり方、基本計画等を検討した経緯がございます。

○千葉進委員 余り内容に深く入っても仕方がないのかもしれないですけども、資料の 4 ページを見ると、1 で世界の中の平泉、仏国土（浄土）について。2 で奥州藤原氏と平泉についてで、平泉文化遺産センターもそうなのですけども、おそらくここでは奥州藤原氏が中心の展示かと思います。そして 3 で柳之御所遺跡を解き明かすですが、ここは完全に藤原秀衡絡みでの柳之御所の展示で、平泉で掘り出した展示品だろうと思いますけれども、何が資料館なのかという感じを受けるわけです。奥州藤原氏に関連するのであれば、平泉文化遺産センターで十分と思うのですけれども、そういった面で、どういったもので訴えかけていこうとしているのか私には見えないのです。

それでいて資料の 3 ページには、すばらしいことを書いているのです。平泉の歴史・文化と魅力に触れ、平泉の導入として訪れた人の心に残る（響く）という形で四つの視点があります。その中にも書いてある部分はあるわけですけども、私はむしろ、その外に書いてある、平泉と言えば…とありますが、藤原秀衡の時代に西行が 2 回も来ていますので、藤原氏と関連するはずですが、平泉文化遺産センターにも西行の展示等はないです。また、源義経はいつも言うことですからあれですけども、この資料に松尾芭蕉の名前が書いてありますが、平泉文化遺産センターの入り口には松尾芭蕉の足跡も少し書いてあるといったようにいろいろと中身について言いたい部分があるのですが、この場で言うことではないと思っています。全体像について、私が理解できるように菊池文化スポーツ部長にしゃべってもらえたらと思うのですが、お願いします。

○菊池文化スポーツ部長 この施設は、ガイダンス施設として整備する施設でございます。先ほど事務方から説明申し上げたわけですが、平成 21 年に平泉の文化遺産の世界遺産登録推薦書を出すに当たって、イコモスから世界文化遺産に平泉を登録していくに当たって、わかりやすい導入部分が必要と指導、指摘がございました。平たく言うと、わかりやすい導入部分をちゃんと説明する施設を用意するということが基本発想でございます。したがって、設置の場所につきましてもこういった柳之御所のような、広がりを持っていただく場所に来ていただいて、平泉の文化遺産のガイダンスということで、平泉の文化遺産を外観してもらおうということです。その上で、中尊寺などいろいろなところに行って、平泉一帯、世界遺産関連資産をしっかりと周遊、堪能していただいて、世界文化遺産の体験を貴重なもの、宝として持って帰っていただき、リピーターになってもらうということにつながっていくわけです。もともとの狙いはガイダンス、イントロダクション、外観してもらうためにわかりやすい施設をつくるということでございます。

そのため、平泉の文化遺産ガイダンス施設のコンセプトも、長くても 1 時間程度ぐらいになると思います。まず、仏教、仏国土の世界というのはこういうものという導入部から入っていき、いろいろなシンボリックな歴史的、文化的な遺産を中心としながら、そうい

ったものを見て、平泉をお腹、頭におさめてもらい、次の平泉の楽しみにつなげていくというストーリーがガイダンス施設の基本的考え方です。

一方で、さまざまな文化遺産も出てきておりますので、これらの貴重な文化遺産については、保存管理しなければならないというのが一つですし、研究もしなければならない。せっかくできる施設ですから、そういった現地でのさまざまな文化財を中心とした保存管理と展示で理解していただくといったことで進んでおります。千葉進委員御指摘の、さまざまな周辺の歴史的なファクター、要素についてももちろんですが、ガイダンスとして取り込めるものはたくさん取り込んで、連綿と現在につながっている平泉の大きな歴史観、そして岩手の歴史観を体感いただいて、魅力を感じてもらおうというストーリーをつむいでいこうと思っておりますので、せっかく御指摘いただいたさまざまな資産、宝についても最大限反映できるよう、展示設計の中で考えていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 先ほど千葉進委員からお話があった、平成30年に閉じた柳之御所資料館は、今後どのようなになるのか。今回、平泉の文化遺産ガイダンス施設をつくることによって、柳之御所資料館は完全に潰してしまうのか。

それから、今回の平泉の文化遺産ガイダンス施設ですが、先ほど、管理運営体制は今後検討していくということですが、そもそも論として、こういった施設をつくるときには、形、コンセプト、展示の配置を検討するわけですが、そのときに人がかかわっていかねばならない部分を見越す中で、何人ぐらいの人が携わる施設になっていくのか。そして、運営自体は指定管理なのか直営なのかわかりませんが、その運営を県でということになるかについてはどうでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 最初に御質問いただいた点でございますけれども、柳之御所資料館につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年12月末に閉館しまして、現在、解体工事の進捗を進めております。今後、解体に入りまして更地にします。その後、平泉の文化遺産ガイダンス施設を建設するものでございます。

2点目でございますが、具体的な管理運営の方法につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後、詳細な検討を行います。現在展示設計とあわせまして、具体的な事業、例えば企画展示を年に何回行うのか、展示がえはどのぐらいの頻度で行うか、遺跡公園との連携をどのようにやるかなどを詰めて詳細を検討しておりまして、必要な人数等もそれによって具体化してくると考えております。

運営費でございますけれども、まだ試算の段階ですが、規模が違いますので参考ですが、岩手県立博物館の設置面積は1万2,000平米ぐらいで、管理運営費が年間約2億1,000万円となっております。平泉の文化遺産ガイダンス施設の場合、岩手県立博物館の全体の面積の4分の1ぐらいで、単純な割り算というわけにはいかないと思うのですが、今後、詳細を検討していきたいと思っております。

○郷右近浩委員 まだ決まっていないということですが、これまで私どもはさまざまな視察であったり、また個人的な興味であるとか、過日、議会運営委員会で視察に行っ

た際には鳥取砂丘であったりと、いろいろなガイダンス施設を拝見しております。今回の平泉の文化遺産ガイダンス施設は、遺産が点在しているといった部分を含めて、その背景や、意味合いをしっかりと捉えていただくために、この施設は必要だろうと思います。施設をつくったから勝手に見てくださいという話ではなく、それを理解していただけるような仕掛けを、今準備されているように拝見しております。展示の中には人がしっかりと伝えていかなければいけない、説明しなければいけないという部分もあるので、そこを含めて、すばらしい施設をつくっていただければと思います。要望で終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

なお、当商工文教委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますが、文化スポーツ部の皆様には、終始、誠実な御対応をいただいたことに改めて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第4号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野雇用推進課長 それでは、議案第4号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その1）69ページをお開き願います。

なお、便宜、お手元に配付しております議案第4号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和6年3月31日まで延期しようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。点線の箱囲みの部分ですが、この基金は緊急雇用創出事業に要する経費の財源として使用するものであり、当該基金を財源として実施している事業復興型雇用確保事業の事業実施期間が、これまで令和4年3月31日までとされていましたが、国の平成31年度当初予算において、令和5年3月31日まで延長されたことに伴い、精算期間を含め令和5年3月31日としていた緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和6年3月31日に延期しようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

4の参考であります。事業実施期間と基金条例の有効期限のイメージをしていただくための図となります。この事業復興型雇用確保事業は、一定の要件を満たした求職者を沿岸被災地の事業所が雇い入れた際に、その雇入費を任用した日から最大3年間助成するも



のであります。実施期間が延長されたことにより、今年度に任用した者の雇入費が対象となるものであり、例えば4月1日に任用の場合は、令和4年の3月31日までが助成対象となり、本年度の2月1日に任用された場合の助成対象期間は令和5年の1月31日までとなります。このように任用時期により最大で令和4年度末まで事業実施期間となるものであり、それに合わせて基金の精算期間を含め、これまで令和4年度末の令和5年3月31日としていた緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を1年間延期し、令和6年3月31日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 有効期限が延長されることは賛成ですけれども、事業復興型雇用確保事業の条件、内容が変えられて、使いづらいものになっていると思いますけれども、これまでの実績と平成30年度の実績を示してください。

○西野雇用推進課長 事業復興型雇用確保事業は、平成29年度から始まっており、実績につきましては、平成29年度から平成30年度までで79事業所において活用しておりまして、209名の方々を助成対象として決定しております。

○斉藤信委員 この対象は被災者限定でしたか。それとも、被災した事業所であれば、求職者でいいのか。そして、3年間で助成金が210万円という補助の内容でしたか。

○西野雇用推進課長 発災の際に被災3県である、宮城県、岩手県、福島県等に居住していたという方が対象で、被災者とは限定しておりません。また、活用できる事業者は、沿岸12市町村に所在している事業所ということで、産業施策の政策であります補助金でありますとか制度金融を活用している事業所という要件になっております。

また、雇入費に関しましては、先ほど斉藤信委員から御紹介がありましたとおり、条件が当初より厳しくなりまして、1人につき3年間助成できるわけですが、最大120万円となり、1年目が60万円、2年目が40万円、3年目が20万円とそれぞれ上限になっておりまして、1人につき120万円までとなっております。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、59事業所、209人と言いましたか。(西野雇用推進課長「79事業所です」と呼ぶ)79事業所ですか。どういう事業所が活用しているのか。また、209人というのは、どういう方々がこの対象になったのかを示してください。

○西野雇用推進課長 活用実績の状況でございますが、昨年度の実績でございますと、食品加工の事業者、コンビニエンスストア、製造業、観光宿泊業、福祉施設など多様な事業者にご利用いただいております。グループ補助金だけではなく、福祉関係の産業施策に伴う補助金、政策金融公庫などの融資を活用していることが条件となっております、サービス業も含めて多様な事業者にご活用いただいております。

雇い入れた方々につきましては、手元に詳細がございませんが、もともと地元で働いていた方でありまして、岩手県出身の方もいれば、発災当時は宮城県にいた方などさまざまいらっしゃると思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当商工文教委員会に付託された別表第5の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○金野労働課長 議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、別表第5の改正関係について御説明申し上げます。議案（その1）の165ページをお開き願います。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第9号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要（商工労働観光部関係）により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。地方公共団体が徴収する手数料のうち、全国的に統一して定めることが必要とされているものにつきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める額を標準といたしまして、各地方公共団体の条例で定めることとされております。今般、消費税及び地域消費税の税率の引き上げに伴いまして、当該政令に規定しております技能検定試験に係る手数料の標準が引き上げられますことから、技能検定に係る手数料の額を増額しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。この表に記載のとおり、実技試験手数料をそれぞれ増額しようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は本年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これは、消費税関連の条例改正ということになると思います。この額そのものは標準政令で定められているということで、それを県の条例でも改正するという趣旨だと思います。この改正後の金額は、特級でいうと全職種が2%引き上げになっているのですか。私は厳密に2%引き上げにすべきなのだと思います。この改正後の額というのは現実何%の引き上げになるのですか。

○**金野労働課長** 今回の改定の割合ですが、平均いたしますと1.6%程度の引き上げとなっております。今回の改正につきましては、消費税の引き上げに伴いまして、その他諸物価等も勘案いたしております。例えば技能検定を実施する場合に、その費用を積算し直しまして、どうしても引き上げが必要という部分についての引き上げでございまして、主に技能検定の際に使います資材や材料といった部分の購入に係る費用の部分が若干高くなるということもあわせて、この程度の引き上げになっていると国で説明していると承知しております。

○**斉藤信委員** 平均して1.6%ということになると、実際に10%の消費税を請求された場合に中小零細業者の持ち出しということにならないのか。私は消費税の10%増税は反対ですから、この条例改正案に反対なのですが、10%の消費税が請求されたら中小零細業者が自腹を切るということになりませんか。

○**金野労働課長** 国の積算におきましては、消費税率10%をもとに技能検定に係る費用を積算し直した上でこの額が設定されていると聞いております。

○**斉藤信委員** 質問に答えていないな。

○**城内よしひこ委員長** 持ち出しがあるのかということ。

○**斉藤信委員** 10%請求される……。

○**金野労働課長** 失礼いたしました。消費税率が10%に引き上がった場合の額をもとに計算されておりますので、持ち出しはないものと考えております。

○**斉藤信委員** これは算数の話ですよ。消費税率が8%から10%に上がるのです。だから1.6%しか上げないとしたら、0.4%の差額が生じるわけです。中小零細業者はシビアなのです。中小零細業者は、こんなことをやっていたら自腹を切るのです。この条例の対象期間というのは、そういうことではないということなのか。そこをわかりやすく教えてください。

○**金野労働課長** 今回の標準政令の改正でございしますが、今設定されている額から消費税率が引き上がった場合の仕入れの金額、人件費、その他もろもろの諸物価等の推移も勘案いたしまして、消費税率10%で計算した場合の額について手数料の額が設定されるということで承知しておりますので、必ずしも消費税率が2%相当上がった分でもって、この技能検定に係る費用が丸々2%上がるということではないと承知しております。

○**城内よしひこ委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 景気が悪化する中で、消費税を10月1日から増税すると。これは、もう最悪の愚策です。これでは暮らしも経済もだめになるということのはっきりしているので、それを前提にした今回の手数料条例の一部改正については反対であります。

○**城内よしひこ委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかに討論がなければ、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに賛成の皆さん、御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○**城内よしひこ委員長** 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。なお、再開は午後1時からです。

〔休憩〕

〔再開〕

○**城内よしひこ委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第11号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**金野労働課長** 議案第11号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その1）の169ページをお開き願います。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案第11号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。職業訓練指導員の養成等を行うため、職業訓練の中核機関として国が設置しております職業能力開発総合大学校というものがございます。通称、職業大と申しますが、今般、この職業大での職業訓練指導員の養成訓練の短期養成課程の見直しが行われるところでございます。この見直しの概要ですが、点線箱書きの中にありますとおり、短期養成課程の中に、これまでの実務経験者向けの課程に加えまして、職業大に在学する訓練生向けの課程が新たに設けられたところでございます。この見直し等に伴いまして、本県の産業技術短期大学校の専門課程における職業訓練の基準等を改めようとするものであります。

次ページの参考の1をごらんいただきたいと存じます。本県の職業能力開発施設におきまして、高校卒業者を対象としたいわゆる学卒者訓練でありますが、産業技術短期大学校における専門課程の高度職業訓練、それから高等技術専門校における普通課程の普通職業訓練の二つに大別されておきまして、それぞれの訓練科が設けられております。今回の改正は、専門課程における訓練基準等の改正でございますので、産業技術短期大学校における職業訓練が対象となるものでございます。

2の専門課程の職業訓練指導員でございますが、専門課程の訓練を指導する職業訓練指導員の場合、職業訓練指導員の資格要件と同等以上の能力に加えまして、相当程度の知識、技能を有する者、具体的には、例えば大学院の修了生ですとか、職業大の指導員訓練の修了者等とすることをこの条例の中で定めております。

資料の前のページにお戻りいただきまして、2の条例案の内容について御説明させていただきます。(1)といたしまして、職業大における短期養成課程の見直しに伴い、産業技術短期大学の専門課程の訓練におきまして、訓練の実施に係る科目の編成ですとか指導方法といった訓練の実施に必要な各種調整等の業務を担当するために、訓練科ごとに1名以上配置しなければならない職業訓練指導員の要件を改めるものでございます。具体的には、職業大の短期養成課程の修了者の場合につきましては、これまでの短期養成課程と同様の訓練を行います実務経験者訓練技法習得コースを修了した者に限るとするものであります。

また、(2)といたしまして、ただいま御説明いたしました職業大の短期養成課程の見直しのほか、学校教育法の改正により、専門職業人材の養成を目的とする新たな高等教育機関といたしまして、大学制度の中に新たに専門職大学が設けられたことに伴い、産業技術短期大学の専門課程の職業訓練指導員となるための要件を改めるものであります。具体的には、産業技術短期大学の専門課程の職業訓練指導員となるための要件の一つに、10年以上の実務経験を必要とするというものがございしますが、職業大の短期養成課程実務経験者訓練技法習得コースを修了し、能力審査に合格した者につきましては、従前の短期養成課程の修了者と同様に必要な実務経験を5年以上とするほか、専門職大学の卒業生につきましても、他の大学の卒業生と同様に必要な実務経験を5年以上とするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。また、職業大における短期養成課程の見直しに伴う改正部分に係る経過措置といたしまして、この条例の施行前に、職業大における従前の短期養成課程を修了した者につきましては、改正後の条例に規定する職業大における実務経験者訓練技法習得コースを修了した者とみなすこととするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今回の説明では、職業訓練指導員とあるのですが、産業技術短期大学校では教授や准教授という役職がありますよね。教授、准教授と職業訓練指導員は、どういう関係にあるのですか。

○金野労働課長 教授、准教授といえますのは県の職名でございます。通常、職業訓練指導員で採用になった場合には、技術指導員といった職名になり、その後、学生指導等の経験を積んでいただく中で、一般の事務職ですと昇任という形が準備されております。それと同様に、主任指導員、上席指導員、准教授、教授という形で職位が上がっていくものでございます。特に教授であることに伴って、何かしらの法的な資格が必要というものはございません。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部の各案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 これが最後の議会になりますので、なりわいの再生にかかわる復興状況について二つお聞きしたい。

一つは、仮設店舗での入居者の状況、本設移行または廃業が現段階でどうなっているのか。

もう一つは、昨年の被災事業所復興状況調査の業績を見ますと、例えば震災前と同じ程度まで復旧したという事業所の割合は、業種別に、水産加工業が 33%、製造業が 47.5%、卸売小売業が 31.7%、飲食・サービス業が 38.1%であり、再建はしたけれども、3割、4割程度しか震災前の水準まで戻っていないと。一方で、再建した事業者の状況も、東日本大震災津波から5年が経過して、グループ補助金の4分の1の返済も始まっており、新たな借金返済の時期を迎えて大変厳しい状況になっているのではないかと思います。なりわい再生の状況について、具体的にどう把握しているか。そして、県はどう取り組まれているかを示していただきたい。

○関口経営支援課総括課長 震災復興の状況についてですが、まず、仮設施設の入居の状況について、御説明いたします。現在、仮設店舗には 131 事業者が入居しております。そのほとんどが本設移行の考えを示していると認識しております。

被災事業所復興状況調査については、先ほど斉藤信委員から御説明をいただきましたが、これに加え、昨年に東北経済産業局でグループ補助金のアンケート調査を行っております。手元にある資料は東北全体、被災3県を含めたものでありますが、平成30年度に公表したアンケート調査結果においては、震災前の水準以上に回復していると回答した事業者が46%、震災前の水準に達していないと回答した事業者は53%。主な経営課題を多い順から御説明を申し上げますと、従業員の確保・育成、販路の確保・開拓、原材料・資材・仕入れ等価格の高騰といった結果になっております。この状況については、復興局で実施している被災事業所復興状況調査と同様の傾向を示しているものと認識しております。

被災事業者グループ補助金交付先のフォローアップの状況について御説明いたします。まず、事業者が抱えるさまざまな経営状況の解決を図るため、商工指導団体によって専門的な経営支援員等による相談対応、専門家の派遣などを行っており、県ではその費用を補

助しております。さらに、販路開拓に取り組む事業者に、商談会への出展を支援するとともに、沿岸広域振興局の職員等がグループ補助金の交付事業者などを訪問し、事業者の経営課題などを聞き取りし、支援機関等の協力を得て、事業者の経営改善の取り組みを支援しております。今年度、沿岸広域振興局に専任の復興企業支援員を配置し、これまで訪問できなかった事業者を中心に巡回し、きめ細かに相談対応することとしており、そのための体制強化を図っております。引き続き商工団体や支援機関と連携し、事業者の取り組みが進むよう支援をしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 仮設店舗について、現在 131 事業者が入所していて、ほとんどが本設移行を希望していると。最初の入居時でありピークの時は 750 事業者以上だったと思いますが、そのうち幾ら本設移行したのか。また、廃業になったのは幾らで、現在の 131 事業者となかったのか教えてください。

○**関口経営支援課総括課長** これまで入居のあった実績については 731 事業者でございます。現在入居している方々は 131 事業者でありますので、その差の分が退去している事業者になります。本設移行は 458 事業者、その他理由により退去したのは 142 事業者という状況になっております。

○**斉藤信委員** 被害の大きいところ、そして復興がまだまだおこなわれている陸前高田市の事業者が、現在入居している 131 事業者の多数を占めているのが実態だと思います。本設移行を希望しているわけですから、寄り添った支援をしっかりとさせていただきたい。私は去年、日本共産党県議団として中小企業庁に 2 度交渉しました。その結果、仮設店舗への支援策は来年まで継続するというところで予算化もされたところですので、締め出しをするのではなく、頑張って来年までに移行ができるような支援をしっかりと強めてさせていただきたい。

2 番目に私が聞いたのは被災事業者についてで、岩手県の調査が一番詳しいですよ。私が先ほど紹介したように、産業別に、復興前の水準まで売り上げが回復したというのは水産加工業が 33%、卸売小売業が 31.7%。飲食・サービス業が 38.1%、製造業が 47.5% であり、震災前の水準まで届いていない。それどころか 7 割台が半分程度だということも実際にあり、例えば 4 分の 3 程度回復が 23.9%。そして、半分程度回復が 15.9%。さらに 4 分の 1 程度回復が 8.3% であり、こういう状況だったら、新たに借金返済が求められているのは、大変な状況であると思います。

NHK で崖っぷちでもがんばっぺ〜おかみと社長の奮闘記〜という番組が放送されました。本当に有名な旅館のおかみで、私はてっきりうまくいっていると思っていたら、借金が返せなくて、それを半年後のラグビーワールドカップ後まで延期してもらったというものでした。水産加工会社の社長は、息子が大槌町の職員で、津波で亡くなって、その保険金というか災害弔慰金を注ぎ込んでも借金が返せないという切実な話でした。

そういう意味では、被災事業者の再建というのは、商工会議所の調査では大体 75% ですが、再建はしたものの、新たな借金返済の時期を迎えて、そして水産加工業者の場合には大不漁に直面して、本当に大変な事態にあるのではないかと。そういう意味で、今の状況

をどう受けとめて、再建した事業者をしっかりと支えていく必要があるのではないかと。率直に言えば新たな手だて、特別な手だてを考える必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 齊藤信委員より御指摘をいただきましたとおり、被災事業者によってかなり厳しい業態もあり、加えて復旧復興に必要な資金を、東日本大震災津波後に借入れをしている事業者については、資金繰り、借入金の返済も可能となる経営改善の支援が非常に大切な取り組みだと認識しております。

例えばですが、グループ補助金の自己資金分4分の1相当の資金を貸し付けているいわて産業振興センターでは、貸し付けをしてから資金を償還するまでに5年間の据え置きがありますが、償還開始する前から、経営状況を的確に把握し、訪問しながら、必要な支援に努めております。仮に資金繰りが厳しいような企業には、専門のコーディネーターなどを派遣し、経営改善計画の策定を支援するとともに、事業者の求めに応じ、返済猶予あるいは貸付条件の変更などにも柔軟に対応しております。

高度化スキームによる貸し付け以外の借入金をお借りしている事業者もあると思います。こういった方々については、債権買い取りをする支援機関である金融機関あるいは岩手県産業復興相談センターというところに相談するようアドバイスをするとともに、県としてもこれらの支援機関と連携し、事業者の資金繰りを支援していきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 平成30年度末までにグループ補助金を交付されたのは191グループ1,525社で、このうち5年の据置期間が経過したもの、そしていわて産業振興センターの高度化資金を利用した事業者はどのぐらいですか。

○**関口経営支援課総括課長** 高度化資金の高度化スキームによる貸し付けの件数は310事業者、実行した件数は313事業者となります。今後、平成31年からでありますけれども、償還を開始する予定は70事業者が見込まれており、その差の243事業者は既に償還を開始されている状況にあります。

○**齊藤信委員** 私の質問したことは、もう一つあったのです。

○**関口経営支援課総括課長** 済みません。

○**齊藤信委員** わかりますか、ぱっと出ますか。

○**関口経営支援課総括課長** 済みません、申しわけありません。

○**齊藤信委員** 高度化資金の高度化スキームによる貸し付けを実行したのは313事業者です。1,525事業者がグループ補助金を借りており、圧倒的に民間金融機関の利用が多いのです。被災事業者を支援するといった場合に、高度化資金の利用者の状況はわかるけれども、民間資金を使っている方が圧倒的なのですから、民間金融機関との情報共有と協力、共同の体制をしっかりと、一緒になった金融対策を含めた支援が必要だと思います。

大事な観点は、一般的な不況とか売り上げ不振ではないと。いわば東日本大震災津波という大災害から復旧している過程で、新たな困難に直面しているという角度で対応していかないとだめだと思うのです。



金融機関も、債権回収という立場であれば、悪くなればすぐ回収ですから。そうではなくて、例えば陸前高田市、大槌町、山田町は既に商工会議所の加入事業者の4割前後は廃業しているのです。今再建している人たちをしっかりと支えなかったら、なりわいの再生にならないと。そういう観点で民間金融機関と一体となった支援体制をやっていただきたいし、今もやっている販路の拡大、新商品開発というきめ細かな対策も、一層今の状況にふさわしく支援を強化していく必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

あわせて専任の復興相談支援員を配置したということですから、どういう仕事をなされているかも含めて教えてください。

**○関口経営支援課総括課長** 民間金融機関との連携といったことで御質問をいただきました。先ほど高度化スキームによる貸し付けの経営支援についてお話をいただきましたが、高度化スキームによる貸し付けを受けている事業者、運転資金など民間金融機関から借りている事業者、高度化スキームによる貸し付けを受けていない方で金融機関、メインバンクから借りている事業者もいらっしゃいます。

したがって、まずは経営状況あるいは資金繰りの状況を、どこかがちゃんとフォローアップをして、厳しいところがあればメインバンクあるいは関係支援機関につなぎながら資金繰りの支援、あるいは経営改善の取り組みをしていくことが大事だと思っております。先ほど申し上げましたが、高度化スキームによる貸し付けを受けている事業者などに対し、岩手県産業復興相談センター、いわて産業振興センターや金融機関も入れたバンクミーティングを行い、その中で経営改善の方向、あるいは経営改善計画の策定などを関係者で共有しながら支援を進めていくという取り組みもございます。

もう一点、今年度配置した復興相談支援員の主な活動予定であります。これまでも沿岸広域局の職員が可能な範囲でといいますか、ほかの業務をいろいろ抱えながら、グループ補助金の交付企業などを訪問し、状況把握をしておりました。今年度、専任ということで、復興相談支援員がこの仕事を業務として、中には今まで全然巡回していなかったところもあります、できる限りの数を巡回訪問し、歩く予定にしております。

その状況を把握した上で、さっきの経営改善計画の策定や、資金繰りの話もそうですが、そういった専門支援機関に的確につないでアドバイスをしつつ、情報共有をしながら、企業にとっていい方向に向くように相談対応、助言をするという活動を予定しております。

**○斉藤信委員** 岩手県の来年度の政府への東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書は、かなり分厚く充実したものであり、来年度、さらにはそれ以降も必要な事業継続ということが要望されております。その中の一つにグループ補助金がありまして、要望書の説明書では、今後約130事業者の申請が予定されていると。これは基盤整備がおくれ、ぎりぎり来年度完成する影響もあるわけで、そういう意味では、なりわいの再生とは、1回立ち上げればそれで終わりではなくて、それが成り立つところまで支援をしていくというのが復興の特殊性だと思います。この課題の最後に、戸館商工労働観光部長に、10年間の復興期間後も必要ななりわい再生の課題、取り組みについてお

聞きをしたい。

○**戸館商工労働観光部長** 復興に関しましては、誰一人とり残さない、最後まで復興支援するのだというのが県の姿勢でありますし、今齊藤信委員から御紹介がありました政府要望におきましても、支援が必要な事業者がいる間は、積極的な支援をきちんと継続してほしい、するべきだということで要望してきているわけであります。そういったグループ補助金を初めとした各種の支援制度も活用しながら、復旧・復興する際、しっかりとした事業の見通しを持って、そして将来にわたって継続的に事業を継続していけるよう、商工支援団体を初め、各種の支援機関とも連携を強化しているところであります。また、事業者の皆様にもそういったしっかりとした事業見通しを持って再興されるように取り組んでいただきたいと思います。いずれ復旧・復興が最後までなし遂げられるよう、しっかりとした支援をしまいたいと思います。

○**齊藤信委員** 国も10年間以降の必要な復興事業については年内に示すということになっているので、しっかり必要な事業が継続されるように最後まで取り組みを強化していただきたい。

次に、雇用の問題についてお聞きします。新しいいわて県民計画（2019～2028）で、高卒者の県内就職率を84.5%に高めるといことです。一気に高めるといので、びっくりしたのですが、平成31年3月末の高卒者の県内就職割合はどうなっているでしょうか。

○**西野雇用推進課長** 平成31年3月に卒業された県内高卒者の県内就職率でございます。先週の金曜日に5月末時点ということで岩手労働局が発表いたしまして、10年ぶりぐらいに一人も未内定者が出ていない100%の内定率となっております、その結果、就職者数は3,045名、そのうち県内に就職した生徒は2,102名、そして県外が943名で、県内就職率は69.0%となっております。

○**齊藤信委員** 県内高卒者の県内就職率が69%で、前年が65.8%でしたから、若干前進したということだと思います。岩手県のいわてで働こう推進本部の資料を見ますと、公共職業安定所単位で一番高いのが花巻の84.7%で、県の目標に近いところまでいっています。なぜ花巻の県内就職率が高くなっているかという経験、教訓というのはどういうものなのか。盛岡は67.4%。一関は62.4%、二戸では57%、そして最も低い久慈では52.8%ということで、県北の県内就職率がまだまだ低いと。

こういった点で、花巻は84.7%だから、頑張っってほぼ県の目標に近づいているんですね。一方で、県都盛岡市も含めてまだまだというところがありますが、そういった状況をどう把握、評価をしていますか。

○**西野雇用推進課長** 今回、県内就職率を県でも目標と掲げ、県内各地において、さまざま取り組みを進めており、地域の雇用開発協会であるとか経済団体、また学校においても、在学中から、県内企業をよく知って就職に当たってもらうという取り組みも進んできております。しかし、就職支援部会の高校の先生方のアンケートを見ますと、近年、就職に当

たって、製造業は多いものの、求人の業種のバランスという問題、自宅からの通勤の問題、県外の企業におきましては寮が完備であるといったようなアンケート結果が出てきております。

このように、県内で差が出ているところではございますが、県内の企業におきましても、生徒の知識や能力が生かせるよう人材の明確化をして、それを生徒にきちんと伝えていただけるような取り組みとあわせて、働きやすい環境や処遇、生産力、企業力の向上とあわせて働き方改革を進めて、県内就職に向けた基盤整備をしていただきたいと考えております。

あわせて、県としては、頑張っている県内企業がさまざまあり、職種の働く場がふえてきているという機会を捉え、生徒に伝えていく取り組みを進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私の質問に答えていない。去年、花巻の県内就職率は 85.2%で、ことしより去年のほうが高かった。ことしも 84.7%で、唯一、岩手県の目標を突破しているわけです。岩手県内でそういうところがあるわけだから、花巻管内の取り組みの教訓とは何なのか、しっかり学んで取り組み全体を強化する必要があるのではないかと。県北が低いというのは、宿命でも何でもないと思います。県北管内の就職率が低くても、県内就職率ということで見れば、ここまで低くなる必要はないのです。この間盛岡広域振興局と懇談したときに、盛岡広域振興局の管内就職率の目標が 55%でした。余りにも低いのでびっくりしたのです。これでは県内就職率も確保できないのではないかと。盛岡広域振興局ですから、管内就職率を高めるといふ目標を持つのはいいけれども、管内就職率とあわせて県内就職率の目標も持たないと、全体の目標の裏づけが出てこないわけです。目標をしっかり持たせて、管内も高める、県内は県民計画で決めた目標をやり切るという、この二重の目標で取り組むようにしなくてはならないのではないかと。

私はことしの春に一関工業高等学校に行ったのだけでも、中央からの求人件数が 1,000 件以上、盛岡工業高等学校も 1,500 件あるというのです。そういう状況で県内就職を選ぶというのは大変なことなので、それだけ中央の条件のいい求人につけないような県内就職の取り組みがなかったら、就職は決まっても県内就職率を高めることにはならない。84.5%という高い目標を岩手県は掲げたわけだから、そういう意味では、それをやり切るだけの特別な手だて、あらゆる手だてを、管内ごとにばらつかないで取り組みを強める必要があるのではないかと思います、改めてお聞きします。

○**西野雇用推進課長** 斉藤信委員より政策推進プランと地域プランで目標の差があると御指摘ありましたとおり、各広域振興局においては管内就職率を定めております。それと前掲の目標との間には県内就職という部分があって、管内就職ではなくても県内就職という学生をいかにふやしていくかということが、県内就職率目標の達成には必要なところでございます。

ですので、斉藤信委員から御指摘のありましたとおり、採用意欲が旺盛な県外企業から

求人がたくさん来ております。そちらは採用条件において、宿泊とか寮という部分の問題も非常に多いと聞いております。管内から離れるということは、その住まいの問題も大きくありますので、そういうところも経済団体、企業などにも共有させていただきまして、県内企業の働きやすさ、知ってもらおうという学生側の問題ということを重ねて双方の面から進めていきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 最後にします。県内就職率を高めるというのは地元の地域経済をしっかり支える、守るという課題でもあるので、きょうは高校卒のことだけお話ししたのですけれども、大学の関係もなかなか進んでいるようではないので、岩手県立大学を含めて、しっかり目標にふさわしい取り組みを強めていただきたい。

○**城内よしひこ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

なお、当商工文教委員会は、本日が今任期最後の開催となりますが、商工労働観光部の皆様には、終始誠実な御対応をいただき、まことにありがとうございます。委員会の円滑な運営に御協力をいただいたことに改めて厚く感謝申し上げます。

それでは、商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤教育長** 教育委員会の審査に入るに先立ち、県立博物館における文化財への不適切な行為と、職員による不祥事について御報告とおわびをさせていただきます。

まず、県立博物館における文化財への不適切な行為の事案に関しましては、文化財行政を所管する県教育委員会として、また、博物館の管理運営を所管する県教育委員会として、大変遺憾であります。県民の皆様、関係市町村を初め関係各方面に御迷惑、御心配等をおかけしておりますことに対し、深くおわびを申し上げます。

県教育委員会といたしましては、今回の事案を重く受けとめ、県立博物館や指定管理者である岩手県文化振興事業団と連携し、文化庁の助言等もいただきながら調査を進め、県教育委員会が主体となって適正に対処してまいります。

また、6月14日付で、中部教育事務所管内の小学校の事務職員が、前任地である奥州市立玉里小学校において、PTA会計等から現金を不正に引き出し着服、文書偽造等を行っていた事案について、懲戒免職処分としたところでございます。県教育委員会といたしましては、事案発覚後、直ちに全ての市町村教育委員会等に対して会計事務の適正処理を徹底するよう強く指示したところでございます。

これらの行為は、本県の教育行政に対する信頼を揺るがすものであり、極めて深刻に受けとめております。議員各位、県民の皆様にも改めておわびを申し上げますとともに、全力を挙げて再発防止に努め、信頼回復に取り組んでまいり所存でございます。

○**齊藤信委員** 委員長、今のことについて質疑させてください。

○城内よしひこ委員長 はい、どうぞ。

○斉藤信委員 県立博物館における文化財への不適切な行為というのは、岩手県のまさに教育、文化問題であり、岩手県にとどまらない全国的な問題に発展していると思います。文部科学大臣もコメントし、先日は日本文化財科学会が声明文を出しました。この問題について、議会としても必要な調査、そして当局の取り組みをチェックすることは重要な課題だと思いますので、幾つかお聞きいたします。

○城内よしひこ委員長 斉藤信委員、ちょっといいですか。

ただいまの斉藤信委員からの発言は、事案の重大性に鑑み、議案及び請願審査の後、別途時間をとって質疑を行いたいと思います。

○斉藤信委員 委員長、ここでやりましょう。ここでやらせてください。忘れたころにやってもしょうがないでしょう。

○城内よしひこ委員長 わかりました。では、いいです。

○斉藤信委員 まず一つは、不適切な行為にかかわる文化財の件数を、今の段階でどのように把握されているのか。

二つ目に、以前に野田村の埋蔵文化財の切り取り事案というのがあって、一度、県教育委員会が指導して処分をしたと。このときの対応が極めて不十分だったことが今回の事案の発端だと思うのです。このとき県教育委員会は、岩手県文化振興事業団と一緒にあってどういう調査をしたのか。そして、文書訓告という甘い処分になったのはなぜだったのか。新聞報道では、文書訓告という軽い内部処分で済ませるように県教育委員会が通知を出していたと報道されています。これが事実なのかどうか。その通知の中身を含めて示していただきたい。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 御答弁申し上げる前に、県立博物館を所管する当課の立場からも、今般このように県立博物館に業務委託いただいた市町村や各機関の皆様、そして県民の皆様にも大変な御心配、御迷惑をおかけしていることに改めておわび申し上げます。

お尋ねの1点目でございます。不適切な行為にかかわる文化財の受託件数でございますが、ただいま県立博物館におきまして、件数の正確な数値を出すよう調査を続けておりますが、過日佐藤教育長から記者会見で申し上げたとおり、現時点では、平成16年から平成30年の範囲において約270件と確認しております。

2点目でございます。当時、野田村と県の埋蔵文化財センターの事案が発生したときに、県教育委員会と岩手県文化振興事業団はどういう調査をしたのかということでございます。当然、聞き取り調査は行ったものでありますが、切り取りのサンプリングについて、学術的には、是非についてどういうものなのかということ、県外の複数の専門機関等に調査に行き、いわゆる破壊分析について肯定的な見方をしているところと、否定的な見方をしているところの、それぞれに調査に行き、いろいろ話を聞いてきたと聞いております。

いずれ共通しますのは、破壊分析、サンプリングを行うとしても、所有者の事前の了承

が必須であるというところは確認をしてきたということです。かつては業界といいますか、関係者の中で了承というのが曖昧になっていた時代も、全国的にあったという話も聞いてきたと記録には残っております。

○山村教職員課総括課長 当時の文書訓告についてでございます。県教育委員会からの派遣職員に対する懲戒処分などについては、県教育委員会と岩手県文化振興事業団との派遣契約に基づき、派遣元である県教育委員会と受入先である岩手県文化振興事業団で協議して定めることとされております。

今回の事案につきましては、この契約に基づきまして、当時、埋蔵文化財センターと野田村教育委員会からの受託業務に関して、岩手県文化振興事業団から報告を受けたものでございます。派遣契約に基づきまして、県教育委員会と岩手県文化振興事業団で協議を行いまして、当時は無断でのサンプリング採取、レプリカの作成、充填行為が行われており、これらが信義則に反する不適切な行為であるということの判断で、両者協議の上、岩手県文化振興事業団に対して文書訓告が適当である旨の通知を行ったものでございます。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 齊藤信委員から、当時の処分が不十分だったのではないかというお尋ねがございました。当時の調査について、これからつまびらかにしていくわけではありますが、限定的な調査だったのではないか、十分な調査ではなかったのではないかということで、今回ゼロベースで調査をしていこうと考えております。

○齊藤信委員 1点目に、受託件数が270件とのことですが、埋蔵文化財センターだけで金属製品の保存処理が582件ありました。これが何で270件になるのですか。ある新聞の報道では、北海道なども含めて2,200件という報道もありました。270件という受託件数は余りにも少ないのではないか。

2点目に、野田村と埋蔵文化財センターの件は内部告発により調べたと。本来なら、該当する文化財2件だけではなく、その時点で受託されていた文化財はどうだったのか調べるべきだったと思います。それをなぜ調べなかったのか。今不十分だったと佐藤教育次長が認めましたが、文書訓告という軽い内部処分で済ませるように通知を出していたのが問題なのです。協議して処分を決めたと言うけれども、県教育委員会から通知が出ているのです。県教育委員会が主導して、軽い処分を決めたということになるのではないですか。

そういうことは曖昧に協議して決めたのではなくて、正確な事実に基づいて答えるべきです。私が当時の通知を出せと言ったら出ませんでした。しかし、あるということは認めました。だから、通知を出したということは、県教育委員会が指示したということでしょう。

それと、調査チームも設置したということですが、専門家の配置はどうなっているのか。

また、最も重要なのは、国の重要文化財が切り取られたのではないかという指摘があります。これは柳之御所遺跡の火舎でいいのでしょうか。写真の図を見ると、サンプルの3と書いているのです。このメモは、2012年4月19日にサンプリングしたという意味です。重要文化財までサンプリングして切り取り処理をしたということになると、事態は重大なこ

とになるのです。これは、県立博物館所有のものだと思いますので、既に佐藤教育長は本会議の答弁で、重要文化財の問題も調査を始めていると答弁しておりました。切り取られているかどうかはすぐにわかると思うのだけれども、今の重要文化財の調査の状況とあわせて示してください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 1点目のお尋ねの受託件数の560件についてですが、6月25日の毎日新聞の記事のお話だと伺いました。結論から申し上げますと、保存や分析を事業として受けている受託件数と、中身としての製品あるいは資料と申しますが、その件数の単位が誤っていた記事が幾つか散見されました。恐らく560点と記述されていたのは、6月5日に記者クラブに県立博物館から情報提供がございましたが、受託件数560点と記述をされております。1件、2件の件と資料数の点が間違ってしまったと私どもでは捉えておまして、当日の見出しも、預かり文化財4倍の2,200点と出ておりましたが、件数であるべき560が点となって、その4倍の2,200点と飛躍してしまったのだろうと理解しております。

それから、3点目の専門家の配置でございますが、現在、大学や専門機関の専門家に依頼して、内諾をいただいたところでございます。5名の方から内諾をいただいております。承諾書をいただくなど、正式な手続を進めております。

○岩淵文化財課長 柳之御所遺跡から出土した内耳鉄鍋、火舎、花瓶については、県立博物館で修理、保存処理が行われたことが明らかになっておりますので、現在、エックス線写真の撮影の準備がされているところです。しかし、県立博物館では、その撮影についての人的体制が十分ではないことから、その対応について検討しているところであります。今後、エックス線撮影について、外部の有識者からの指導、助言を得て進めたいと思っております。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 その当時なぜ調査をしなかったかということについてでございますが、県外の専門機関に調査に行くと先ほど申し上げたところでございますが、現時点での県立博物館側の認識としては、先ほども申し上げた専門機関からの聞き取り調査を踏まえて、サンプリングが保存処理によって慣例的に必要な行為であるとの意識を持ってしまったため、限定的なものとの判断により、他の受託事業の調査を行わず、結果的に不十分な調査になってしまったのではないかと考えられるという認識だと聞いております。このことについても、今後、調査を進め、確認していく必要があると考えております。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 先ほどの資料点数の件についてでございますが、平成16年度から平成30年度までの委託件数を調べましたところ、まだ精査が必要ですが、現時点で270件程度となっております。その1件1件に複数の点数があり、膨大な点数になる見込みでして、確定にはもう少しお時間をちょうだいしたいという状況でございます。

○斉藤信委員 一つ目は、軽い処分の話で答弁が曖昧なのだけれども、県教育委員会が文書訓告という軽い内部処分で済ませる通知を出したと。だから、県教育委員会が主導で軽

い処分をしたということが事実ではないのですかと私は聞いているのです。そのことについて、はっきりした答えがない。通知を出していれば、協議して決めたなんという話ではないでしょう。

もう一つは、重要文化財の調査について、ここまで重大な問題に発展しているときに、県立博物館の体制云々だからという話ではないのではないですか。県立博物館にはレントゲンの施設だってあるのだから。佐藤教育長は一つ一つ調査をすと言っていたのではないですか。真っ先にやるべきなのは重要文化財の調査です。切り取られていたとなれば、この問題の性格は全然違ってくるのです。それを、いまだに人手が足りないから調査していないということでもいいのかと。

そして、受託件数 560 点の話は、新聞報道でも件ではなく点数で書いているのです。これは名誉のために言っておきますけれども、点ですから。恐らく受託件数は 560 点どころではなく、270 件で膨大な点数というのが事実でしょう。そういうことで、専門家も内諾されたということですので、佐藤教育長が本会議で答弁したように、大事なところから一つ一つ調査して明らかにしつつ、今回は徹底して調査をするのだということを県民、そして全国に示していく。そして信頼を回復していくことが必要ではないかと思いますがいかがですか。

○山村教職員課総括課長 当時の文書訓告についての通知でございますが、繰り返になりますけれども、処分等については、派遣契約に基づいて派遣元の県教育委員会と受入先の岩手県文化振興事業団で協議して定めるとされております。岩手県文化振興事業団から、事案について報告を受けまして、その内容を県教育委員会としても確認しまして、文書訓告が適当だろうということで通知をしたものでございます。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 経過につきましては、山村課長からお話があったとおりののですが、今となれば最初の調査が不十分だったのではないかとこのころに帰るのですが、当時、2 件の限定的な事案という報告がなされており、その点についてのみ確認、審査したということで、文書訓告が妥当という判断がなされたと考えております。

○岩淵文化財課長 柳之御所遺跡から出土いたしました重要文化財 3 点でございますが、資料として、結構大きなものでして、立体的なものになっております。それで、そういったエックス線の写真撮影には、技術を要するのですが、県立博物館ではそれを撮影してきたのが当該学芸員のみということがありまして、なかなかそれに対応する人材がないということで、外部の有識者の方からの御意見をいただきながら、慎重に進めたいと考えております。

○斉藤信委員 最後にしますけれども、当時の通知を出してくれなかったので、通知を出せということです。新聞報道ではこう言っています。当時の館長が、赤沼氏は県職員であり、再三にわたって県教育委員会に調査をお願いしたにもかかわらず、岩手県文化振興事業団の問題だとして取り合ってくれなかったという協議内容だったのです。だから私は、通知を出せと言ったのです。そこに恐らく経過も書かれているでしょうから。



しかし、残念ながらきょうの質問までに出ませんでした。都合が悪かったということでしょう。そこを曖昧にせず、契約上はこうだという話ではなくて、実態は県教育委員会が主導で小さくおさめたと、それが傷を深くしたと。このことは、徹底的に解明していく必要があるのではないかと。専門家も調査に加わるようですから、重要文化財から一つ一つ解明しながら、全貌を把握するというにしていきたい。佐藤教育長、最後にお聞きします。

○佐藤教育長 ただいま御指摘いただきましたけれども、私もこれまで答弁あるいは会見でも申し上げてきたところでございますが、当時の処分決定について、山村教職員課総括課長から、事業団と協議をしてということでお話をさせていただきました。また佐藤教育次長からもお話がありましたように、当時の判断のもととなったのが、埋蔵文化財センターと野田村から出土した出土品の受託業務の内容についてということでありました。

結果とすれば、当時の調査が十分でなかったという、現段階において御案内のとおりでございますけれども、そういった中で、今回資料の点数も膨大だということ、それから柳之御所遺跡から出土した重要文化財もあります。これはいろいろと報道で写真が出されていますけれども、平面的なものではなくて立体的な出土品でございます。そのエックス線撮影の技術も、どういった角度でどう撮ればきちんとサンプリングがされているのか、あるいは充填されているのかどうかといった技術的な面も、専門家の方5人から内諾をいただいておりますけれども、そういった方々の意見を伺いながら、具体の調査を進めていきたいと考えております。

それから、当時の館長のお話の指摘もありましたが、私どもは当時の処分、調査のあり方、組織マネジメントのあり方についても、改めてゼロベースから調査を進めるということをお願いしております。

その際には、その当時の担当者の方々にもヒアリングをすることとしておりまして、当時の状況等についてもしっかりお聞きをして調査を進め、判明した内容については、適宜公表してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○郷右近浩委員 わからない部分について、一点だけ確認をさせていただきます。

私は玉里小学校の件についてでございます。これまでも横領、流用、使い込みという事案は県内外あったわけでありまして。そのたびに、チェック機能を強くするという対策をとってきたと認識しているわけですが、なぜそのチェック機能が働かないのか。今回も恐らく該当教員が転勤になってわかったというてんまつだと思っておりますが、その部分のチェック体制がなぜ働かないのか。そして、今後どうするのかについての具体的な対策等をお示しいただきたいと思っております。

○山村教職員課総括課長 今回の事案につきましては、PTAの会費等につきまして、預金通帳からの無断の引き出しであったり、それを私事に使用したものでございます。それを引き出す際に、通帳印、学校で言うと校印を校長等が不在のときに無断で押ししたり、あるいは学校内での監査等の際には、預金通帳の原本ではなく、預金通帳のコピーを使って

チェックをしておりました。その預金通帳のコピーを、パソコン等を使って、一見するとわからないよう偽造されているというやり方でありました。

また、管理職もそういったチェックを年に2回はやらなければならないところを年1回だけであったなど、管理が不十分なところもございました。そういうことで、今回は管理職についても処分をしたところがございます。

当人のやり方が悪質というか、そのような偽造も含めて行っていたこと、また管理職も十分なチェックが行えなかったということが原因と思います。

今後につきましては、先ほど佐藤教育長から申し上げましたが、発生後、そのようなチェックをきちんとやること。特に、今回の事例では通帳の偽造というやり方で行ったので、通帳の原本を見ればそのような細工はできないものですから、通帳原本で確認するように改めて通知をしております。

いずれ会計事務の適正化、コンプライアンスの徹底について、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○城内よしひこ委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第19号岩手県立福岡工業高等学校校舎改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○新田学校施設課長 議案第19号岩手県立福岡工業高等学校校舎改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の180ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。

工事名は、岩手県立福岡工業高等学校校舎改築（建築）工事。工事場所は二戸市石切所地内。設計金額は、11億6,380万円。契約金額は、10億8,240万円で、請負率は93.00%。請負者は、株式会社中館建設・株式会社佐々木組特定共同企業体であります。

工事概要についてですが、本工事は、岩手県立福岡工業高等学校の校舎の老朽化に伴い、同校校地内に改築しようとするものであります。工期は585日間で、令和元年度から令和2年度までの2年間で行うものであります。

なお、資料の3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、恐縮ですが、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この改築工事で、管理・教室棟が木造2階建てで整備をされるということですが、耐震、耐火対策はどういう特別の手だてがされているのか示していただきたい。

あと、盛岡みだけ支援学校の高等部は福岡工業高校の中にありますが、新しい管理・教室棟に含まれるのでしょうか。

○新田学校施設課長 まず、校舎についてでございます。改築前、現在の校舎につきまし

ては、建築後五十数年経過しまして、老朽化による機能の劣化が著しい状況でございます。いわゆる耐震診断につきましても、安全ではないものですから、あわせて耐震性の改善ということで改築を図ろうとするものであります。

また、盛岡みたけ支援学校の高等部についてですが、現在、高等部を設置しております。今回の部分につきましては、盛岡みたけ支援学校ではなくて福岡工業高等学校の部分の改築工事でございます。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号岩手県立野外活動センター災害復旧（造成）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 議案第20号岩手県立野外活動センター災害復旧（造成）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の181ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。

工事名は、岩手県立野外活動センター災害復旧（造成）工事。工事場所は、陸前高田市広田町地内。設計金額は、13億7,320万9,200円。契約金額は、13億454万8,300円で、請負率は94.99%。請負者は豊島建設株式会社であります。

工事概要についてですが、岩手県立高田松原野外活動センターの移転復旧に伴い、敷地造成をしようとするものであります。

工期は、令和3年3月15日まで。令和元年度から令和2年度までの2年間で行うものであります。

なお、お手元の資料3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、恐れ入りますが、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○齊藤信委員 施設概要で運動施設、キャンプサイト25区画掛ける2とありますが、これ

は 50 区画ということでしょうか。モビリアを再整備すると受けとめていいのか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 キャンプ場の広さにつきましては、全体の区画、地形等を勘案いたしまして、復旧前の施設よりも、若干区画が狭くなっております。モビリアとの関連性については、恐れ入りますが、承知しておりませんが、モビリアとは所管も異なっておりますので、別物です。

○斉藤信委員 モビリアは商工労働観光部の所管でしたね。結局モビリアは、震災の関係で仮設住宅も整備をされて、今はそういう形になっているのです。これはオートキャンプ場ではないということなのですね。まさにキャンプ場のサイトということで関連性はわからないということですね。オートキャンプ場とのかかわり、その関連性がわからないというのが縦割りのような気がします。残念だけれども、わかりました。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号損害賠償

請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○新田学校施設課長 議案第 23 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 1）の 184 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。

議案の事件は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○様を相手とするものであります。損害賠償の額は 30 万 3,363 円とし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても、一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因は、平成 31 年 4 月 2 日、岩手県立久慈高等学校において、職員が書庫の入れかえ作業を行っていたところ、書庫を載せていた台車が、職員が離れた間に動き出し、敷地内の駐車場に駐車中の同校教員、○○○○使用の自動車に接触したことにより車両が

破損したことによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第99号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるため、2020年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○山村教職員課総括課長 請願事項は2点であります。1の計画的な教職員定数改善を推進すること。2の教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

まず1点目、職員定数改善についてであります。国による教職員定数改善計画の策定は、平成18年度以降は見送られているところであります。しかしながら、小学校における外国語教育を含めた新学習指導要領の円滑な実施や、個に応じたきめ細かな指導の実現、働き方改革の推進など、さまざまな教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、国による計画的な定数の改善が不可欠であり、少人数学級の拡大を含む新たな定数改善計画を策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう国に対して要望しているところであり、本年6月に実施した令和2年度政府予算等に係る提言・要望においても要望を行っているものです。

次に2点目、義務教育費国庫負担割合の復元についてであります。義務教育費国庫負担金については、平成17年の政府・与党合意において義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償制を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされ、その方針のもと、国の負担割合は、平成18年度から、それまでの2分の1から3分の1に変更となり、全額分については税源移譲されております。

この国庫負担割合については、現在のところ国で議論がなされている状況にはないと承知しております。本県としては、義務教育が地方の実情に応じて特色ある教育活動を展開できるよう、国の責任において、その財源をしっかりと措置されるべきであると考え

ております。

○城内よしひこ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしましょう。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 請願は採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付をさせます。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

ただいま、お手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。

これについて異議はありませんか。

○斉藤信委員 異議はないのだけれども、子供のどもは、平仮名のほうがいいのだと思うけれども。

○城内よしひこ委員長 毎回、そのことは出ていますが、前例に倣ってこういう形にできておりますので。

○斉藤信委員 文部科学省の文書は、こうなっているの。

○小西和子委員 昨年から変わったのですよね。私は、供えるものではないので、嫌なのですが。

○斉藤信委員 文部科学省の文章もそうなっているの。

○城内よしひこ委員長 はい。そういうふうに変ったのです。

○斉藤信委員 悪く変わったわけだ。

○城内よしひこ委員長 そのことについては、御了承願いたいと思います。

○斉藤信委員 了解。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、令和2年度県立学校の編制について発言を求められております。

なお、翌年度の県立学校編制については、御承知のとおり例年8月の閉会中委員会の継続調査事項として調査を行ってきたことに鑑み、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの報告の後質疑を行い、その後委員からのこの際発言を受けたいと思っております。

それでは、令和2年度県立学校の編制について発言を許します。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 それでは、令和2年度県立学校の編制について御説明を申し上げます。

県立学校の学級編制等につきましては、高等学校への進路選択を間近に控えた中学校3年生や保護者の皆様に、翌年度の募集学科、募集定員に関する考え方をできるだけ早期にお知らせするという事で、例年8月の閉会中の委員会で御説明をさせていただきまして、その後、条例改正や教育委員会規則等の改正を行い、2月を目途に募集要項等の公表をしておりましたが、今年度は8月の委員会が開催されないということで、本定例会の常任委員会において、お時間をいただきたいと思います。

まず、今年度の入試でございますけれども、平成31年度入試では募集定員を9学級減いたしました。全日課程では、一般入試の倍率が0.89倍で、昨年度である平成30年度の0.90倍からさらに低下をしております。県教育委員会といたしましては、平成28年3月に策定いたしました、新たな県立高等学校再編計画の着実な推進が必要と考えております。

一方で、再編計画では学級減、学科改編等の具体的な実施に当たりましては、ブロック内の中学校卒業予定者、各校の定員充足状況等を十分に見きわめながら行うことにしております。令和2年度の学級編制、学級数調整につきましても、前期計画に沿って進めていくことを基本としながらも、これまでのさまざまな御意見を踏まえ、また、本年度の定員充足状況を検証し、次のとおりと考えております。

県立学校の編制案の詳細について、お手元に配付しております資料2から御説明してまいります。

資料2の枠囲みの中でございますけれども、再編計画関係の1の(1)に記載のとおり、盛岡北高校ほか7校、それから(2)に記載の平成31年度の学級減を延期しました山田高校の合わせて9校につきましては、来年度は計画どおり学科改編、学級減を行いたいと思っております。それから(3)に記載の盛岡第三高校ほか4校、それから(4)に記載のこれまで学科改編、学級減を延期してきました葛巻高校ほか3校の計9校につきましては、

来年度の学科改編等を延期するというところでございます。それから、(5)に記載の盛岡工業高校定時制課程につきましても、引き続き募集停止の延期を考えております。

それから、2に記載のとおり、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則に基づきまして、金ケ崎高校については3学級を2学級に学級減と考えております。

次に、2に記載の中学校卒業予定者数についてであります。来年3月には1万678人で、今年3月に比べまして456人の減少でございます。

それから、3に記載の募集定員でございますが、今申し上げたとおり、今年度は9校で学級減を行いまして、全日制の入学者数につきましても、募集定員9,440人に対して合格者が8,044人で、およそ35学級分、1,396人の欠員で、志願倍率は0.89でございます。

次に、1ページの下段、4の令和2年度学級編制についてをござんいただきたいと思っております。ここからは、各校の説明をまいります。

(1)でございますが、再編計画で、令和2年度に学科改編、学級減を予定している高校13校の状況でございます。

まず、アの盛岡第三高校でございますけれども、現在の普通科7学級を6学級に削減する計画について延期するというものでございます。過去3年間の入試状況をござんいただきますと、志願者数が定員を大きく上回っているということで、学校配置の全県的なバランスも考慮して、生徒の志願動向への影響を考慮したものでございます。

2ページをござんください。イの盛岡北高校でございますが、現在の6学級を5学級に学級減するという計画で、計画どおり学級減するものでございます。盛岡ブロックでの中学校卒業生数の減少、学校配置についての全県的なバランスを考慮したものでございます。

次に、ウの不来方高校でございますけれども、普通科7学級を6学級に減とする計画でございましたが、延期と考えております。同校は、芸術や外国語、体育など、特色ある学科を持つ高校でございまして、それらに対する中学生のニーズ、今年度の志願者が定員を大幅に超過していること等から延期するものでございます。

次に、エの盛岡工業高校でございますが、工業7学科を6学科に学科改編するという計画でございましたけれども、延期と考えております。県南地区を中心として企業進出、あるいは関連企業の事業拡大が進んでございまして、求人の増加といった社会経済状況の変化がございまして、ものづくり人材に対するニーズが高まっているということで、延期の上、少し状況を見きわめたいと思っております。

次に、オの紫波総合高校でございます。総合学科5学級を4学級にという計画でございますが、計画どおりと考えております。2ページが一番下ですけれども、過去3年間欠員が生じてございまして、特にこの2年間は40人を超える欠員となっておりますので、計画どおりと考えております。

3ページに参ります。カの花北青雲高校でございます。同校は情報工学科1学級、それからビジネス情報科2学級、総合生活科1学級という構成でございまして、計画ではビジネス情報科を2から1に学級減ということでございましたが、延期と考えております。こ



れは、同校の志願者、入学者を見ていただきますと、ビジネス情報科の志願者数が、今年度 80 人定員に対して 110 人でございまして、今年度で見ても定員を大きく上回っており、商業の学ぶ機会を確保しなければということで延期と考えたものでございます。

次に、キの北上翔南高校でございますが、総合学科 6 学級を 5 学級にという計画で、計画どおり学級減と考えております。同校は過去 3 年間、欠員がございまして、また来年度の北上市内の中学校卒業者数の減少などを踏まえて計画どおりと考えたものでございます。

次に、クの一関第一高校でございますが、普通科、理数科の 6 学級でございます。これを 5 学級に学級減という計画について、計画どおり学級減するものでございます。両磐ブロックにつきましては、今年度ブロック全体で 123 名ほどの欠員が出ておりまして、来年度も生徒数が 80 人ほど減少するといったことなどから、ブロックとしての学級数調整を行う観点からも計画どおりと考えたものでございます。

次に、ケの一関工業高校でございますが、現在は電気科、電子科、電子機械科、土木科の 4 学科 4 学級でございますけれども、こちらを 3 学科 3 学級に学級減とする計画について、計画どおり学級減、学科改編を行おうとするものでございます。今年度の入試状況を見ますと、記載のとおり三つの学科合わせて 35 人ほどの欠員がございまして、その状況と、先ほど申し上げた両磐ブロックでの調整という観点から計画どおりと考えております。

次に、4 ページをお開きください。コの高田高校でございます。普通科 4 学級、海洋システム 1 学級の学科構成でございましたけれども、そのうち普通科 4 学級を 3 学級に学級減にする計画について、計画どおりと考えるものでございます。今年度の同校の欠員状況、それから気仙ブロック全体の欠員の状況等から、ブロックとしての調整を行う観点から計画どおりと考えるものでございます。

次に、サの釜石高校でございますけれども、普通科、理数科 5 学級を 4 学級に学級減とする計画について、計画どおりと考えております。同校では、今年度も二十数名の欠員がございましてことや、釜石、遠野ブロックの欠員の状況、それから来年 3 月の釜石市内の中学校卒業予定者数の減少等を踏まえ、計画どおりと考えております。

続きまして、シの宮古高校でございますけれども、普通科 6 学級を 5 学級に学級減とする計画について、計画どおりと考えております。同校は、今年度 55 人の欠員がありまして、宮古ブロックの欠員全体の状況であるとか、来年度の宮古市内の中学校卒業予定者数の減少等を考慮して、計画どおりとするものでございます。

次に、スの一戸高校でございますが、総合学科 3 学級を 2 学級とする計画でございましたが、延期と考えております。同校の入学者ですけれども、今年度 96 名ということで欠員はあるわけですが、昨年度よりも十数名増加しておりまして、改編計画策定時の推計よりも上回っているということ、それから同校には農業、商業、福祉の専門分野を学ぶ系列がございまして、二戸地域からの産業人材育成への期待もあることから、延期をして少し様子を見たいと考えるものでございます。

4 ページの最後、(2) はこれまで学科改編等を延期してきました学校についてござい

ます。まず、アの葛巻高校ですけれども、普通科2学級の学級減を延期してまいりました。平成30年度、平成31年度と延期してまいりましたけれども、令和2年度の学級減も延期したいと考えております。同校の今年度の入学者数は41ということで、昨年度よりは減少しておりますが、葛巻町が平成27年度から始めた山村留学制度について、宿舍の整備等、制度の充実も図っております、県外からの留学者もふえております。山村留学の数でいうと11名と聞いております。また、同校が連携型の中高一貫校であること等も考慮して、引き続き延期とするものでございます。

5ページをお開きください。イの花巻南高校でございますけれども、普通科5学級を4学級に学級減するという計画でございましたが、昨年度に引き続き学級減の延期と考えるものでございます。同校への入学志願者数をごらんいただきますと、こちらも昨年度よりも増加をしております。また、同校には外国語、スポーツといった特色のある学系がございまして、これらの学びを希望する生徒が一定程度あることも考慮したものでございます。

次に、ウの水沢工業高校でございますが、工業科4学科を3学科に学科改編する計画について、来年度も延期と考えております。今年度の入学者数ですけれども、4学科合わせて155人、欠員が5人ということで、昨年度とほぼ同様の状況と見ておりまして、こちらの学校につきましても、県南地域からのものづくり人材の各ニーズがあるという状況でございますので、いましばらく様子を見たいと思っております。

次に、エの前沢高校でございますけれども、普通科2学級を1学級に学級減とする計画について、引き続き延期と考えております。今年度の入学者数は53人ということで、昨年度よりは減少はしておりますけれども、平成29年度までの40名を切るような状況とは少し状況が異なっております、もう少し入学者の推移を見たいと考えております。

次に、オの山田高校ですが、普通科2学級を1学級に減とする計画を、昨年度延期をいたしましたけれども、令和2年度については学級減としたいという案でございます。昨年度は80人定員に対して入学者が50名を超えるということで回復しておりましたが、今年、三陸鉄道の復旧ということもあって、その様子も見て判断をしようということで延期をしておりましたが、今年度は入学者が31名、欠員49名ということで大きく減少しております。また、再編計画策定時の推計人数よりも下回っているということで、計画に基づきまして学級減と考えております。

続きまして、カの盛岡工業高校定時制課程でございます。平成31年度の募集停止については延期をしておりましたが、来年度も延期と考えるものでございます。今年度の同課程への入学者は8名で、在籍者はこの5年間で見ると最大となっております。平成27年度以降、増加傾向にあるということで、同課程については特別な支援を要する生徒等、多様な進学動機を持つ生徒がふえておりまして、父兄等からの要望も存続というものでございまして、そういったことを踏まえ、少し様子を見るということでございます。

次に、6ページをお開きください。(3)は管理運営規則に基づく学級数調整でございまして、金ヶ崎高校につきましても、定員120人でございますけれども、平成30年度が45

人の欠員、今年度は62人の欠員ということで、40名を超える欠員が続いております。そういった観点からの学級減でございます。胆江ブロック全体としては全体で196人の欠員がございまして、そういったブロック内の調整という観点もでございます。

それから、参考として、現在統合に向けて検討を進めております宮古工業高校と宮古商業高校の入学者の状況をお示ししております。

今後のスケジュールについてですが、本日の御審議を踏まえまして、9月議会に学科の新設と宮古地区の統合校の新設について、県立学校設置条例の一部改正案を提案させていただきたいと思っております。その後、10月になりますが、規則改正、入学者選抜実施要項の一部改正ということを受けて正式決定と考えております。

続いて、資料1にお戻りいただきたいと思っております。こちらの資料は令和2年度の学級編制について、今年度と比較するものでございます。1ページには、県全体の課程別、学科別の募集学級数及び募集定員、2ページにつきましては、ブロック別の募集学級数について平成31年度と比較した資料でございます。

1ページでございますが、全日制課程では、募集学級数は昨年度と比べまして、全体では普通科7学級、職業に関する学科3学級、総合学科2学級で、全体では12学級減の224学級の募集、募集定員については480人減の8,960人となっております。定時制課程については、変更ございません。

それから、2ページに記載のブロック別の募集学級数については、記載のとおり12校で18学級減、6学級増でございます。

それから、3ページでございますが、学科改編の内容等でございます。3番の一関工業高校について、現在の電気、電子、電子機械、土木の4学科のうち、電気と電子を電機電子科に変えるものでございます。地元企業等のニーズも踏まえまして、工場における機械の稼働、電力の供給、強電・弱電の両方の知識を持つ人材の必要数ということで、両学科の基礎的な学習内容を学ぶものでございます。

それから、4番の学校再編につきましては、宮古工業高校と宮古商業高校の統合についてでございます。現在の工業3学科、商業4学科を工業2学科、商業3学科とするものでございます。宮古商工高校につきましては、望ましい学校規模を確保いたしまして、教育環境を活力あるものとし、両学科の専門性を維持できるよう、既存校舎の活用も含めた校舎制ということで、工業と商業に関する学科をあわせ持つ専門高校として整備しようとするものでございます。

それから、5番の学科の廃止としましては、水沢農業高校、釜石商工高校につきましては、平成30年度の学科改編によりまして、資料に記載の3学科について募集停止をいたしまして、今年度で平成29年度入学生が卒業するということで学科を廃止するものでございます。

それから、ローマ数字のⅡの特別支援学校の編制については、来年度については変更はございません。

それから、一部資料の訂正がございます。先ほどごらんいただきました資料の2の6ページ、宮古商工高校で、宮古工業の入学者の状況も書いておりますが、機械、電気電子、建築設備の内訳の括弧の中に、電気電子のところに商業、それから建築設備のところに家庭と書いておりますが、これはいずれも工業の間違いでございます。おわびして訂正いたします。申しわけありませんでした。

来年度の学級編制、学級数調整については、説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 この際、10分ほど休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私から何点かお聞きします。

まず、説明いただいたのですけれども、盛岡第三高校と不来方高校を学級減としないけれども、盛岡北高校を学級減とする根拠が弱いと思っています。去年、盛岡第四高校を学級減にしたとき、いろいろな影響があったかと思います。それも踏まえていろいろなところで考えた部分があると感じてはいますが、志望生徒数が多いので学級減にしないという理由になってしまうと、結局、入学者数の推移だけでの学級編制でいくのではないかという印象を持つ方もいるのではないかという観点がありまして、質問をしたいと思います。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 盛岡地区の学級数調整のお尋ねでございます。盛岡地区に限らず、県内全体でブロックごとに再編計画は調整するという考え方でつくっておりますので、盛岡地区においてもそういう考え方で進めるものと思っております。

具体的に申し上げますと、盛岡地区の今年度の状況ですが、定員が2,960人に対して、欠員は200名を少し超えております。来年度も90名程度生徒が減ることですので、全体としての学級数調整は必要だと思っております。

こういった中で、盛岡第三高校と不来方高校でございますけれども、まず盛岡第三高校の志願者だけで判断しているわけではございませんが、ことしも70名を超えるような志願超過の部分がありました。不来方高校については志願者数もありますけれども、特色ある学系、学びといった観点から、生徒の進路選択の機会を確保したいということでございます。

盛岡第四高校の今年度の学級減についてのお話ございましたけれども、今年度、盛岡第四高校については学級減をいたしましたけれども、志願者数としては、むしろふえたというか、減らなかったということでございます。そういった状況を勘案しまして、県内全体としては、盛岡ブロックも含め学級数調整は必要であるので、盛岡北高校、それから紫波総合高校について学級減いたしますけれども、盛岡第三高校、不来方高校については、そういった観点で延期と考えたところでございます。

非常に難しい面がございまして、過去には平成17年度に、都市部の多くの学校で学級減をした経緯がございました。そのときの影響として、周辺部の学校に志願する生徒は必ずしもふえなかったこともありますので、そういった過去の状況、それから昨年度の状況、両校の志願者の状況等を踏まえて判断したということでございます。

なお、盛岡ブロックについても、この前期計画ですと、今回の2学級減で全体では五つの学級の減となりまして、これは県内の他ブロックと比べても、決して少なくない状況でございますので、そういうバランスのもとに考えたものでございます。

○**ハクセル美穂子委員** そうだろうと推測しながら質問していました。4年前に県議会議員に当選したときから、雫石高校の学級減の問題もあり、地方部での高校のあり方というのを、数ではなくて根本的などころからしっかり考えていかないと、学級減ありきになってしまうのではないかと、ずっとこの委員会でお話しさせていただいてきました。

結局のところ、去年の盛岡第四高校の1学級減分が、平成17年と同じように、地方部の高校に行かなかったという現実もあるのだと思います。盛岡第三高校とか、志願者数の多い学校を学級減にすることは、実際にそこを目指している子供たちにとっての不利益になる部分もあるのかということも考え、今回はそういった学級減にはしないという考え方を出示くださったのかと思います。ただ、全体的なところ、10年、20年後のことを考えて、高校のあり方を考えていかなければいけないときになってきていると私は思いますので、それで今質問をしています。

この4年間、地方部の学校に特色のある取り組みを推進していってもらう形にしたいと話しをされてきているのですが、なかなか多様性に配慮した高校のあり方というものの議論、取り組みが進んできていない気がしています。最近では不登校生徒児童14万人が、潜在的な人も入れると44万人だというテレビの報道や、そういった児童生徒を受け入れるための昼間定時制高校などを、商工文教委員会の調査で、京都市に見に行ったりもしました。そういった高校も、これから考えていかななくてはいけないのではないかと私は思っています。そういう議論が、今回の学科編制、学科減等の取り扱いの中であったのかどうか。今後どう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○**藤澤特命参事兼高校改革課長** 多様な生徒の受け入れ等を見据えた学科改編であったかという御質問かと思えます。まず令和2年度の編制については、前期計画を推進するものとして進めておりますので、今ハクセル美穂子委員から御指摘あったことがメインテーマとなっております。ただ、先ほど来対応案として挙げました、盛岡工業高校の定時制課程などについては、学びの内容が変わってきている部分も十分に踏まえ、かつては勤労青少年の働きながら学ぶ場ということでしたが、そういった社会情勢を踏まえての生徒増であり、その生徒増の状況を踏まえての判断ということもでございます。

それから、ただいま後期計画の策定に向けた地域検討会議をやっておりますけれども、その中でも、特に小規模校において、そういう多様な生徒を受け入れるという考え方があ

ってもいいのではないかという意見をいただいております。それらについて、後期計画の検討の中でこういった形で盛り込めるかは、これから十分な検討が必要ですが、そういったことも踏まえて考えてまいりたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員** 後期計画に向けてもしっかりと話し合っていかななくてはならないことですし、後期計画の次の期間も見据え、考えていかななくてはならないと思います。

ほかにも学校の施設をそのまま更新していくのかという問題もあると思うのです。今生徒数によって統合するとか、そのまま存続するというのもあると思うのですが、学校の老朽化に伴って、改築するときどういう方向性でやっていくのか、それともテクノロジーも非常に発達していますので、本当に学校に行くという行為のもとで県立学校というのがあるべきなのかということも、今後、20年、30年でかなり変わってくる時代になってくると思います。

教育改革でもICTの活用という話も出ておりますので、例えば遠隔地でも、自宅に近い学校でも大学進学できる教育を受けられる仕組みというのは一体何なのか、どうするとやっていけるのかということも踏まえて、これからもう少し議論を活発化していかなければならないところにきているのかと思います。

今々の話ではないのですが、後期計画のその次の時期に向けて、そういった多様な学びの場、昼間定時制高校というものについて、京都府立清明高校の取り組みを見てきました。LD（軽度発達障害）だったり、なかなか識字ができなくても学習能力はある子に対して、色でクラスを分けたりというように、それぞれに配慮した学校に不登校の子供たちが、二百何十名来るような学校でした。そういったところも参考にしながら、こういった学校を、こういった地域に、一つずつでもいいのでつくっていくとか、ぜひとも後期計画のその次の時期に向けて、議論を活発にやっていただきたいと思いますが、その辺について、最後、佐藤教育長のお考えをお聞きして終わりたいと思います。

○**佐藤教育長** ただいま前期計画を進めているわけでありまして、そのさらに次のということで、後期計画の策定において地域検討会議などで、さまざまな御意見を頂戴しております。丁寧な議論を踏まえ、検討作業を進めていきたいと考えておりますが、さらにその先と、まさにハクセル美穂子委員が御指摘のように、施設も老朽化してきている中で、こういった整備が必要かという投資の見通し等も立てなければならぬわけです。

今回の再編計画の、その前の再編の際には、統合ということで新しい校舎を建築して対応してきた部分もありますが、厳しい財政状況の中で、今後、県立高校の整備については、統合で新築というのはなかなか難しいと思います。そういった意味では、既存の施設をうまく活用してやっていかなければならないという部分もあろうかと思っております。

また、ICT等、最新の技術の発展が目覚ましいものがありまして、タブレットの導入ということも国では検討を進めていくと。5年程度で整備したいということも、マスコミ等の報道でもされております。そういった中で、私どもは学びの改革プロジェクトも立ち上げておりますので、こういった形で、今後の生徒たちの教育環境の整備を図っていくか

が非常に大事な視点だと思います。そういったことから、教育委員会事務局内部でもさまざまな検討組織も立ち上げておりますので、いろいろな調査研究を進めて対応してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 いろいろ考えられた結果だという印象を持ちました。しかし、私は盛岡第三高校、不来方高校については、7学級を維持するということは、とりわけ盛岡周辺の高校を維持するということと逆行すると思います。こういう発想をしたら、盛岡第一高校も減らせないのです。盛岡第一高校、盛岡第三高校の志望者が多い、人気が高いというのは全くそのとおりなのです。しかし、全体が減少しているときに、ナンバースクールを含めて学級減をやっていかないと、そこだけは生き残り、周辺はもっと小規模化するということになります。全て肯定しているわけではないけれども、ここは基本方針で適切な規模は6学級から4学級といったわけだから、規模の大きいものは思い切って計画どおり進めていくということも、基本方針を貫くという点でいけば必要なことなのかと。

そして、生徒全体が減少していく中で、こういうナンバースクールのレベルを維持するという点も必要なことだと思います。そうして、全体としてレベルが上がっていくという効果も私はあると思います。確かに志願者は多いのだけれども、盛岡第三高校、そして不来方高校は計画どおりにする方法もあったのではないかというのが私の意見です。

志望している生徒の気持ちを思うと、本当に複雑なのですが、全体の高校の維持、規模を守るということを考えれば、ナンバースクールから学級減をしていかないとつじつまが合わなくなってくるのではないかと思います。

それと盛岡工業高校も、7学級7学科で学級減を延期するということです。専門高校は地元の求人状況を考えて、私は再検討すべき課題だと思います。というのは一関工業高校の問題もあるのです。一関工業高校は、募集定員からマイナス35人になっていて。学級減なのですけれども、今の地元中小企業等の求人を考えたら、学科を減らすということは、その分、県内の就職先が減ることなのです。だから、専門学校の場合は、今の深刻な求人難の中で、専門学校の位置づけをどう考えるのかということについて、当初計画したときとは違った状況だと思うので、それを私は考えるべきだと思います。そういう意味で、盛岡工業高校の7学科を維持されたことは評価をしたい。一関工業高校も含めて専門学校のあり方、地元の中小企業の要望にどう応えるかを考える必要があるのではないかと、というのが二つ目の問題です。

葛巻高校の学級減が延期されたということも、評価をしたいと思います。水沢工業高校も頑張って4学級を維持しました。前沢高校は、新たな特別支援が必要な生徒に対応するという位置づけで、残されたのではないかと思います。残念なのは山田高校の2学級から1学級への学級減です。2学級から1学級というのは単なる学校減ではないのです。学校の役割、機能が大きく変わることなのです。確かに今年度、31人しか入学しなかったということですが、去年の入学者数は52人、その前は27人で波があるのです。そして、説明があったように三陸鉄道が全線開通したと。通学の条件もよくなったということで、結

果的には宮古高校に通学する生徒がふえたということもあるかもしれないけれども、まだ震災復興の途上で、そして三陸鉄道が今年初めて開通されて、これがプラスに作用するのかマイナスに作用するのかというのは、まだまだ流動的だと思います。

いろいろな努力もある中で、山田高校はことし入学者数が31人になったから学級減というのは、私は見直すべきだと思います。というのは、宮古地区は軒並み学級減なのです。山田高校、宮古高校、宮古工業高校と宮古商業高校で2学級分減で、宮古地区の合計で4学級減なのです。これは、突出して減なのです。だから、宮古高校や宮古商工高校で学級減になるのは私はやむを得ないところがあるのかと思いますけれども、そういう中で、山田高校はあと1年様子を見ると。地域ぐるみで努力して、今年は実らなかったけれども、波がある。そして、復興の途上で、さらに三陸鉄道が開通したという新しい状況のもとで、ここはもう少し地元の取り組み、努力を見守ることが必要なのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 四、五個ほど御質問がございました。

まず、盛岡地区についてでございます。確かに斉藤信委員から御指摘のあったように、基本は計画を進めることが原則でございます。それを踏まえつつも生徒数の状況、社会経済状況の変化といったものを踏まえておりますので、御指摘としてはごもっともだと思います。他方で、両校の志願状況等を見ますと、盛岡市内の生徒の進路機会ということも重視する一つの要素かと思うことと、あとは盛岡一極集中という懸念もないわけではないのですが、普通高校については定員の1割ということで学区制を設けておりますので、その中での他地区の生徒の進路希望の実現という観点もでございます。決して影響はないとは言えないわけですが、過度な影響とまではいかないのではないかと、その辺のバランスをとった案でございます。御理解いただければというところでございます。

それから、専門高校のあり方でございますけれども、専門高校の場合は確かに一つの学科に一つの学びということで、学級減をすることでその学びがなくなる可能性もあるわけですので、十分にそのことも配慮した計画の推進を図っております。

一関工業高校については、学級減の案としましたけれども、学級減とする学科については両方の学びを残す形で学科を再編成しようと思っております。そのことで地域の企業等のニーズについてはある程度お応えして、電気の関係において弱電、強電両方学べるような再編を考えております。

葛巻高校につきましては、先ほど申し上げたような町の取り組みの成果が出ております。生徒数は少しずつ減っていきますので、その分もこれからは少し見ていく必要がございますけれども、今年も山村留学で11名、県外から6名の生徒が入学しております。そういったところも判断の一つとさせていただいております。

それから、山田高校につきましては、昨年度は非常に生徒が集まったわけですが、宮古地区の生徒の減少が、県内のブロックの中で一番厳しい状況にございます。現在、宮古地区の募集定員は800人で、今年度で267名の欠員があり、来年度も約80名減るとい



う状況でございます。宮古地区ブロック全体としてそういった状況にあり、山田町の地元からの進学率も、昨年度は3割を超えたわけですが、今年度は2割ちょっとということで、その辺も結果には少し影響しているかと思っております。山田高校におきましては、昨年度からふるさと研究という科目で、地元をよく知るさまざまな取り組みをしていただいております、大変すばらしい取り組みと思っております、これからも山田町の協力をいただきながら進めていくということで、1学級となっても魅力ある高校として教育してまいりたいということでもあります。

○齊藤信委員 盛岡第三高校は、盛岡第一高校含めてですが、現在の7学級を、学級減していけないと調整にならないと思います。このままにしておくという発想は安易だと思います。盛岡管内は私立高校があるわけですが、盛岡管内の私立高校の入学定員と、実際に入った人数を伺います。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 県内全体の私立高校の資料が手元にありますので、こちらで申し上げますと、全体で2,765人の定員でございます。手元の資料は平成30年度の入学者で、5月時点の確定値だと思うのですが、入学定員2,765人に対し、入学者2,079人という数字でございます。今年度はまだ調査中でございますが、定員は変わらず、入学者は約2,200人と承知しております。ただ、私立高校の場合、時点によって大分生徒が動いておりますので、現在把握している人数はそういった状況でございます。

○齊藤信委員 今の私立高校についての答弁は全県の話ね。盛岡管内の話ではないでしょう。盛岡管内の私立高校の定員が一番多いわけですね。だから、雫石高校にしても沼宮内高校にしても、盛岡管内の場合には、私立高校も含めて盛岡一極集中というのがあるのですよ。盛岡第一高校、盛岡第三高校は人気が高いのだから、そこに手をつけないと、盛岡一極集中は是正されないと思います。1年、2年ですぐ是正されるものではないが、盛岡第一高校、盛岡第三高校が厳しかったら、盛岡北高校、盛岡第四高校に行くかという、適切な競争が確保される効果があると思います。盛岡第四高校も学級減をしてきたわけだから、盛岡第一高校、盛岡第三高校を特別扱いにするのではなく学級減を考えないと。特に盛岡周辺は交通の便がいいので盛岡に来やすく、子供たちも、私立高校も含めて盛岡に行きたいという傾向があるので厳しいのです。

地域にとって、必要な地域の高校を守り育てるというのは、大所高所から考えなければならぬと思います。そういった点で、私は盛岡第三高校、不来方高校の学級減を延期したのは、ちょっと残念であり、もっと吟味するべきではないかと思えます。

そういったことから、盛岡一極集中を是正ということを実際に考えていただきたい。そういう意味では、これから沼宮内高校も危ないですよ。学校間格差がある中で、進学校を志望する気持ちがそれなりに高いのは、ある意味今の社会の反映なのです。だからといって、進学校を7学級で残すということではないと思う。そういったところからは是正していかないと、全体のバランスがとれないし、特別扱いしてしまう。

盛岡工業高校も7学級7学科であり、水沢工業高校も延期という措置であります。ぜひ、

一関工業高校を含め、今後、工業高校をどう位置づけていくかということは、専門学校のあり方ということで、地域経済とのかかわりで、さらに吟味をしていただきたい。

宮古管内は定員から見れば大幅に割っているかもしれないが、全部の高校の学級を減らすというやり方でいいのかと。そして、山田高校の2学級規模を1学級にするということは、単なる学級減にとどまらず、学校の存続にかかわる問題だということを考えてほしい。葛巻高校が何であんなに頑張っているかは、2学級規模でないと、進学も就職も十分指導できず、先生が大幅に減るためです。葛巻高校は地元の中学生の数からいったら、2学級を維持できない。だから、山村留学で11名ことし入学させたわけでしょう。そして、寮までつくって頑張っているわけです。2学級を維持する執念というのは、そこにあるのです。

だから山田高校の場合、そういったことから、定員を割ったから学級減ということではなく、1年、2年ともう少し復興の過程の様子や、地元の努力を見守ることが必要だと思います。宮古管内の高校の定員を全部減らすというのは、余りにも機械的ではないのかと。

改めてお聞きしますが、学級減により2学級が1学級になると、学校の先生がどうなるかも含めて教えてください。

**○藤澤特命参事兼高校改革課長** まず、再編計画の全体の進捗状況からお話をさせていただきます。再編計画の前期計画は平成28年度から始まっておりますが、学級減等を始めたのは平成29年度から令和2年度までの4年間になります。その中で申し上げますと、今お示した案のとおりで、盛岡地区では、全部で五つの学級が減になります。それから、多いところでは、宮古地区が統合を含めて五つの学級が減になるという状況でございます。

それから、今回、盛岡地区の2校の学級減の延期の案も含めた内容になっておりますが、バランスとしてはブロック単位で、盛岡を含め学級減等を徐々に進めてきております。これは、生徒数の減少よりも、緩やかな形で、学級減をするというところでございます。

それから、山田高校でございますけれども、決して生徒数の減少ということだけではなくて、今、対比としてあげられた葛巻高校と比較しますと、地元からの入学者の数で大きな差があります。葛巻高校は昨年度、8割の生徒が地元から入りましたが、今年度は6割弱でございます。山田高校の場合ですと、交通の便がよく、選択肢が多いということで、今年度は約2割の生徒が地元から進学しております。昨年度は3割を超えておりましたので、それが数字にもあらわれております。生徒のそういった学校選択の観点から、2学級が1学級になることは大変厳しいと承知しております。生徒数の状況を踏まえ、今の地元からの進学状況を踏まえると、学級減という判断もあるのではないかとということでございます。

教員については、正確なところは申し上げられませんが、1学級減りますと、2名程度ずつ、定員の減を考えることになろうかと思っております。

**○斉藤信委員** これで最後にしますが、ことし中に、再編計画の後期計画を立てるわけですから。私は、全体として、皆さんがかなり慎重かつ柔軟に、来年度の学級減の計画を検討さ

れたと思います。ただ、再編計画の後期計画も考える中で、規模の大きい高校に手をつけなかったということは違うのではないのかと。規模の小さい高校を守れというのは地域検討会議でも出ており、小規模高校の存続は、共通して強い声で意見が出ています。そして、少人数学級を導入できないかという意見もあって、2回目はこれら二つをテーマに議論したわけです。

だから、学級減を考えるとときに、大規模高校と小規模高校の性格というのは違うのです。大規模高校をそのままにしていたら、小規模高校の問題はもっと深刻になると考えていかないと。私は、大規模高校から先に手をつけ、バランスをとっていくというのが、本来の手法ではないのかと改めて思います。山田高校については、去年努力し頑張った。ただ、今年は地元の進学率が低かったということもあるでしょうが、去年頑張って、学級減が延期され、1年後だめだったから学級減ですよと。そうでないのではないかと。地元が頑張って努力しているのも事実なのです。しかし、それが今年度の入学生には実らなかったと。だから、もう少し地元の努力を見守ることが、小規模高校を維持する上で、大事な観点だと私は思います。

今回、葛巻高校も学級数維持になったが、葛巻町長が毎年継続が問われ、うんと切ないと言っているのです。あれだけ努力していても、毎年が勝負になるのです。だから、2学級から1学級という瀬戸際にある高校は、そういう状況を考え、1年1年の勝負ではなく、2年、3年で地域の努力がどう実るかを見守るという考え方で、2年、3年のスパンで検討していただきたい。統合の場合には、2年間延期としたでしょう。県内全域で、その地域に必要な小規模高校を守れという声はこれだけ出ているときに、小規模高校を存続させる上で、1年単位のそういう判断を繰り返していいのかと。

きょう、初めて再編計画が公表され、これから教育委員会会議でも議論されることだと思いますが、ぜひきょうの委員会での議論を踏まえ、深めてもらいたいと思うけれども、最後に佐藤教育長に聞いて終わります。

○佐藤教育長 来年度、県立学校の編制に向けて、前期の計画を進めてきた中で、延期してきた学校、それから計画に乗っていた学校、そして小規模高校のあり方等、毎年度引き継ぎながら、慎重にいろいろと検討を進めてまいりました。全体的には許可をいただいたところでございますけれども、そこは斉藤信委員の御指摘のとおり、7学級ある盛岡第三高校、不来方高校や盛岡第一高校などといった学校と、盛岡周辺の高校との関係、都市部への学生の集中への対応、それから、私立高校でも定員超過に対しては、是正をする指導も行ってきたという経緯もあります。そういったところを考慮しなければならないということで、今回は慎重な検討をした結果ということになります。

そういった意味では、本日、望ましい学級ということで4学級から6学級という基本方針があるわけでございますので、そこは今後の再編計画の後期計画の検討の中で、周辺部との関係も含めて、しっかり検討させていただきたいと考えております。

それから、地域ごと、ブロックごとのそれぞれ地域の事情があるということで、今後の

中学生の生徒数の見通し、それからさまざまな小規模高校での地方創生に向けた努力、地域との連携など、さまざまな取り組みを積極的に行っていることは十分承知しております。

そうした努力を評価しつつ、生徒数の減少がどんどん進んでいるという状況で、どうやって子供たちの教育の環境を維持し、教育の質、機会を保障していくか。特に本県はいろんな地域事情があり、さらにそれぞれの地域ごとに交通事情などの事情が違っております。そういった状況で、今回の学級減になっている山田高校についても、三陸鉄道の復旧であるとか、震災からの復旧・復興も進んでいる中で、慎重に検討を進めてまいりましたところであり、その上での検討結果であり、まさに、苦渋の選択と言ってもいいと思います。

あとは、今後の再編計画の後期計画の検討には、地域検討会議も何度も行っておりますし、また、今年度に3回目を開催いたします。そういったところでも、丁寧に地域の御意見等を頂戴しながら、慎重に判断をしていきたいと考えております。御理解のほどお願いしたいと存じます。

○千葉進委員 まず、さきの一般質問では、佐藤教育長に答弁いただき、ありがとうございました。

三つ、お伺いしたい。一つ目は、確認になるのですが、令和2年度（2020年度）県立学校の編制についての資料1を開いた場合、右と左が対称になるかと思うのですが、左の1、課程別・学科別募集学級数及び募集定員で普通科・理数科が7学級減とありますが、右のページの2、ブロック別募集学級数増減の盛岡北高校、金ケ崎高校、一関第一高校、高田高校、釜石高校、山田高校、宮古高校それぞれ学級減ということで7学級減。職業に関する学科は一関工業高校が1学級減。宮古商工で2学級減、合わせて3学級数減。総合学科は、紫波総合高校と北上翔南高校で、合わせて2学級減で、ここまでを合計すると12学級減と理解していますけれども、それでいいですね。この資料ですと、確かに来年度の学級減についてはわかるのですが、令和2年度（2020年度）県立学校の編制についての資料2の7ページに、当初の前期再編プログラム総括表があるのですが、これは以前につくった表で、いろんな動きがあるのがこちらには反映されていないわけです。きょうの話ですので、今後、教育委員会会議を経て決まるわけですが、その後でいいですので、先ほどの学級減等を含めた形でわかりやすく資料を作成いただきたい。例えば平成30年度の雫石高校の学級減、平成31年度の岩谷堂高校の学級減が資料に載っていない。来年度になれば、金ケ崎高校も載っていないという形になるわけです。移行措置として残った部分について、葛巻高校だったら2年後まで矢印を延ばすなど、結果を反映した資料が欲しいなど。

また、葛巻高校あるいは盛岡工業高校については、私がずっと申し上げてきた部分で、結果、継続という形になった部分は、いろんな考えの中でやってくれたのかと思っています。今後、ぜひ早目に、わかりやすい資料をつくってもらえれば、その後の後期計画でもそれを参考にいろいろ検討できます。太字になっているのが継続、延期になった学校と捉えるものであります。この対応については、やってくれると思うので、答弁はいいです。

二つ目で、おとといの岩手日報を見たとき、どこからの情報なのかわかりませんが、盛岡第三高校の学級減見送りという記事がありました。この記事が一関第一高校であったらと私は思っていたわけです。というのは、この間、一関地区で会議があったときのことを藤澤特命参事兼高校改革課長は御承知だろうと思います。もう一度確認させていただきますが、現在、一関第一高校は6学級ですが、そのうち2学級は一関第一高校附属中学校から内部進学で入ってきます。とすれば、外部進学で一関第一高校附属中学校以外の中学校から進学するのは4学級となり、入学定員が160人としか捉えていない。それが1学級減ということは、入学定員が120人となるわけです。確かに一関第一高校附属中学校には一関市の子供もいるし、盛岡市とかいろんなところの子供がいるにしても、中学校の先生方から見れば、受験しないので、中学校卒業ではないのです。

私の住んでいる東磐井などいろんなところを含めて一関市は広いです。そういう中で、入学定員120人という数字をどう捉えるのかということについて、この間の後期計画の策定に向けた地域検討会議で、校長会からの要望等もあって話をされたわけです。そういう中で、しかも先ほど齊藤信委員は工業高校のいろんな苦労をおっしゃいましたけれども、一関工業高校で2学級減となりました。これについては、余り意見が出なかったのですが、一関第一高校に関しては、地元からいろいろ意見が出たのです。そこについて、どういう結果としてこうなったのかお伺いします。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 両磐ブロックの学級数調整についてでございますけれども、確かに一関第一高校は定員をほぼ満たしている状況でございますけれども、両磐ブロック全体として調整するということが、この再編計画の考え方でございます。

両磐ブロックの今年度の6校の状況ですが、定員960人に対して123人の欠員があり、来年度においても生徒数については約80名減という見込みでございますので、そういった調整が必要というのが再編計画の基本的な考え方でございます。

それから、先ほど再編計画の前期計画の進捗状況全体について申し上げたところでございます。この案でいけば、盛岡地区は前期において五つの学級減、両磐地域については四つの学級減、それから先ほどお話のあった宮古地区は、盛岡地区と同じく五つの学級減となっております。

今回、来年度の編制では2学級の減が重なっておりますけれども、そういった前期計画の中で、一定数の学級数調整をしていこうということで、こういった案としております。

両磐地域においては、平成30年度に一関第二高校、今年度は大東高校ということで、順次、学級数調整をしておりますので、そういった中での考え方でございます。

それから、一関第一高校の内部進学生、外部進学生の割合についてでございます。確かに、外部進学生の定員は減ることにはなりますが、千葉進委員からも御指摘ありましたように、一関第一高校附属中学校の生徒の一定程度は地元の子供であるということもありますし、入試状況を子細に見てまいりますと、今年度の一関第一高校の入試状況としては、一般入試の定員とほぼ同程度の受験者があり、ほぼ全員合格ということでございますので、

過度な競争になっていない状況でございます。

○千葉進委員 言わんとするところはわかるのですが、先ほどからの話のとおり、どうしてもナンバーズクール、あるいは旧制中学校と言われる高校の学級数が多い状況です。私は余りそういった部分にはこだわりたくはないにしても、一関地区の人たちにとってみれば、一関第一高校は内部進学で2学級があるにしても、今度、5学級になり、外部進学が3学級という捉え方をしている部分があるわけです。そういう面で、受験する中学生の数が減っていることも十分わかっていますが、もう一度ここは考えられないものか。花泉高校も1学級になったということもあつたと思います。そういった面で、ぎりぎりの人数で受けて来年度はどうなるのかという感じがあるので、これは案として出されたものでしょうから、もう一度再考してもらえればありがたいと思っています。

もう一つ、一般質問で質問しました宮古地区の二つの高校の統合についてです。私の耳には、学校現場で出張の扱いが見えない、会議等での旅費が出るのかなどといった意思疎通がうまくいっていない雰囲気であると聞いています。管理職がきちんとそのところを伝えていけば問題ないはずですが、現時点で一定の予算を組んでいるということ、各学校の管理職にきちんと通知して、管理職からそれぞれの職員にきちんと話がされているのか伺います。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 宮古地区の統合に関する取り組みについてでございますけれども、両校に必要な予算を準備をしております、管理職員に伝わっております。あとは、その学校の中で、きちんと周知されていると思いますが、もし不足があるとすれば、さらに周知をしていただくようお願いしたいと思いますし、今後の必要な部分についても、両校にお伺いした上で対応していきたいと考えております。

○千葉進委員 そこは、徹底していただきたいと思います。そして、一般質問の中で、宮古地区の高校を統合する際の予算として390万円組んでいると答弁いただきましたが、今後の動きの中で足りない部分についても、措置していただけるものと認識しているのですが、その部分も含めて、お答えいただきたい。例えば、これから、夏休み前に生徒会執行部が新しい執行部になるのしょうから、両校の執行部をどうしていくのか、中学生の1日体験入学をどんな形でやるかなど生徒間の交流をしたいと思います。また、私自身も大船渡高校と大東高校に教員として配属になったときには、生徒の移動のためのバスの手配を全部やりました。これは、非常に時間がかかる仕事で、来年の高等学校総合体育大会に向け、新人チームで合同練習をしたいという場合の生徒の移動などもあるかと思えます。そういった面で、生徒たちによかれと思ってやっていることが、教職員の多忙化にもつながる部分があるにしても、それなりの見返りがきちんとなされていないと、働きがいがないと思うので、その追加予算的な部分で学校の要望に応えようとしてくれているのか伺います。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 統合に向けた必要な予算についてでございますけれども、物によっては対応できるものもあるかと思えますし、物によっては校費で対応するものも

あるかもしれませんので、その辺はよく話を聞いて、可能な部分については対応してまいりたいと思います。

○千葉進委員 よく話を聞いてではなく、対応してくれるという形にしていきたい。無駄なことをやろうとする人はいないので。生徒たちの要望に応えるために必要でやろうとしているのです。移動する際に出張扱いとかにして、子供たちをバスで移動させないで、万一事故が起きたとき、誰が責任をとるのですか。そこについてもう一度言ってください。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 先ほど申し上げたとおり、必要な予算での対応については、しっかりと話を伺いながら、校費で対応できる部分につきましては、あとは予算の範囲内ということから、県全体の中でこういったバランスでやっているかということもありますので、よく話を聞いてまいりたいと思います。

○千葉進委員 ぜひそこをお願いします。

そしてもう一点ですが、今職員の中で不安が漂っています。といいますのは、統合した後、校長は本校である今の宮古商業高校にいますと思いますが、副校長はどちらの校舎にいるのか。もし副校長も本校にいたったら、校舎制を踏まえた上で、今の宮古工業高校の校舎で管理職は誰もいないのかと。それから、生徒たちのことを考えたとき、養護教諭を両方の校舎に置かないのか。なおかつ事務職員もいてくれれば一番いいわけですから、そこをどうお考えなのかお伺いします。

○高橋県立学校人事課長 今の問題につきましてですが、両校から要望をいただいております。その要望について、我々はこれから来年度の各学校に対する定数の配置の検討に入りますので、その要望を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

○千葉進委員 ぜひその要望に応えられるようにしていきたい。管理職がいなかったならば、残った学校の教職員の誰が何かのときの連絡をとるのかといった部分があります。それから、養護教諭がいないとすれば、生徒に何かあったときの対応という部分がありますので、その対応をぜひお願いします。これが初めての例になると思うのです。前例として、今後、久慈地区、遠野地区と考えたときに、養護教諭を置いてくれない、だったら反対だということだってあり得るかもしれませんので、ぜひ前例として、地域の方々、そして教職員に理解できるようにしていきたいということを教育長にお伺いして終わります。

○佐藤教育長 細かい御指摘をいただきまして、最後は生徒の安全、安心という面、それから生徒の学習活動あるいは部活動、生徒会活動、さまざま取り組んでいくわけでありますので、そういった生徒本位の視点に立ってやっていかなければいけないと考えております。

先ほど藤澤特命参事兼高校改革課長から御答弁を申し上げましたし、私も本会議の答弁でも学校長、それから地域の方々から丁寧に話を聞いて適切に進めてまいりたいとお話をしております。そういったときの視点というのは、今申し上げたとおり、生徒の立場に立

って、安全、安心、それから教育環境の整備ということで、まさに御指摘のとおりであります。そういうことにきちんと対応するということは、今後の後期計画の中でも議論されてくることだと思いますので、そこはしっかり対応させていただきたいと思います。

○**小西和子委員** 先ほど山田高校についてお話がありました。高校の教員の方にお聞きしますと、学級数が1クラスになると、その学校は存続しなくなるのではないかという危惧があり、保護者も子供もその学校を避けるようになるのだという話を聞いております。したがって、先ほど斉藤信委員が話をしたように、地元で、もう1年間の見守りの期間をとるから、地元で運動してみてもという働きかけをしてみたらいいのではないかと思います。先ほどからお話があるように、沿岸部の人口減少が顕著になっているという話があります。子供たちを受け入れる器が少なくなれば、子供たちが大人になってから出ていってしまうという危惧もありますので、そこは見守りを要望いたします。

1点お伺いします。先ほどの千葉進委員の話にも出てきましたけれども、私はこれまで学級数減、学科改編、コース等の見直しを実施した学校への加配措置とか、豊かな学びの保障に必要な予算措置を行うべきではないかと考えておりますが、これまで、その点はどのように対応してきたのか、今後どのようにしようとしているのか。

○**高橋県立学校人事課長** 学級減等に伴う加配措置等についてでございますけれども、学級減あるいは学科改編等が進む中であっても、豊かな学びの保障が求められているということは小西和子委員御案内のとおりでございます。現在、教職員の配置につきましては、いわゆる標準法という法律に基づいているわけですが、小規模校については、その標準法どおりだと運営は厳しいということは我々も承知しております。ですので、学校の実情等を考慮し、弾力的に教職員定数を考えております。

今後につきましても、学校の特色、現状等を十分に考えながら、適切な教職員配置を行うとともに、非常勤講師ですとか、あるいは他校との兼務といった手段も講じながら、合併と学びの保障に努めてまいりたいと考えております。

○**高橋孝眞委員** 北上翔南高校についてお聞きしたいと思います。1学級減になり、6学級から5学級になるという計画ですが、全体を考えてとのことだろうと思います。今、岩手県どの市町村も人口減少が進んでいるのはそのとおりですが、北上市は東芝メモリの関係も含めまして、増加しているわけです。そういう意味合いでは、生徒数もふえてくるのではないかと思うわけです。順調にいきますと、従業員が2,000人なり3,000人ということになりますと、その家族まで含めて相当数の人数になると思うのですが、そういった部分は今回再編計画に組み入れたのかお伺いしたいと思います。

○**藤澤特命参事兼高校改革課長** 北上翔南高校の学級編制案についてでございますけれども、まず県全体としての生徒数の状況については、例えば県南地区においては水沢工業高校の延長を案としておりますが、そういった形で、動向を踏まえた対応を考えております。

一方で、北上翔南高校でございますけれども、今年度の欠員については先ほど御紹介のとおりでございますが、来年度、岩手中部ブロック全体で約121名生徒が減少し、特に北



上市内の生徒が約 100 名減少する見込みでございます。そういった中で、一定の調整が必要ではないかという考えでの案でございます。

ちなみに、北上翔南高校は総合学科高校でございます。人文、自然は普通科の部分、そのほかに情報、環境といった商業の部分、それから農業や家庭を勉強する部分という 4 系列を残しております。これらについては 200 人定員となったとしても、そのまま維持して、学びの内容についてはこれまでどおりと考えております。

○高橋孝眞委員 人数の関係で言いますと、平成 30 年の北上市内の中学校卒業生が 857 人であり、平成 31 年度もそんなに変わらないわけです。平成 30 年度の北上湘南高校の入学者は募集定員に対し 2 人減だけです。そう考えていくと、もっと生徒の希望者があるのではと思うわけです。そして、人口がふえていくことを考えると、北上翔南高校は無理して減らす必要性はないのではないかと思いますし、さっき齊藤信委員が言いましたけれども、減らしていくことによって、北上市は特に盛岡市の学校の通学可能範囲内に入ってきているので、通学の便利な盛岡市の学校などを選択してしまうのではないのでしょうか。そういう意味合いでも、北上翔南高校を学級減にする必要はないのではないかと思いますので、再度検討できるのであれば、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 再編計画の進め方について関連して申し上げますと、原則的には、今の計画は平成 27 年度末に策定した際に、地域のさまざまな方々の御意見を踏まえて策定したものでございまして、その際に、計画をそのとおりに実施するというのではなくて、毎年度生徒数の状況、社会情勢の変化といったものを見ながら一定の修正も加え、進めていくことで御了解いただいたものでございます。

そういうことで、原則的には計画に沿ってと思っておりますが、延期と考えております水沢工業高校、盛岡工業高校とは違って、北上翔南高校の状況については、計画に沿った形では、欠員等が生じているということがあって、その上で計画を変えるほどの状況にはないということで、計画どおり進めていくのがいいのではないかという案としたものでございます。

○高橋孝眞委員 いずれ平成 27 年には東芝メモリが工場を建設するという計画がなかったと思うのです。それが実際に来ますよね。北上市の人口が今年の 4 月には約 70 人、5 月には約 130 人と毎月のように増加している状況であります。そうすると生徒数だってふえるのではないか。そこから考えれば、学級減を 1 年延期して様子を見ても十分なのではないかと思うわけで、そういった面で再検討していただければとお願いをして終わります。教育長から何かあれば。

○佐藤教育長 詳しい北上市内の人口の増加については承知しておりませんでしたけれども、北上地区に東芝メモリが進出するという具体のお話を伺いました。それが直ちに児童生徒の増につながっていくかは慎重に見きわめながら検討していく必要もあろうかと思っておりますし、岩手中部ブロックにおいては、最終的には全体の中で、唯一北上翔南高校の 1 学級減というところでありまして、ほかの計画等に比較しても、実際の生徒数の見通し等も

一定程度考慮しながらの計画で進めております。

高橋孝眞委員御指摘の点については、今後も企業の進出等、それから児童生徒数にどのような動きが出てくるのかはしっかり把握しながら対応してまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 質問するつもりはなかったのですが、ちょっとお聞かせいただきたい点があります。

令和2年度県立学校の編制についての資料2の3で、平成31年度の県立高校の合格者数が8,044人とあり、平成31年度の欠員が1,396人です。私立高校に流れたりということで、割合的には来年度も同じかと思われそうですが、令和2年度の募集定員は8,960人ということで、計画どおり進めたとしても欠員が約900名になるのではないかと思うわけです。今回の再編計画の方向性について、これまでの学校のそれぞれの取り組みや特色であったり、いろいろなものを加味して、丁寧に進めていただいている、いろんな配慮がにじみ出ていると思います。ただ、根本的にどうしていくかということで、先ほど来も各委員から話がありましたとおり、盛岡のナンバースクールなどは、進学、交通の便などで吸引力が強い中で、そこにきっちり枠がある以上、みんな吸い寄せられていきます。県教育委員会では、それぞれの地区の進学校である普通高校をどうしても残していきたい。しかも、普通科を残す以上、それぞれの教科担任といった、ある程度の先生を確保するためのクラスも欲しいといったジレンマの中で再編計画を組んでおられると思うのです。

先ほど小西和子委員から話があったとおり、例えばクラスは減らしても、教科担任であったり、いろんな形で教員の配置といったものをしっかりしていくとか、何かを変えないと、全てを手に入れるというのはなかなか難しいのかなど。これは、令和2年がこのような数字で、既にギャップが出てしまうのが目に見えている中で、令和3年、令和4年と進んでいく中で、どこかで方向性をしっかりと定めていかなければいけないと思うわけがあります。それが後期計画という形なのかかわからず、意見にしかなり得ないですが、そうした部分で県教育委員会として、苦肉の策だとは思いますが、どのように進めていこうとしているのかお知らせください。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 今年度の編制案、それから今後の状況を見ての御指摘だと思います。郷右近浩委員から御指摘ありましたように、難しい判断でございます。地域の小規模校からはぜひ残してほしい、今の学級数を維持して残してほしいという要望がございます。都市部の学校においては一定程度の規模があることによって、科目の配置といったことが可能になるという面もございます。

他方で、再編計画を進めていくに当たっては、策定当時の理想的な姿があって、それを丁寧に意見交換をしながら進めていく方針でございますので、全体としては当初の計画よりは少し緩やかにはなっておりますけれども、その計画で目指した方向性に進めていっているものと思います。ただ後期の再編計画に向けては、地域検討会議を今年度にかきましますけれども、目指すべき姿と、それから地域の皆様方の声をどのように聞いて反映させていくかということが大きな課題となってまいりますので、その辺については後期計画の策定

を進める中で、今後さらに検討してまいりたいと思います。

○郷右近浩委員 私自身、職業に関する実業高校であります水沢商業高校の卒業生です。そうした中で毎年、水沢工業高校や水沢商業高校の卒業生の方々と一緒になった際、いつ再編計画でクラスが減るという話が来るのか、どのようにしていくのかという話をすると、非常に悩ましく感じております。それに対して、本当にそうならないためにどうしていくかということですが、普通高校自体のボリュームを含めて、中学校から進学する際、その先の進学を見据えたり、普通高校に入ったほうが可能性があるのではといった部分を含めた、今の子供たちへの進路指導の中で、実業高校に入れるといった考え方というのは、薄れてきているのではないかと感じております。

では、実業高校で、それぞれの職業に関する学科関係に入っただけ子供たちに対して、中学生の段階からどのように情報を提示していけばいいのか。なかなかそうしたものがうまくリンクできなくて、そういったアピールが本当に子供たちにとって正しいのかといった部分も含めて、現場では悩ましく思いながら、1年1年を過ごしているという問題があります。

どこかで進学という部分と、実業高校ならではの地元で働く、即戦力であるなど、いろいろなものを整理していただきながら、そうしたものがどのぐらいの形になっていくのかという将来像ではないですけれども、たまたま人気があって人が集まってくるから、その学校を残すといった方針決定だけではなく、ニーズがあるものを残すというのは当然のことだと思いますので、先読みして進めていけるような展開をしていただくよう考慮していただければと思います。意見であります。よろしくをお願いします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、委員の皆様から、この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 先ほど文化スポーツ部でも取り上げましたが、盛岡市内の中学校における顧問教師の生徒に対するパワハラ問題について質問したいと思います。

6月21日付の盛岡市教育委員会の生徒への不適切な指導に関する概要と、回答について結論部分だけ紹介します。事件の概要は、当時陸上部顧問であった当該教諭が、陸上競技の短距離走者として将来有望な当該生徒に対し、生徒の心身の状況や思いに寄り添うことなく、自分の思いどおりの練習をさせようと一方的で威圧的な指導をし、その結果、被害生徒は競技継続に対する意欲を失い、退部に追い込まれてしまったというものであります。子供への期待や夢を踏みにじるような言動もあり、保護者の不信感を招いた。不適切な指導や対応をし続け、退部まで追い詰めてしまったことは絶対あってはならないことであります。これは、盛岡市教育委員会の見解です。本人と保護者から、どういったパワハラがあったのかということをも12項目にわたって指摘をされて、盛岡市教育委員会はほぼその内容を認めています。保護者は知事への質問箱で、この問題を知事に伝えて、その回答は県教育委員会からも回答されています。ですから、県教育委員会も承知の事件だと思っておりますが、

この事案をどう受けとめ、県教育委員会としてはどう対応してきたのか。解決の見通しはどうか示してください。

○**金野小中学校人事課長** この事案にかかわりましては、夢や希望を持った大切な子供の人権を侵害し、人格を深く傷つける行為でありまして、絶対にあってはならないものと認識しております。同様の事案が二度と発生しないよう、体罰や不適切な指導の防止を目標としたアンガーマネジメント研修等で、直接指導する教員に向けて、さまざまな事例をもとに啓発活動や具体的な指導を徹底してまいりたいと思います。また、今盛岡市教育委員会から随時県教育委員会へ、途中経過の報告を受けております。盛岡市教育委員会が学校と連携して作成した回答書について、県教育委員会へ提出があり次第、この事案にかかわって必要な事実確認を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** この生徒はもう卒業されているのだけれども、平成 30 年 5 月 15 日に被害者の父親が当該中学校を来校して調査を求めています。それからもう 1 年たっているのです。何で 1 年たったのですか。

○**金野小中学校人事課長** そのことに関しましては、学校では被害生徒が当該校に在籍した期間、その被害生徒に対応するさまざまな話し合いを当該保護者と複数回行いました。また卒業後、調査を求められた際には校内で調査を行い、そして盛岡市教育委員会と連携を図りながら複数回の調査結果を報告しております。そして、盛岡市教育委員会では、保護者から求められた調査に対する事実確認や回答内容について、学校と連携を図りながら、保護者の要望に応えながら丁寧に対応しており、このような期間がかかったと思っております。

○**斉藤信委員** ことしの 1 月にインターネット知事室に、保護者から知事にこの問題の相談というか、告発がありました。どういう回答をしましたか。

○**金野小中学校人事課長** ことし 1 月 21 日に県政提言がございました。その回答についてであります。県教育委員会では、全ての教職員に対してコンプライアンス意識と行動規範の確保について、あらゆる機会を通じて、その徹底に努めているということ。そして、本件につきましては、盛岡市教育委員会が学校における調査等を取りまとめ、指導に係る事実確認結果の回答書を提出し、その内容を確認いただいている状況と聞いております。そして、その関係職員はもとより、当時の生徒からも詳細な聞き取りを実施し、事実関係を正確に把握するよう指示しているところであり、今後、盛岡市教育委員会から報告書の提出をもって、その内容を精査した上で必要な措置を講ずることになるものと考えておりますと伝えております。

○**斉藤信委員** 知事、県教育委員会に直接告発がされましたが、7 月に入ってもまだ決着がつかないと。誠意ある対応、誠実な調査をしないからこうなるのですよ。どういうことが起きたか盛岡市教育委員会が認めている内容を紹介すると、該当生徒はスーパーキッズの 6 期生で、中学校の短距離走の県大会でも 1 位、2 位などの成績をあげる将来有望な選手で、スーパーキッズでスポーツ医・科学の食事方法から傷害のときの対応など、さまざま

まなものを学んできました。この顧問の指導は、新入生も夜7時まで毎日練習で、故障してもやらせるという内容だったのです。しかし、今のスポーツ医・科学の到達点から学んだスーパーキッズの子供は、そのとおりに出来なかった。当然のことです。そうしたら、激しい口調などのいじめが始まったのです。例えば東北大会に行くときに、当該生徒を移動のバスに乗せなかった。盛岡市中学校陸上競技大会に選手として出場したが、移動の選手用バスに乗車させなかった。応援団のバスに乗ったのです。そして、平成26年9月、11月に行われるJOCジュニアオリンピックの400メートルリレーの県のメンバーにも選ばれた。そうしたら、辞退しろと言われて参加できなかった。そして、母親を呼び出して、言うことを聞けないのであれば、水泳部に転部してくださいと恫喝した。この子供は、顧問の言うことを聞かない、発達障がいの生徒だということも言いふらしていた。

本当に許しがたい人権侵害で、この生徒は結局水泳部に転部したのだけれども、それでも陸上競技の大会があると選手として出されるのです。それは、顧問の実績になるからです。それでも勝ちますからね。しかし、PTSDを患って、高校に入ってから陸上競技ができなくなってしまった。本当に深刻な話です。よく聞いてみたら、この前にも同じような被害を受けた生徒がいたということもわかりました。

私は初動の段階で、こういった告発があったときに、この顧問教師をかばわないで当時の生徒に徹底した調査をやったら、速やかに解決できたケースだと思います。十分な正確な調査をしなかったから、保護者から何度もパワハラの実態を突き詰められて、6月21日の文書で12項目にわたるパワハラをほぼ認めるということになった。最初からまともな調査をしておらず、対応していないからこうなったのではないですか。

○**金野小中学校人事課長** 本事案につきましては、盛岡市教育委員会から随時、途中経過の報告を受けておりますが、現時点におきましては、県への事故報告書の提出は行われておらず、現在、盛岡市教育委員会に対応しているとともに、個別の事案に関するところでありますので、具体的な説明は差し控えさせていただきますが、今後、盛岡市教育委員会から報告書の提出を待って、その内容を精査した上で必要な措置を講じていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** こういう事案というのは、普通、県教育委員会が指導、援助に入るでしょう。こういった都合の悪いことは盛岡市教育委員会に責任転化して、1年過ぎててもまだ決着がつかないと。この保護者は日本体育協会にも告発しているし、整形外科医で、スポーツ関係の資格を持った方ですから大変詳しいのです。ただ裁判をする気はないのだと。事実を明らかにして、こういうことが二度と起こらないようにしてほしいのだと。それがこの保護者の希望です。

不來方高校の事件では自殺者まで出しました。これは、不來方高校事件の前の事件です。こんなことが何度も起こっていいのかと。この生徒も何度も死ぬことを考えたと言っています。そこまで追い詰められていたのです。だから、高校に入ってから陸上競技ができなくなってしまった。この事件の重大性を本当につかんで、真剣な対応をしてください。不

来方高校の教訓を踏まえて、いわて県民計画には、体罰はもとより言葉による暴力も一切許されないという、暴力根絶の宣言の精神が明記されたではないですか。

こういう事件を何度も取り上げることは本当につらいのだけれども、しかし佐藤教育長には一つ一つ厳格に、そして徹底して取り組んでいただきたい。犠牲者を出さないようにしていただきたい。そして、学校の中、特に校長の中にこういう顧問教師をかばい、問題にならない体質があるのです。いわて県民計画にも明記をされた、あらゆる暴力行為根絶の精神という立場でこの事案についても対応してください。いかがですか。

○佐藤教育長 教員による不適切な指導はあってはならないことでありますし、また個別具体的な事案が発生したときは、チームを編成して組織的な対応というのは当然求められていくわけであります。そういったときには現場と、それから当該市町村教育委員会と密接に連携を図って、早期の対応、早期の解決に向けて、お互い対応を強化していかなければならないと思います。

それ以前に、そういった不適切な指導等は根絶しなければならないということで、改めて徹底をしてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 もう一点、教職員の異常な超過勤務の改善について、ことしの2月定例会で高田一郎議員が一般質問で取り上げました。テスト漬け、全国学力・学習状況調査、岩手県小・中学校学習定着度状況調査、これは本気で今見直すべきだと。これは、国連子どもの権利委員会も、ことしの最終所見で異常な競争的な教育制度の見直しというのを勧告しているのです。岩手県の学習状況調査について、あり方を検討するという答弁がありましたけれども、これがどのように検討されているのか。あわせて国の学力テスト、県の学力テスト、そのほかに市町村における小学校、中学校での学力テストの状況はどうなっているかも示していただきたい。

○小久保学校教育課総括課長 岩手県小・中学校学習定着度状況調査につきましては、本県の児童生徒の学習上の課題を踏まえ、身につける学力を具体的な問題で示し、児童生徒の学習のつまずきや教員の学習指導上の課題等を明らかにしながら、それを生かした授業改善を推進していくということで、子供たちの学習状況の改善や学習意欲の向上を含む確かな学力の育成を目指していくものであります。

一方で、斉藤信委員御案内のとおり、県教職員働き方改革プランにおきましては、各種学習状況調査につきまして、民間試験との連携や調査、実施方法の検討等、調査を活用した授業改善に注力できるような運用改善を図っていくこととしており、本年2月議会においても調査内容や実施方法のあり方など、今後の方向性について検討していく旨を示したところでございます。

県教育委員会といたしましては、今年度の諸会議の場を通じて、県学習状況調査の委員と課題認識について共有を図っておりまして、今後とも諸会議や研修会等々を通じた情報収集なども行いながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

それから、国、県、県内市町村の学力テストの状況でございますが、平成30年度の実施

状況として、現在、県教育委員会として把握しておりますのが、岩手県内 33 市町村中、各市町村が独自の判断で行っている学力調査は、小学校で 33 市町村、中学校では 28 市町村で行われていると承知をしております。

○**齊藤信委員** 岩手県教職員組合が岩手県小・中学校学習定着度状況調査についてどうい  
う問題があるのかということ調査しまして、その調査結果の資料をいただきました。  
県の学習状況調査において、事前学習を行ったというのが小学校で 85%、中学校で 36%で  
ありました。そして、問題点として子供の学びの時間を奪い、一日中の学習状況調査は子  
供たちにとって苦痛だと。採点入力で 10 月の 3 連休が潰れるなど、時間外勤務をしなければ  
ならなかった。事前対策をしなければ子供たちが問題に対応できないような調査自体が  
本当に必要で正確性があるのか疑問。市教育委員会が順位や平均点の底上げを現場に要求  
してくると。

全国の学力テストでも同じような問題があり、県の学習状況調査でも、また事前学習で  
すよ。そしてさらに、小学校も中学校も市町村教育委員会が独自にやっている。だから、  
国連子どもの権利委員会が日本の教育制度は異常な競争主義的な教育制度になっており、  
見直しを何度も勧告しているのです。このテスト漬けから解放される必要があるのだと思  
います。子どもの権利委員会のことしの所見を見ましたか。

それで、人事委員会の教育職員の長時間勤務の状況及び面接指導の実施率の調査結果を  
お聞きしました。平成 30 年度に時間外勤務が月 100 時間を超えた高校教員は 668 人で 19%  
です。5 人に 1 人が時間外勤務 100 時間を超えている。恐らく小中学校教員も、若干の違  
いはあるかもしれないけれども、傾向は同じでしょう。そして、100 時間を超えた先生方で  
医師の面接指導を受けたのはゼロ%です。100 時間を超えたら医師の面接指導を受けなさい  
とあるが、面接指導を受ける暇がないというのが教員の実態です。そう追い込んで、新し  
い学習指導要領でさらに英語科の授業時数がふえる。こういうものに追随してやっていた  
ら、ますます学校は窮屈で、子供たちはテスト漬けになって、本来の教育が行われな  
いのではないかと思います。これをどう改善しようとしているのですか。

○**小久保学校教育課総括課長** 齊藤委員御指摘のとおり、国、県、市町村でさまざまな調  
査があるというのが現状でございます。それぞれの調査には、その趣旨がございますので、  
その趣旨に応じて、各学校において、その子供のつまずきに応じた授業改善につなげるよ  
う適切な活用が重要であると考えております。

私は調査の改善という観点からお答えいたしますけれども、学習状況調査等の調査問題  
の適切な活用につきましては、平成 29 年度にガイドラインを作成いたしまして周知をして  
きておりました。

この結果については、平成 30 年度の県学習状況調査で調査をしたところ、このガイドラ  
インについて、およそ 8 割の小中学校で全教職員が共通理解をしている。また、本ガイド  
ラインに沿って、諸調査の過去の調査問題を適切に活用しているのもおよそ 8 割というこ  
とでございました。逆に申し上げれば、2 割の小中学校において、そういうところに課題

が見られるという結果がございましたので、今後ともさまざまな機会を通じて、このガイドラインの周知等も図っていききたいと思います。

諸会議におきましても、この調査の正答率の1%とか0.何%をもって子供たちの学力を論じるという意義はないということは、会議でも周知をしたところでございます。いずれにしても、子供たちの学習状況の改善に資するように、効果的、効率的な調査が実施できるように、これからも取り組んでまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 残念ながら私の質問に答えられなかった。国連子どもの権利委員会がことしも日本の異常な競争主義的な教育制度について、その改善、見直しを勧告しているというけれども、これはグローバルスタンダードです。フィンランドは、試験なしで世界トップレベルの学力を維持しているわけです。ところが日本は、テスト漬けなのです。テストをしなければ満足できなくなってしまっていて、ある意味で麻痺してしまっているのです。しかし、そのテストをやればやるほど事前学習をやり、県の学力テストだったら現場の先生が採点までしなければならない。それが深刻な超過勤務の要因になっているのです。今のお話だったら何も改善されないではないですか。

この間も日本の中学校教員が平均で週56時間の勤務時間で世界で断トツに長くなっていることが報道されたばかりで、弊害も出ていると。あなたのところには弊害は伝わらないかもしれないけれども、私が弊害を指摘したでしょう。

最後に佐藤教育長に聞きますけれども、本会議で佐藤教育長は学習指導要領でさらに授業時間もふえていく中で、県の学習状況調査のあり方について検討すると答えたのです。既に標準時数を小学校も中学校も超えています。こういうことでどうやって改善するのですか。どうやってこの異常な教職員の超過勤務時間を改善するのですか。テスト漬けでそのままやっていったら、何も改善されないではないですか。その改善の方法を具体的に示してください。

○**佐藤教育長** 総じて、教職員の働き方改革にどうやって対応していくかと、その中には、こういった学習状況調査の課題もあるということだと思います。学習状況調査以外にもいろいろと部活動などの部分もありますし、また新たな学習指導要領が導入されてくるというところで、働き方改革の取り組みが問われていくのだろうと思います。そういった意味で、昨年に県教育委員会でも岩手県教職員働き方改革プランをつくって、具体的にそれぞれ個別の内容について、取り組むべきところはこういった形で取り組むことができるかということで、今年度から具体的に対応を始めております。

そういった中で、学力の対応といたしますか、改善といったところは慎重にやっていかなければいけないと捉えておりました。そういった意味で、市町村教育委員会の意見等もお聞きしながら、あるいは学校現場の実態等も把握し、深掘りしながら検討を進めていきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員長** この際、約10分間休憩します。

〔休憩〕



〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋孝眞委員 冒頭に佐藤教育長が発言しましたけれども、文化財の切り取りの関係について質問したいと思います。

赤沼上席専門学芸員は、過去の不祥事の関係で調査をして、訓告処分になったわけであります。今回、再度調査をすることになりますけれども、2回同じようなことで処分するということはあり得ないと思っておりますが、一事不再議でしょうか。その点についてどう考えているのか。

もう一つ、依頼を受けた文化財を切り取っていいとか悪いというのは、犯罪になるのかならないのかを教えてくださいたいと思います。

○山村教職員課総括課長 文書訓告についてでございますけれども、一般的には一度処分済みの事実について、重ねて処分することはできないとされております。本件につきましては、まず事実関係を調査し、その上で判断していくことになると思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 切り取りの法律関係でございますが、重要文化財であった場合は、文化財保護法 195 条で、重要文化財を損壊した者は5年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金と規定されていると把握しております。重要文化財などに指定されていない一般の文化財の切り取りに関しての罰則は、文化財保護上の罰則規程等はないと把握しております。

○高橋孝眞委員 そうすると、これから調査をして、重要文化財については調査をして告発をしますという整理なのかもしれませんが、切り取った事実から考えると、5年ほどたっているわけですが、時効についてお伺いします。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 時効については手元に資料を持ち合わせておりませんので、お答えいたしかねます。いずれ今それぞれの受託業務の詳細、対象がどれくらいあるかについて、もう少しで明らかになるところでございますので、それを精査していくとか、調査を重ねていくということになります。

○高橋孝眞委員 例えば5年の時効ということになると、刑事事件として告発はできないわけでありますから、そういう意味合いでは時効を考えて、急いで調査をすることが重要ではないかと思うのです。重要文化財から調査を始めるという整理をして対応していただきたいと思います。ただ、重要文化財以外は切り取ってもいいということなのか。犯罪にもならないし、あえて処分をするというのもおかしいような気がするのですけれども、それはどう考えていますか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 以前の野田村関係の2件の切り取りの場合は信義誠実の原則に反するという事で文書訓告になった経緯がございます。時効というお話でございますが、そのことも含めまして、専門家等からいろいろ助言をいただきながら、優先性、効率性という観点から、どう調査を進めていったらいいかこれから詰めていきたいと考えます。

なお、重要文化財については、既に着手しておりますが、最優先に進めなければならぬと考えております。

○高橋孝眞委員 重要文化財については、既に着手しているということであれば、どういふ状況なのでしょう。刑事事件になるということであれば、急いで刑事告発をするということにつながっていくと思いますけれども。

○岩淵文化財課長 重要文化財については、平泉町の柳之御所遺跡から出土しているものを中心に、現在その調査に着手しております。

○高橋孝眞委員 だから犯罪に該当するかしらないかについては、速やかに調査しなければいけないということです。調査をしているとすれば、現実にどのように考えていますか。まだそこまで調査していないのであれば、それは速やかに対応すべきであるという意味です。

○岩淵文化財課長 現在、重要文化財を最優先に考えて調査しております。調査に関しては、外部の有識者の意見を聞くことが非常に大事だと考えておりまして、それらの方々の意見を聞きながら、速やかに調査をしたいと思っております。

○郷右近浩委員 私も端的に質問させていただきます。部活動指導員についてお伺いします。当初はモデル事業ということで、私たち自身も進めたいという思いでかかわってきたので、今回最後の質問ということになりますので、お聞きしたいと思っております。

この間、一般質問であったり、さまざまな議論の中で、なかなか部活動指導員の導入が進まないといった報告がされております。とはいえ、教師の多忙化の解消、子供たちによりよい環境でスポーツを学ばせるといったことから、私自身、うまく活用すればいいのではないかと思うわけでありまして。ただ、指導する今の部活動の時間が短く、なかなか適任者というか、任せられる方がいなかったり、そして学校現場に対してどのような形で入れていくかといったところに、さまざまな形で戸惑いといったものがあると認識しております。

それをうまくミックスして、県として教師、また子供たちとよい環境をつくるために、もう一歩前に踏み込むべきだと思うわけでありましてけれども、この部活動指導員に対して、どのような形で、前に進めていくかお伺いしたいと思っております。

○清川保健体育課総括課長 部活動指導員についてでございますが、郷右近浩委員御指摘のとおり、教員の負担軽減、生徒の健全育成のための適切な部活動の推進という両面から大変有効と考えておりまして、積極的にその配置の拡大を進めたいとしております。

ただ、中学校は市町村ごとに任用、配置することになっておりまして、未配置のところにはいかに働きかけて拡大していくかということが課題でございます。実際、昨年度から配置した取り組みの実施の報告からプラス面を申し上げますと、教員の負担軽減が図られた、専門的な指導の実績のない教員の不安が解消された、休養日がふえたといったように大変有効な手段だというメリットもございます。それから、早速、専門的な指導が功を奏して、競技実績が上がっているという実態もございます。そういった先行事例の有効な手段だっ

たということを強く広めながら、もう一つは、もともとの配置の趣旨、狙いというものを丁寧に説明しながら、配置に至るまでの課題を少しずつクリアしながら、拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○郷右近浩委員** きょうは、文化スポーツ部の審査でサッカーのスタジアムについて質問しました。私は、いろんな形でサッカーにかかわってきたわけですが、例えばサッカー一つとっても、中学校というのは、実は育成的な年代であって、きちんとした形のボールを蹴る、とめるから始まって、そしてそれをどのように運んでいくといった形で、本番は高校生に仕上がればよいという考え方を持っています。そうすると、技術、スピードといったものをつくっていく時期がまさに中学校年代であります。これまでも熱心な中学校の先生方が一生懸命に取り組んでおられるというのは、私自身も拝見しておりますが、中学校年代に、部活動指導員の方々に、ちゃんとした指導法をやっていただきたいということを考えると、例えば現在、部活動指導員の方々を配置しているところを、配置していない先生方に状況というか、どんな感じでやっているのか見せる機会をつくるのが、部活動指導員に対して理解が進む一つの方策ではないかと思うわけでありますけれども、そのような考え方について、どのように受けとめられるかお伺いしたいと思います。

**○清川保健体育課総括課長** 部活動指導員のスキルアップ研修も必要だと考えておりました、まずは配置の決まった部活動指導員に対しまして、各学校の実情に合わせた生徒の実態などをきちんと捉えてもらうことを校長先生からやっていただいております。配置後、県教育委員会としましては、年2回、地区ごとに分けまして指導者を集め、指導者の情報交換等も含めながら、医・科学サポートを含めた有効な手だて、それからコミュニケーションスキルといった内容の研修をして、相互のスキルアップを図る予定であります。

郷右近浩委員の御指摘のとおり、実績のある部活動指導員を派遣してお話いただくというのも有効な手段と考えておりますので、取り入れてまいりたいと考えています。

**○郷右近浩委員** これまで学校の現場に外部の人が入ってきて指導するということは、いろんな形で部活動の時間後のスポーツ少年団などを地域の方々が見るといった形はとっていたものの、現場の中に入って指導することは、これまでなかった部分で、相互理解をしっかりと作りながら進めていただければと思います。

もう一点、今回小学校、中学校に関しましては県内の学校全てにクーラーを設置する方針が出されまして、それぞれ市町村ごとに検討しながら、時期を調整して取り組んでおられると。できればことしの夏から全部設置できればいいのでしょうかけれども、いろんな条件が重なった中で難しいという話も聞いております。ただし小中学校には全ての教室にクーラーがつくとお伺いしております。

先日、千葉進委員が一般質問で、高校へのクーラー設置について質問した際に、保健室、学習指導室につけていただくということでした。それは本当に素晴らしいと思います。まずは一步、県としてしっかり取り組んでいただいている結果かと思って、評価するものがあります。ただ、さらに進んで、高校においても各教室、各クラスにクーラーに設置する

といった方向は、県として考えられないものか。

小中学校については、国としての方針が打ち出された中で進められていますが、高校については、国として、方向としては出てきていないわけであります。ことしは暑いのか涼しいのか、わからないような気候ですが、去年のような酷暑の状況の場合に、小中学生より高校生が幾らか体力があるとしても、集中する環境といったことから、高校にもつけるべきではないかと思うわけでありますが、これについての取り組み等、どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○**新田学校施設課長** 県立高校におけます普通教室へのエアコンの設置についてであります。郷右近浩委員おっしゃるとおり、熱中症対策、学習環境の改善という観点から、小中学校と同様に高等学校への整備も非常に大切なことだと認識しております。これを踏まえまして、引き続き国に対して、地方財政措置の拡充を要望していくとともに、県におきましても、さまざまな整備手法等を検討しながら計画的に整備に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○**郷右近浩委員** 前回の閉会中の委員会でお伺いした際には、今回の国の小中学校に対しての設置単価を考えると、同じ単価で高校に設置すると想定しますと何十億円になり、県単費で設置するにはなかなか難しいといったお話をいただきました。そのときも、例えば国単価でしっかりしたものでなくても、室温が2度、3度下がるくらいでもいいのだからという話をしました。でも、県教育委員会の皆様方の心の中にはせっかくだらばという部分があったと感じていたわけであります。何とか国に対して求めていく、さらには県としてどのような方策がとれるかについて、今お話をいただきまして安心いたしました。ぜひ前に進むよう取り組んでいただきたいと思います。以上でございます。

○**小西和子委員** まず、教職員の配置についてお伺いいたします。2016年度の教員定数の割合は99.3%でありました。衝撃的でした。今年度の小中学校の基礎定数と加配定数を伺います。あわせて充足率も伺います。

まとめて伺います。産休、育休、病休代替が配置されていないという情報があります。臨時採用教職員の欠員数を伺います。産休、育休、病休代替等、事由別をお願いします。病休者の人数を校種別に伺います。精神疾患の人数と割合も伺います。負担軽減等、配慮を要する教職員の人数を校種別に伺います。

○**金野小中学校人事課長** まず、基礎定数と加配定数についてであります。小中学校の令和元年度の基礎定数は6,344人、加配定数は767人となっております。また、基礎定数に対する充足率は100%であります。加配定数につきましては、教師の不足により5月1日時点で35名の未配置があり、充足率は95.4%となっております。

続きまして、産休、育休、病休代替に係る欠員数についてであります。5月1日現在の報告によりますと、産休代替につきましては1名の欠員、育休代替につきましては1名の欠員、病休代替につきましては4名の欠員であります。

○**山村教職員課総括課長** 平成30年度の病休者の状況です。小中学校の病休者189人、う

ち精神疾患は76人、割合は40.2%。県立学校の病休者は123人、うち精神疾患は36人、割合は29.3%となっております。

次に、配慮を要する教職員の人数でございますが、精神疾患により療養していた者が復職する際に、審査会を経て復職しますが、その際に超過勤務や休日勤務などを制限することや治療継続することを条件として復職した者は、平成30年度、小中学校で24人、県立学校で18人となっております。

○小西和子委員 加配定数は35人未配置ということであります。それから、産休、育休代替はそれぞれ1人、病休代替は4人ですけれども、ある集まりで私はそっちでもこっちでもあると聞いたので驚いていたのです。なぜか少ないという気がいたします。産休、育休代替につきましては、日にちがわかっているのですから、その代替が入らないということはあってはならないことと思います。その分、担任外の教員等が担任を担って、また過重労働になり心を患うという悪循環になっております。そのあたりを配慮していただきたいと思います。

それから、負担軽減等の方々ですけれども、過重労働をしなければこのようなことにならなかった方々なわけですよ。ですから、負担軽減するためには周りの教職員がフォローするという事なので、人を配置することが重要だと思います。

そもそも岩手県の問題は、35人以下学級を、全て小2から中3まで加配で補っていて、220人の加配がそこに張りついているため、県全体として教職員が疲弊していると私は捉えています。他県とは全くそこが違います。ですから、県単費で少人数学級の人件費を賄うべきと主張したいと思います。

次に、そのような状況から、教職員は過重労働である、ブラックであるというイメージが蔓延しております。そのために教員採用試験を受ける方々がどんどん減っておりますけれども、その傾向について伺います。校種別に倍率、新卒者と既卒者の割合、それから今後の課題について伺います。

○高橋県立学校人事課長 教員採用試験の傾向についてでございます。小中、それから県立学校ともに、ここ数年志願者の減少傾向が続いております。2020年度の採用試験につきましては、現在、最終の精査を行っているところですので、概数だけということでお許しいただきたいと思います。志願者数は小中学校では700人を割る見込みです。それから、県立学校では500人を割る見込みでございます。いずれも平成31年度の志願者数を下回る見込みとなっております。倍率につきましても、今年度の倍率は出ないわけですが、低下しているのが実情でございます。

その背景としてありますのが、御指摘の点もございましょうが、民間企業に新卒者が流れるという社会情勢も一つの要因としてあるのではないかと考えております

志願者の内訳についてでございますが、新卒、既卒の内訳は昨年とほぼ同じ割合でございます。新卒者がおよそ3割程度、既卒者が7割程度となっております。また、県内の校種の割合については全体の6割となっております。

今後につきましては、志願者の確保が大きな課題と考えております。岩手県が求めている教員像、あるいは教員という仕事そのものの魅力をもっと発信していかなければならないと考えております。そういった説明の機会を持つために、大学訪問等の数をふやして学生に呼びかけることも強化してまいりたいと思います。

いずれ志願者の増加、優秀な人材の確保に向け、取り組みを一層強めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 たしか、昨年の小学校の志願者の倍率は 2.8 倍でしたか。もっと少なかったでしょうか。

○高橋県立学校人事課長 昨年度の小学校の倍率は 2.7 倍になっております。

○小西和子委員 3 倍を割ると危険水域と呼ばれていることは御承知だと思います。個人名はここでは言いませんけれども、このことを岩手大学の教授が危惧しておりまして、このままだったら教職を希望する学生がどんどん激減すると。早く学校現場の多忙化を解消しなければいけないという御助言を受けております。後でまとめて佐藤教育長に伺います。

その次に、学校の働き方改革についてですが、初任者研修を見直す動きが広がっております。朝日新聞に出ましたね。岩手県も初任者の研修を分散させるとのことでしたが、いかがでしょうか。文部科学省は初任者研修の弾力的実施を認める通知を出しております。一番進んでいるのは福岡県ですので、福岡県教育委員会と岩手県教育委員会の研修の比較を伺います。

○木村学校調整課総括課長 初任者研修についてであります。本県におきましては教育センター研修と教育事務所研修との内容の重複等を整理し、効率的な研修体系になるよう研修項目を見直し、平成 26 年度から、順次初任者研修を 3 年間に分散し、初任者研修、2 年目研修、3 年目研修として実施しております。これまで 1 年間で実施してきました研修を分散するとともに、研修日数や時数も削減したことから、研修者の負担の軽減につながっていると認識しております。

また、昨年 6 月、文部科学省から発出された初任者研修の弾力的実施についての通知を受けまして、県教育委員会として検討を行い、教職大学院修了者につきましては、その学習の経過を踏まえ、一般の初任者が 180 時間受講している校内研修を 90 時間とする軽減措置を講じることといたしました。

なお、福岡県教育委員会との比較ですけれども、3 年間かけて初任者を育成している点、あるいは教職大学院修了者への軽減措置については本県と共通しておりますが、福岡県では勤務経験を有する者について軽減措置を講じており、ここに相違が見られております。

○小西和子委員 福岡県教育委員会では、ことしから初任者研修を見直しました。校内研修は年間最大 200 時間から 130 時間に減らしました。自らの課題について論文を書き、発表する課題研修をやめました。年 4 回の公開授業を 2 回にして、2 泊 3 日の宿泊研修も廃止しました。校外研修は 14 日間から 11 日間に減らし、1 年目にかかる負担を軽減し、指導するミドル世代の負担をやわらげたいということです。全国平均でありますと、校内の

研修の平均は週 7.9 時間です。岩手県は週 8.4 時間です。校外の研修は、岩手県は年間 23 日間です。全国平均は年間 18.8 日間です。うち宿泊研修については岩手県は年間 4 日間です。全国平均は 2.1 日です。大分違います。岩手県は過重だと思います。

3 年前でしたか、3 人の初任者が倒れてしまって、中には学校現場から救急車で運ばれた方もおりました。その方は最終的に学校現場に戻れませんでした。そのくらいダメージが大きいのです。ですから、福岡県水準までいかななくても、せめて全国平均まで軽減すべきだと思います。後でまとめて佐藤教育長からお伺いしたいと思います。

次に、小学生のクラブ及び特設クラブが、部活動の時間設定、休養日などについて、岩手県における部活動の在り方に関する方針に沿って活動しているのか伺います。過重な課外クラブがあるのは御存じだと思いますので、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○清川保健体育課総括課長 部活動の時間設定及び休養日につきまして、日本中学校体育連盟は、公立の中学校の多くはガイドラインについて理解し、おおむねそれに沿って活動していると報告しております。本県におきましても、各学校では市町村教育委員会が策定した方針を踏まえて学校の方針を策定し、生徒や保護者に周知を図りながら、方針に基づいた活動を行っていただいております。

なお、岩手県における部活動の在り方に関する方針は、部活動を補完する目的で行われている保護者会の練習ですとか、スポーツ少年団の活動においても、部活動の負担と合わせて基準を超えないことと示しております。これに基づいた活動が進められているものと捉えております。

続きまして、小学生のクラブ活動についてでございますが、県の方針は主に中学校及び高等学校の部活動を対象にしたものでございますが、小学校における特設クラブ等の活動実態につきましては、県の方針の改定に係る検討会議において、吹奏楽や合唱等の活動時間が長いとの指摘がございまして、一部には適切な活動が行われていない場合もあると認識しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも小学生を含めた児童生徒の望ましい活動の推進に向けた通知をしておりますが、今後も引き続き児童生徒の発達の段階を考慮した健康で安全なスポーツ活動や文化活動が行われるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 部活動の時間設定と休養日について、ほぼ守られているという認識でありますけれども、実際毎日午後 6 時まで勤務時間外も部活動を指導する学校もあります。ぜひそのあたりのチェックをお願いいたします。

それから、小学校の課外クラブがいかに大変かということを読み上げたいと思います。これは県北にある某学校ですが、スポーツ課外クラブとマーチング課外クラブがあつて、希望者が入っているということです。保護者負担等もあり、保護者が子供に入るのをやめるように話すこともある。何が大変かというと、保護者から集金、バザーを実施するなどして年間 200 万円から 300 万円の活動資金を拠出しています。課外クラブの指導は地域の

指導者や教員が担って、教員全員がスポーツかマーチングのどちらかを担当します。スポーツもマーチングもコンテストや大会に向けて練習をしており、大会引率を教員が行う場合もあるということです。

それから、県中央部の小学校ですが、高学年は陸上か水泳、金管のどれかに入る形をとります。金管は通年で活動を行い、学習発表会間近以外は練習回数を減らしている。子供たちには一応意思確認をしてはいる。初任3年目で1年生担任が陸上の課外クラブの、主担当をして、5年生、6年生の約200名の児童を放課後に指導し、陸上練習をスタートさせている。放課後にあすの打ち合わせをしようと思ったら、クラブの人数調整などをそれぞれやっていて、この教員がかかわらずにどんどん進めているそうです。4月の第2週の段階で陸上大会、5月に全国小学生陸上競技交流大会地区予選、6月に県大会、8月に全国大会が開催され、それに向けて陸上課外クラブが指導しています。このようなとんでもないことが小学校で起きているということを県教育委員会の皆さんにも認識していただきたいと思います。

では、最後に日本の教員勤務時間最長、OECD小中調査、部活・事務負担大と報道されました。この結果をどのように受けとめているか。現場からは、さらに業務が拡大して人が足りないとの声が聞こえてきます。そのことをお伺いしたいと思います。

○山村教職員課総括課長 今般発表された2018年の調査結果では、2013年の調査結果から、教員の勤務状況に大きな改善は見られなかったものと報道されております。県ごとの状況は明らかになっておりませんが、本県も同様の傾向にあると思われまますので、引き続き働き方改革プランに基づいて取り組みを進めていく必要があると受けとめております。

○小西和子委員 私は県立学校も小中学校も訪問させていただいているのですが、なぜか小中学校の人が足りないと感じます。まず、職員室に先生方がいないのです。担任外もいません。いるのは校長先生ぐらいです。何が起きているのかと見ておりますが、まず教室に入れない、不登校、全く来られない子供、別室登校、保健室登校、学校外登校という子供がふえてきていて、学校全体でチームを組んで対応しているところもありますが、中には養護教諭に預けている学校もあります。

もっと驚いたことに、授業中に教室から抜け出したりする児童生徒が急増しているのです。私も発達障がいの子供を担当したとき経験しましたが、ぼんと抜け出すのです。そのときは、支援員の方がすぐ追いかけて安全確保していました。ここ近年ぐっとふえているのです。私が思うには、小中学校には本当に人が足りないのです。人をふやしてください。35人以下学級に張りつけている加配を、県内の学校に配置してください。そうでないと学校が成り立たなくなります。

前高橋教育長とは約束をしたのですが、佐藤教育長も学校現場に入っていただきたい。肌で感じていただきたい。そんなに大変なのに、産休、育休、病休代替が入らない。高校ではそういうことはないと思います。

このような状況で長時間労働をゼロにするという目標が達成できると考えているのでし



ようか。2020年までの目標達成の道筋について伺います。また、県の教員、校種別の勤務時間の状況を伺います。

○山村教職員課総括課長 平成30年度の県立学校における教員1人当たりの時間外勤務の月平均の時間についてでございます。高校は41.1時間、特別支援学校は16.7時間であり、小中学校については、そのような資料がございません。

働き方改革プランについてでございますけれども、目標の達成を目指して昨年8月から、全ての県立学校にタイムカードを導入して、教員の勤務時間を客観的に把握できるようにして進めております。まず、その勤務時間の実態をしっかりと把握し、その量に対して対応していくことが必要だと考えております。それぞれの取り組みを実施しまして、働き方改革プランを着実に推進してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 業務を減らさなければ目標は達成できません。小学校の現場でタイムカードを導入したところ、パソコンの入力は自分でやりなさいと言われたそうです。それは管理職の役目ではないかと思えます。かえって業務が拡大しているということもあります。

先ほど斉藤信委員が言いましたけれども、全国学力・学習状況調査、岩手県小・中学校学習定着度状況調査、岩手県中学校新入生学習状況調査の実態がどうなっているか。そのために子供への弊害とか教職員の多忙化、県教育委員会が出したガイドラインは全く守られていないということがあります。先ほどお話がありましたけれども、岩手県小・中学校学習定着度状況調査は見直すべきだと考えます。

ただいま教職員の配置について、学校の働き方改革について等を質疑いたしました。最後に佐藤教育長に、今後どのようにして長時間労働をゼロにする目標を達成するのかを含めて答弁を伺いたいと思えます。

○佐藤教育長 先ほどからいろいろと多くの質問をいただいております。答弁に入る前に、ちょっと個人的なお話もさせていただきたいのですが、お許しをいただければと思えます。

実は、きのう還暦の年祝いがありまして、四十数年振りに恩師と話をする機会がありました。中学校の恩師だったのですが、80歳を超えており、校長先生もやられた方なのですが、私が教育長に就任したということで、まず御挨拶に伺って、いろいろとお話を伺う機会がありました。四十数年前の自分たちが教師として向き合っていたときと比べると、大変な時期に教育長になったということと言われました。でも、それだけ時代が変わってきているのだと思えます。ただ、そういう中であっても、教育の本来の姿というのは、子供たちと向き合う時間がしっかりと確保されて、そしてそれぞれの学習指導要領に基づいた、それぞれの学年のそれぞれの教育に携わって、そして子供たちに確かな学力、豊かな心、健康な体をちゃんと育てて、育んでいくということは変わらないのだと思えます。

そういったことから、今時代がどんどん進んでいく中で、教員の多忙化も拍車がかかっているということだと思えます。

きょうの請願陳情の審査でも議論になりましたけれども、本来であれば教職員定数改善計画をしっかりとつくって、そして今いろんな学習指導要領で取り組まなければならないと

いうことであれば、それにしっかりとした教員の配置というのは当然求められるべきだと思います。そういったことがしっかりされて、財源も伴って、教育の現場である市町村、それから都道府県にきちんとした措置がなされるべきだと思います。そういった意味で、今年度も政府統一要望の際には、新たな教職員定数改善計画の策定を要望してきておりまして、その中には新学習指導要領の円滑な実施、個に応じたきめ細かな指導の実現、教員の働き方改革の推進のため、また少人数学級の拡大を含む新たな教職員定数改善計画をつくっていただいて、早期に策定して、教職員体制の一層の充実を図るようにと要望しております。教育というのは国家百年の計であるものですから、国にはそういったところはしっかり対応していただきたい。私どもも機会あるごとに要望していきたいと考えております。

小西和子委員の御指摘にあるように、今教員採用試験の志願者が減ってきております。それが如実に志願者の倍率にあらわれているわけです。本来であれば子供たちの成長を見守るといふ高い志を持った方々がいっぱいいるわけなのですけれども、そういったことで教員を目指す方が減ってきていることにつながってしまっているのではないかと思います。これは全国的な傾向であると言われております。そういったことをしっかり国も、それから実際の教育現場を抱えている私ども県、あるいは市町村も、早急に取り組んでいかなければならないのだと思っております。

そういった意味で、今言われている働き方改革での取り組みというのが一番求められているところでありますけれども、これについては10年前に多忙化解消の提言書もつくりまして、昨年度は働き方改革プランの本案をつくって、いろんな提言、取り組みをやっております。部活動指導員の導入、スクールサポートスタッフの配置など、さまざま現実的な対応がとれるところにも手を加えてきております。学校現場でそういうところに慎重な姿勢も見られますけれども、そこは小西和子委員から御指摘のありましたように、私も積極的に現場に入って、実際の状況等をしっかり把握しながら、そして子供たちと向き合う時間を確保し、確かな学力、あるいは豊かな心をしっかり育むための体制づくりをしていきたいと考えます。ますます生徒たちも大変になってくるということが心配になってきます。

そういった意味で、こういった令和の時代になって、節目でいわて県民計画(2019～2028)、それから岩手県教育振興計画を策定して取り組むことになったわけでございますので、その点については、きょういろいろと多くの委員から提言も含めたお話もいただきましたので、課題は多いところではありますけれども、一生懸命頑張ってやっていきたいと思いません。

○小西和子委員 先日私は大先輩のところに挨拶に行きました。もう80歳でした。そうしたら、あと20年間頑張らなければならないと言ったのです。100歳までも大丈夫ですと。よく聞いたら、息子さんが過労死をして、一番下の孫が、学校にまだ入っていないということです。だから、あと20年間、俺は頑張って生きていかなければならないのだと言って

ました。つまり長時間労働で何かあった場合には、家族、身内、みんなに影響があるのです。そのことを肝に銘じて、長時間労働ゼロに向けて県教育委員会も頑張っていたきたいと思います。以上です。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終了いたします。

この際、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は平成 29 年 10 月に委員 9 名で発足し、以来、委員各位におかれましては、これまでの 2 年間にわたり、当委員会の所管事項につきまして、終始熱心に御議論いただきました。まことにありがとうございます。

当職といたしましては、これら委員会における審議事項の審査、所管事務の調査を通じまして、二元代表制の一翼を担う議会の役割を果たすとともに、東日本大震災津波からの復興、さらには県政の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところであります。

そして、文化スポーツ部を所管することとなり、記録と記憶に残る委員会でありました。その委員会の運営に当たりましては、千葉副委員長を初め、委員各位及び執行部各位の御協力と御支援に大変感謝をいたすところであります。

終わりに、来るべき選挙に立候補されます各位には、見事当選の榮譽を得られ、再び県議会議員として東日本大震災津波からの復興、そしてさらなる県政の発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

以上をもって、本日の会議は全部終了いたします。これをもって散会いたします。